都城市 すいき ふくし 計画

第４期都城市地域福祉計画

令和７年４月

都城市

第４期地域福祉計画の策定にあたって

近年、急速に社会情勢の変化が進む中、生活課題は複雑化・多様化しています。ひきこもりや不登校児童の増加、生活困窮、子育て環境、障がいのある方への対応、高齢単身世帯の増加による孤独死等、多種多様な課題が浮き彫りとなっています。このような課題に対応する支援のあり方や施策の方向性を明確に示すため、このたび第４期地域福祉計画を策定しました。

本計画は、基本理念を「安心して健康にずっと暮らしつづけたい　共につながり、支え合うまち」とし、人と人、人と社会がつながり、生きがいや役割を持って助け合いながら暮らしていける地域共生社会の実現に向けて、市民の皆様と共に歩む指針となるものです。計画の作成に当たっては、市民の皆様の御意見を反映するため、アンケートの実施や関係機関等との意見交換を重ね、「“つながる支援体制”の構築と人材の育成」、「地域との連携協働」、「多様な人々への対応」という３つのテーマを設定しました。このテーマに沿った各種施策を着実に実行することで、地域福祉の推進が図られるものと考えております。

本市においては、令和２年度に福祉の専門職である社会福祉士を配置、令和４年度には複合的な課題解決に向けた支援体制を構築するため、重層的支援体制整備事業にいち早く取り組み、さらに令和５年度には、庁舎内に「ふくしの相談窓口」を設置するなど、本計画の前身である第３期地域福祉計画に基づいて着実に取り組みを進めてまいりました。地域づくりにおいては、各地区社会福祉協議会を中心に、地域住民自らが地域生活課題の解決に向けた取り組みを進めていただいており、今後もそれらの取組をしっかりと後押ししてまいります。

さらに本計画では、本市と都城市社会福祉協議会とのパートナーシップ宣言として、連携・協働により各種施策に取り組んでいくことを明記しております。さらなる信頼関係を築きながら、協働のパートナーとして強力に地域福祉の推進を図ってまいります。

今後とも地域共生社会の実現に向けて、市民の皆様、地域組織、ＮＰＯ、企業、社会福祉施設等、あらゆる関係者の皆様と一体となって地域福祉の推進に取り組んでまいりますので、引き続きの御協力をお願いいたします。

結びに、本計画の策定に当たり、貴重な御意見や御提案をいただきました都城市地域福祉計画策定委員会の委員の皆様をはじめ、関係者の皆様、アンケートやパブリックコメントに御協力いただきました市民の皆様に心から御礼申し上げます。

令和７年４月
都城市長　　池田 宜永

地域共生社会の実現と包括的な支援体制の構築

現在、地域社会では、少子高齢化や人口減少のみならず、家族に頼ることができない人、地域社会から孤立した人、安定した雇用とうまく結びつかない人など、社会的孤立の問題が深刻化しています。

こうした状況の中で、どのように地域福祉を推進していけばよいでしょうか。その指針になるが、地域共生社会という考え方です。

地域共生社会は、支え手・受け手という関係を越えて、誰もが役割をもって活躍できる地域社会をつくっていくという考え方です。このような社会を実現していくためには、従来の発想を超えて、地域で様々な市民や民間の活動を活発にし、困難な状況にある人が、つながりを再構築し、活躍できる機会や場を生み出していくことが必要です。幸い、都城市には自治公民館活動の伝統、地区社協による地域福祉活動、社会福祉協議会をはじめとした福祉専門職の実践といった市民や民間による多様な取組の実績があります。今後は、こうした取組をさらに豊かにするとともに、福祉関係者だけではない多様な市民の参加を後押ししていくことも求められます。

同時に、地域福祉は民間の取組だけではなく、それを支える行政の体制整備が重要になります。行政が、困っている人の相談をしっかりと受け止め、市民と協働して課題解決に取り組んでいくことで、行政と民間が両輪となって地域福祉を推進していくことが重要です。

第４期都城市地域福祉計画は、こうした行政と民間が両輪となって進めていくための施策、すなわち都城市の「包括的な支援体制」の構築に向かう方向性を示した計画です。この計画が、行政各部局や各分野で活躍する専門職や団体、市民の多様な「のりしろ」を引き出し、それらが豊かに重なり合うことで都城らしい包括的な支援体制を実現する道標となることを心より祈念しています。

最後になりましたが、計画策定にあたって積極的にご協力いただきました市民、関係機関・団体の皆様にお礼を、そして策定過程で課題解決に向けて常に前向きにご議論いただきました委員の方々に感謝を申し上げます。

令和７年４月
都城市地域福祉計画策定委員会
委 員 長　　永 田　　祐
（同志社大学　社会学部　教授）

計画の実践に向けて

近年、急速な少子高齢化の進行や核家族化、単身世帯の増加、住民相互のつながりの希薄化により、虐待や孤独死、ひきこもりなど地域福祉の課題が顕著になっています。さらに、認知症、児童虐待、生活困窮、ダブルケア、8050 問題といった課題が複雑化・多様化しています。また、自然災害の猛威も課題の一つです。

そのような背景を踏まえ、我が国は「支え手」「受け手」の関係を超えて、地域でつながり支え合う「地域共生社会」の理念を示しています。その実現に向けて本計画では今回、これからの本市が目指す重層的支援体制の在り方として「都城版重層」の仕組みづくりが新たに描かれています。都城市社会福祉協議会では現在までに「ふくしの相談窓口」の開設、15 地区担当制の機能強化などに取り組みましたが、その実現に向けて、個別課題の対応をより充実強化しながら、分野を超えた地域づくりの更なる展開を推進することにより、「個別支援と地域支援」がより一体となった地域福祉実践に取り組む所存です。

あわせて、本会の役割として「みやこんじょ社協職員像～ハート・アクション・コミュニティ～」を掲げていますが、令和 6 年度より、地域福祉を推進する主体として自ら「地域福祉法人」を標榜し、「様々な人と語り合い、つながりを大切にし、地域の皆さんの夢のある地域生活を応援します」との使命を掲げ、職員一人ひとりが、協働の「要」になることを目指すこととしました。本計画で新たに明記されました「パートナーシップ宣言」に基づきながら、行政や地域住民、福祉施設等、企業、団体など、地域社会の様々な人や組織との協働の「要」としての役割を担えるよう邁進してまいります。

本計画の基本理念であります「安心して健康にずっと暮らしつづけたい　共につながり、支え合うまち」を具体的に実現していくために、都城市地域福祉活動計画及び 15 地区地域福祉活動計画についても多様な参画協働をいただきながら、これからの活動計画づくりと地域福祉実践を推進してまいります。

最後になりますが、本計画の策定にあたり、ヒアリングやアンケート調査にご協力いただきました地区社協はじめ関係団体、地域住民の皆様に心から感謝申し上げますとともに、今後も地域福祉の推進につきまして、みなさまのご支援とご協力をお願い申し上げます。

令和７年４月
社会福祉法人都城市社会福祉協議会
会　長　　島 津　　久 友

目次

第１章　計画策定の背景と意義 3

1　地域福祉計画の概要 4

(1) 地域福祉計画策定の背景と必要性 4
(2) 計画の位置付け及び期間 7
(3) 計画の基本理念及び基本方針 9
(4) 計画を展開する圏域 10
(5) 計画策定の推進体制 11
(6) 地域福祉計画に内包する関連計画 【重層】【再犯】【後見】 13

2　本市と都城市社会福祉協議会とのパートナーシップ 16

(1) 連携・協働のパートナー 16
(2) 行政と社会福祉協議会の役割 16
(3) パートナーシップの具現化に向けた組織体制の強化 16
(4) 主な具体的取組 17

第２章　本市の現状と住民の声 18

1　本市の状況 19

(1) 人口の推移 19
(2) 高齢関係 20
(3) こども関係 22
(4) 障がい関係 23
(5) 生活困窮関係 24
(6) 再犯関係 【再犯】 25
(7) 後見制度関係 【後見】 27
(8) ひきこもり関係 28

2　地域資源の状況 29

地域活動を展開する主な組織・団体 29

3　地域福祉に関するアンケート、ふれあいアンケート及び地域（地区社協等）の声 31

（1）地域福祉に関するアンケート 31
（2）令和５年度ふれあいアンケートの概要 34
（3）地域の声（地区社協等に行ったアンケート） 36

4　本市の主な課題解決に向けた第４期地域福祉計画のテーマ 38

第３章　施策の体系と取組展開 39

1　施策の体系 40

基本方針１『分野を超えてみんなで支える体制づくり』 41

1.1　相談窓口の充実 42

1.2　包括的な支援体制の仕組みづくり 45

1.3　地域共生社会実現に向けたデジタル化の推進 47

1.4　ソーシャルワークを担う人材の育成 49

基本方針２『共に支え合うお互い様の地域づくり』 50

2.1　地域福祉の応援団づくり 54

2.2　地域でつながる機会の充実 58

2.3　生活困窮者支援の充実 62

基本方針３『一人ひとりを支える基盤づくり』 64

3.1　社会参加の機会の確保・創出 65

3.2　こどもがいきいきと成長できる環境 67

3.3　「その人らしく」生きるための支援　【後見】 70

3.4　多様な地域生活課題への対応　【再犯】 74

第４章　本市の重層的支援体制 79

1　重層的支援体制整備事業の実施体制 80

(1)　包括的相談支援事業 80

(2)　地域づくり事業 83

(3)　新たな機能 85

2　関係機関との連携体制 88

(1)　重層的支援会議 88

(2)　支援会議 90

(3)　庁内連携の体制について 92

3　今後の重点的な取組 93

(1)　参加支援、アウトリーチ等を通じた継続的支援の機能を発揮できる体制づくり 93

(2)　分野を超えた地域づくり事業の展開 94

第５章　計画の進行管理 96

1　計画の推進体制及び進行管理 97

(1)進行管理の方法 97

(2)評価方法 97

(3)計画の周知 97

2　評価 98

【資料編】 100

1　地域福祉計画策定までの経過 101

2　都城市地域福祉計画策定委員会名簿 102

3　都城市地域福祉計画策定ワーキンググループ名簿 103

4　事務局名簿 104

第１章　計画策定の背景と意義

１　地域福祉計画の概要

（１）地域福祉計画策定の背景と必要性

これまでと近年の状況

本市は、「市民一人ひとりが安心して健康で暮らせる地域」の実現に向けて、公的サービスの提供に加え、市民や福祉関係団体、NPO 法人[1]などと協働し、地域の支援体制を拡充してきました。また、各福祉分野で専門的な相談体制の整備も進めてきています。

しかし、近年では住民の生活環境や社会状況の変化に伴い、新たな問題が顕在化してきています。高齢化による孤独死、ひきこもり[2]や子育て環境、不登校児童生徒の増加、買物弱者[3]の増加など、多種多様な課題が浮き彫りとなっています。さらに、現役世代の減少による担い手不足、人間関係や地縁関係の希薄化なども深刻化しており、これらが自治公民館の加入者減少といった、地域コミュニティ[4]自体の活力低下につながっています。

地域福祉とは

地域福祉とは、全ての住民が地域の課題を自ら把握し、主体的にそれに取り組むための「協働」です。それは、地域住民の力や関係する事業者等と連携し、行政による支援を活用しつつ行われます。

地域福祉は、平成 12 年（2000 年）に改正社会福祉法の第１条で「地域における社会福祉の推進を図る」と明文化されました。時代の変化に対応し、全ての住民が関与しつつ、新たな形の支援を活用し、地域に根ざした福祉の実現に向けて進めていく必要があります。

地域福祉に求められるもの

社会構造の変化とともに生活スタイルが変わるなか、高齢者、障がい者、こどもなど、すべての住民に向けた地域づくりの必要性がますます高まっています。この地域づくりは、小さな問題から大きな問題まで、多様な地域生活課題に個々が主体的に取り組むことを可能にし、それぞれが自分らしさを保ちながら生活できるようにするものです。

また、「支えられる側」や「支える側」といった一時的な関係性に留まらず、分野を超えて資源や人材がつながる社会の形成が求められています。特に地域ならではの住民の結びつきを深めることが重要です。

全ての市民が参加し、互いを尊重しながら豊かな生活と生きがいを追求し、地域を共有し、共につくり上げる地域共生社会の形成が求められています。

NPO 法人[1]：営利を目的とせず社会的な利益を追求するための活動を目的として設立された法人。
ひきこもり[2]：様々な要因の結果として社会参加（就学、就労、家庭外での交遊など）を回避し、概ね６か月以上家庭にとどまり続けている状態。
買物弱者[3]：日常の買い物に困難を感じる人々。
地域コミュニティ[4]：特定の地理的区域に住む人々が形成する社会的集団やネットワーク。

地域福祉のイメージ

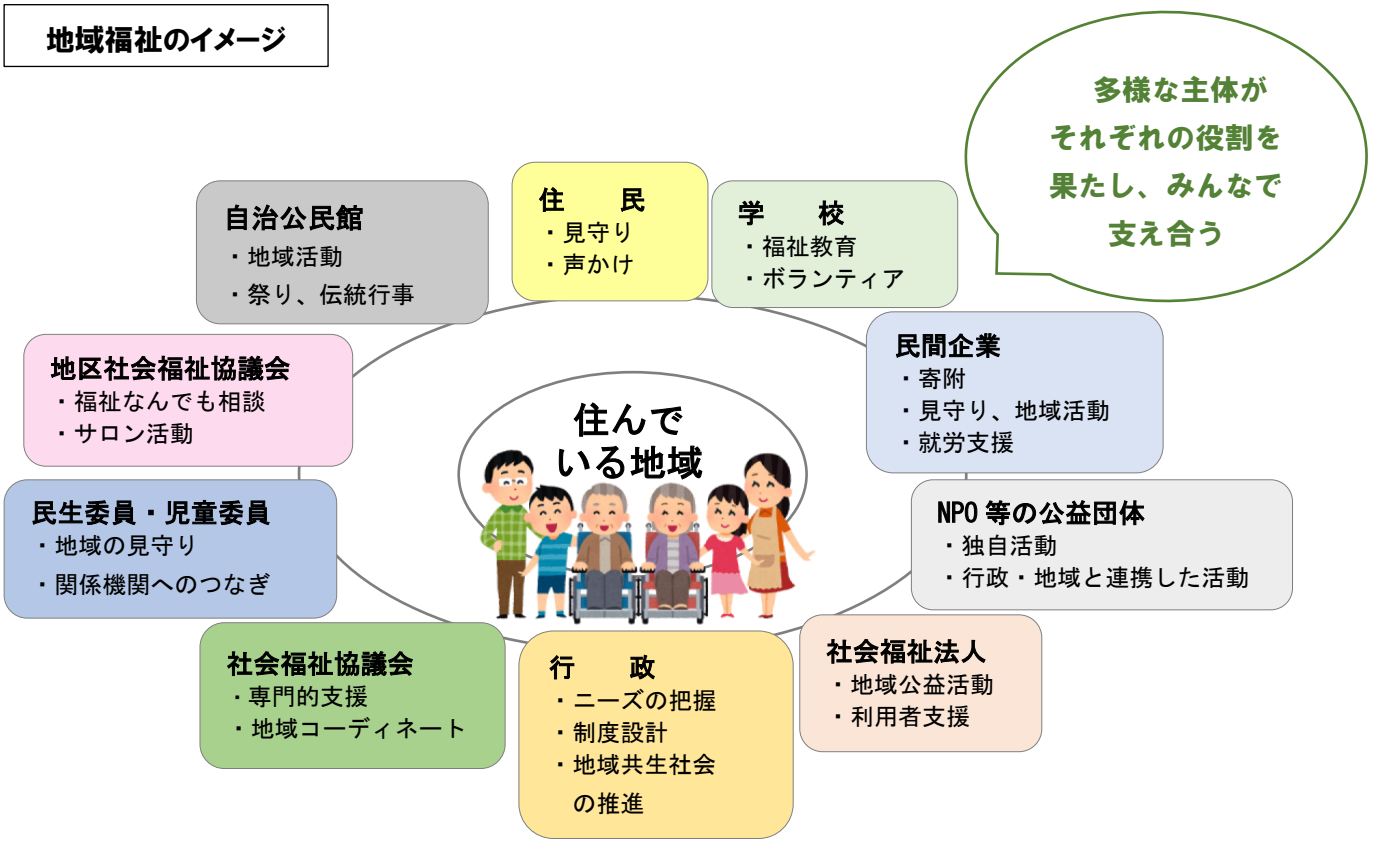

地域福祉計画とは

地域福祉計画は、平成 30（2018）年４月の改正社会福祉法第 107 条における地域福祉の推進に関する事項に基づき、以下の事項を一体的に定める計画として策定することが努力義務化されました。

① 高齢者、障がい者、こども、その他の福祉に関し共通して取り組むべき事項
② 福祉サービスの適切な利用の推進
③ 社会福祉を目的とする事業の健全な発達
④ 地域福祉活動への住民参加の促進
⑤ 包括的な支援体制の整備
- 地域住民の参加、拠点の整備、研修の実施、環境の整備
- 地域住民の相談を包括的に受け止める場の整備、周知
- 地域の関係者等との連携による課題の早期発見、早期対応による支援
- 生活困窮者支援等の関係機関によるチーム支援、支援に対する協議、検討の体制整備
- 支え合い活動による共に支える体制の整備　など

地域共生社会の実現に向けたイメージ

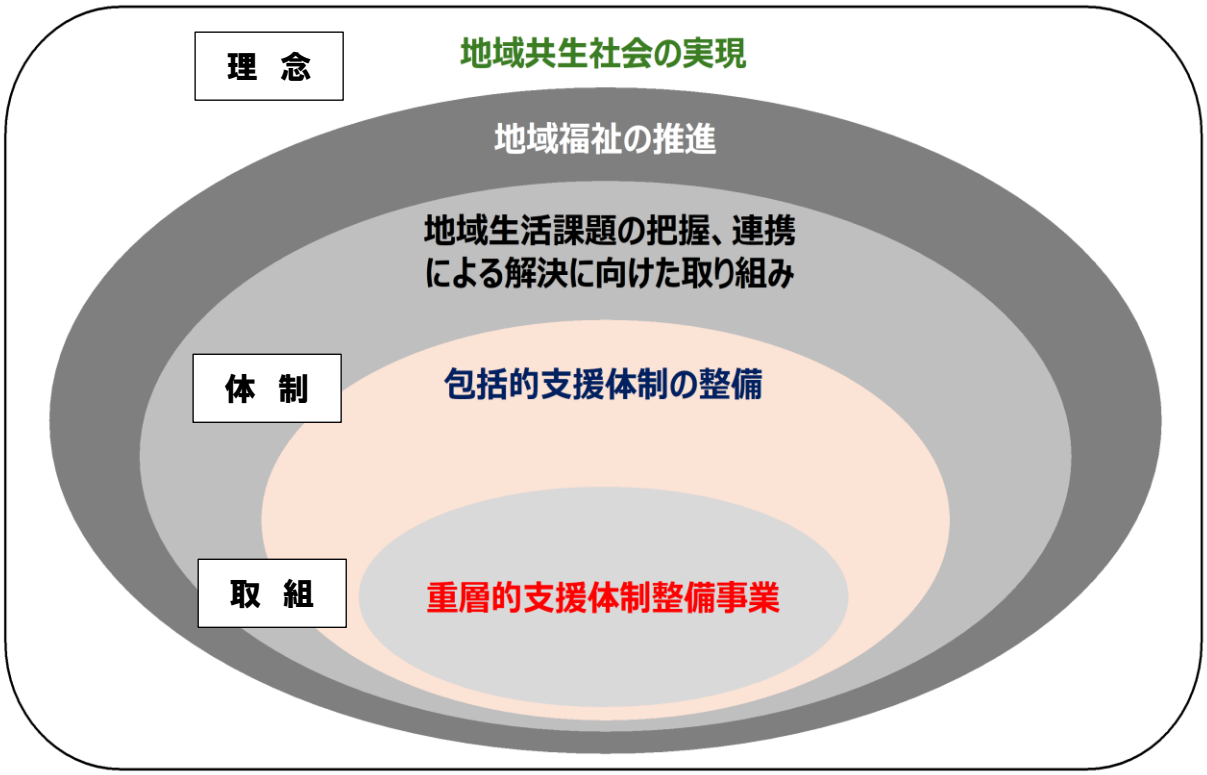

理　念

全ての人々が地域、暮らし、生きがいをともに創り、支え合うことができる社会を目指します。

体　制

あらゆる住民が抱える地域生活課題の解決のために、地域住民・専門機関・行政等が連携し包括的に支援していきます。

取　組

高齢、障がい、こども、生活困窮などにおける複雑化・複合化した支援ニーズに、異なる専門分野が層を成して連携・協力しながら支援を行います。

（２）計画の位置付け及び期間

地域福祉計画は、高齢者、障がい者、こどもといった福祉に関する各分野の計画において共通して取り組むべき事項を記載する上位の計画であるため、各分野別の計画における理念やしくみと整合性を図っています。また、本計画では、各分野別の計画では対応できない問題についても、行政だけでなく地域住民や関連する事業者との協働による取組により解決を目指します。さらに、保健、医療、および生活関連分野とも協調しながら効果的な連携を進めていきます。

①　地域福祉計画の位置づけ

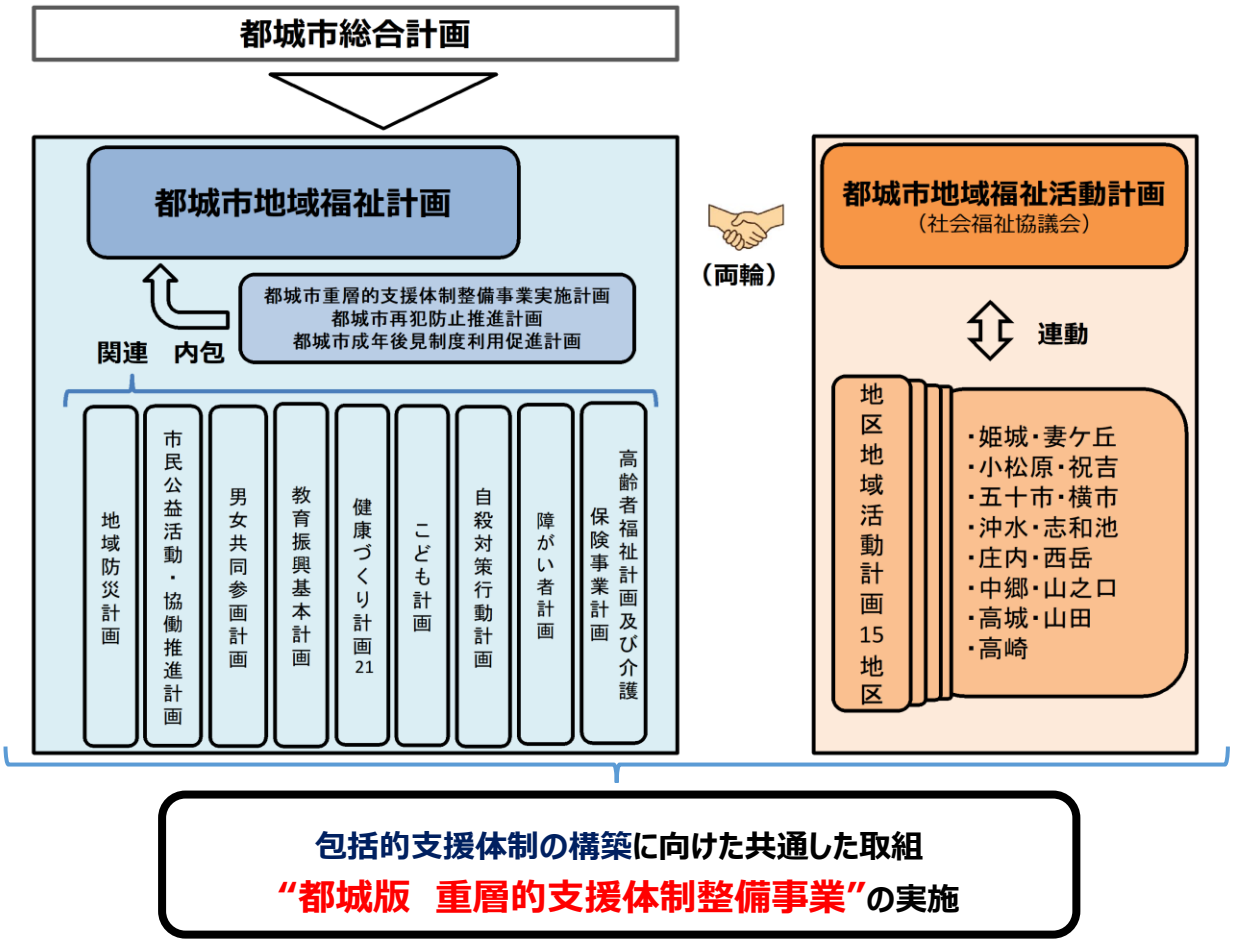

②　上位計画としての機能

地域福祉計画は、高齢者、障がい者、こどもなど、各福祉分野に共通して取り組むべき事項を包含する計画です。これにより、地域福祉計画は福祉関連計画の上位計画として位置づけられ、包括的支援体制の構築に向けた基盤となります。

この上位計画としての役割を踏まえ、本計画では、関係機関等との連携・協働を強化し、複雑化・複合化した地域生活課題に対応するため、重層的支援体制[5]整備事業を実施していきます。（詳細は、第４章に記載）

重層的支援体制[5]：地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制。

③ 第４期地域福祉計画及び関連計画の期間

第４期地域福祉計画（以下「第４期計画」という。）の計画期間は、令和７（2025）年度から令和 11（2029）年度までの５年間とします。また、施策の進捗状況など確実に進行管理するため、３年目に見直しを行い、今後の社会情勢等の変化があった場合にも必要に応じ見直しを行います。

<table>
<tr><th rowspan="2">計画名／年度</th><td>(R2)
2020</td><td>(R3)
2021</td><td>(R4)
2022</td><td>(R5)
2023</td><td>(R6)
2024</td><td>(R7)
2025</td><td>(R8)
2026</td><td>(R9)
2027</td><td>(R10)
2028</td><td>(R11)
2029</td></tr>
<tr><td colspan="10"></td></tr>
<tr><td>都城市総合計画「基本構想」</td><td colspan="8">2018～2027（10 年計画）</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td>都城市総合計画「総合戦略」</td><td colspan="2"></td><td colspan="4">2022～2025（４年計画）</td><td colspan="4"></td></tr>
<tr><td>都城市地域福祉計画</td><td colspan="5">2020～2024（５年計画）</td><td colspan="5">2025～2029（５年計画）</td></tr>
<tr><td>都城市障がい者計画</td><td colspan="4"></td><td colspan="6">2024～2029（６年計画）</td></tr>
<tr><td>都城市障がい福祉計画</td><td colspan="4"></td><td colspan="3">2024～2026（３年計画）</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td>都城市障がい児福祉計画</td><td colspan="4"></td><td colspan="3">2024～2026（３年計画）</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td>都城市自殺対策行動計画</td><td colspan="4"></td><td colspan="6">2024～2029（６年計画）</td></tr>
<tr><td>都城市高齢者福祉計画及び
介護保険事業計画</td><td colspan="4"></td><td colspan="3">2024～2026
（３年計画）</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td>都城市こども計画</td><td colspan="5"></td><td colspan="5">2025～2029（５年計画）</td></tr>
<tr><td>子ども子育て支援計画</td><td colspan="5">2020～2024（５年計画）</td><td colspan="5" rowspan="3">2025 年（令和７年）から
「こども計画」に集約</td></tr>
<tr><td>みやこのじょう子どもの未来
応援計画</td><td colspan="2"></td><td colspan="3">2021～2024（４年計画）</td></tr>
<tr><td>健やか親子 21 計画</td><td colspan="5">2015～2024（10 年計画）</td></tr>
<tr><td>みやこのじょう健康づくり計画 21</td><td colspan="4"></td><td colspan="6">2024～2035（12 年計画）</td></tr>
<tr><td>都城市教育振興基本計画</td><td colspan="7">2017～2026（10 年計画）</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td>都城市男女共同参画計画</td><td colspan="4"></td><td colspan="4">2023～2027（５年計画）</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td>都城市市民公益活動
・協働推進計画</td><td colspan="4"></td><td colspan="4">2023～2027（５年計画）</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td>都城市地域防災計画</td><td colspan="10">2016（H28 年）年策定以降　毎年見直し</td></tr>
</table>

〇社会福祉協議会の地域福祉活動計画

<table>
<tr><th rowspan="2">計画名／年度</th><td>(R2)
2020</td><td>(R3)
2021</td><td>(R4)
2022</td><td>(R5)
2023</td><td>(R6)
2024</td><td>(R7)
2025</td><td>(R8)
2026</td><td>(R9)
2027</td><td>(R10)
2028</td><td>(R11)
2029</td></tr>
<tr><td colspan="10"></td></tr>
<tr><td>都城市地域福祉活動計画</td><td></td><td colspan="4">第４次
2021～2025（５年計画）</td><td colspan="5">第５次
2026～2030（５年計画）→</td></tr>
</table>

（３）　計画の基本理念及び基本方針

地域福祉には、住み慣れた地域社会の中で、家族との関係、また近隣の人々、知人、友人等との社会関係を保ち、みずからの能力を最大限発揮し、誰もが自分らしく、家族及び地域の一員として、生活できるような社会を地域住民、社会福祉関係者、行政等が協働でつくり出して行くことが求められています。

本計画は、第２次都城市総合計画の目指す、本市の地の利、地域資源、人間力あふれる市民が持つ高い可能性を活かし、本市の目指すまちの姿、理想とするまち「市民の笑顔が広がる南九州のリーディングシティ」の実現に向け住民と行政が協働して取り組むための一翼を担います。

本計画の基本理念は、「安心して健康にずっと暮らしつづけたい　共につながり、支え合うまち」とします。そして、基本理念を具現化するために、都城市総合計画の基本構想で目指す都市目標像、まちづくりの基本的な方針や方向性に沿って、次のように基本方針を設定します。

基本理念	**安心して健康にずっと暮らしつづけたい 共につながり、支え合うまち**

第２次都城市総合計画に掲げる本市の目指すまちの姿「市民が主役のまち」「ゆたかな心が育つまち」に沿って、本市の地域福祉に関する課題解決の目標も踏まえ、基本方針を設定し、施策を具体的に推進していきます。

基本方針	**分野を超えてみんなで支える体制づくり**
	共に支え合うお互い様の地域づくり
	一人ひとりを支える基盤づくり

（４）　計画を展開する圏域

地域福祉の理念を展開するためには、市全体として取り組むこと、地区単位で取り組むこと、住民にとって身近な圏域である自治公民館単位で取り組むことなど、それぞれの圏域に応じた取組体制を整備し、効果的に活動を実施することが必要です。

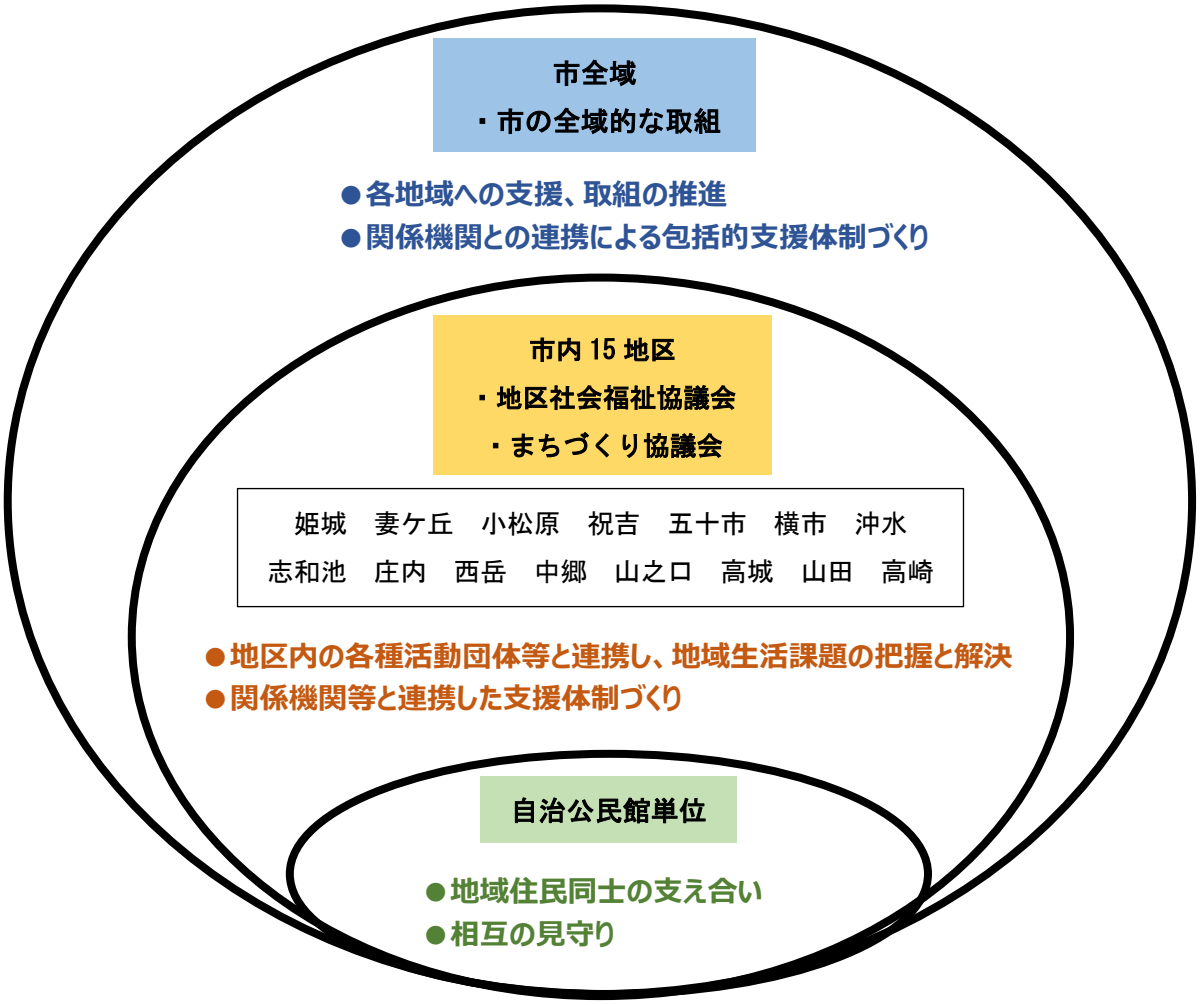

（５）　計画策定の推進体制

①　計画策定の体制

地域福祉の主役は住民自身であるため、計画の内容は、地域住民、地域の事業所、行政、社協との協働による取組を基本としています。

第４期計画の策定に当たり、市民の参加を推進するために地域組織や地域活動者等の代表から選ばれた「都城市地域福祉計画策定委員会」と本市の関係部署及び市社協からなる「ワーキンググループ」を設置しました。さらに、市民の声を反映するために市民意識調査等のアンケートや、地域の声を反映するために市内 15 地区の地区社会福祉協議会の関係者にアンケートを実施しました。

◆都城市地域福祉計画策定の体制

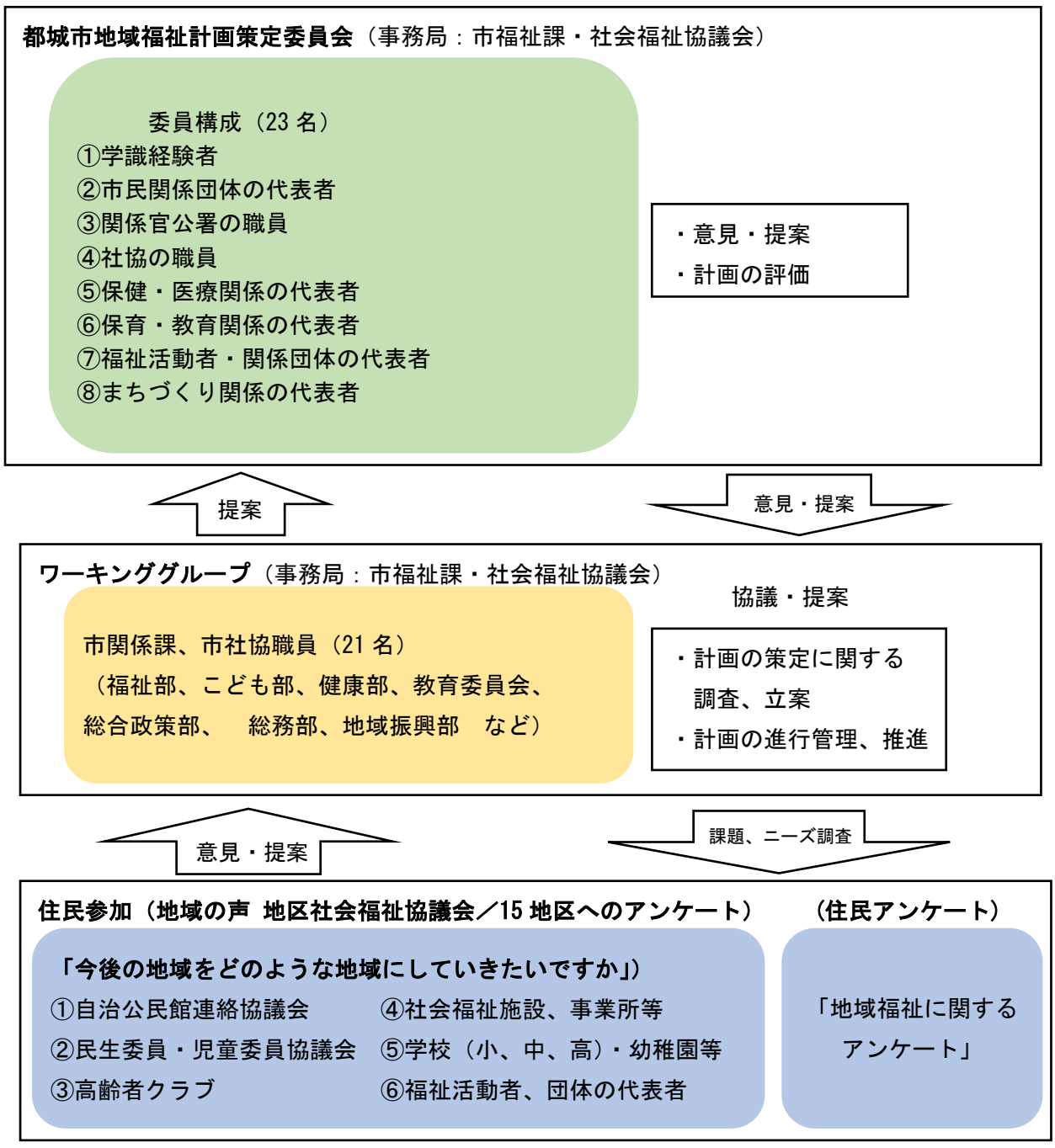

②　計画の推進体制

・計画における取組の進捗を定期的（基本的に中間見直し、計画改訂時。その他社会情勢に応じ必要な場合等）に評価をします。
・必要がある場合は、取組の修正等の検討を行います。
・住民、地域の取組においては、関係団体等と連携し、現状把握や評価を行います。
・数値目標を定めている取組等について、数値目標の達成状況を中心に、地域の福祉向上に繋がったかを重視して評価します。
・評価結果は策定委員会に報告します。

③　策定プロセス

項目	内容
ⅰ　第３期評価結果	・施策ごとの取組についての評価（取組数 184） 順調・・・・・・・32.9% やや遅れている・・59.9% 不調、未評価・・・　8.1% コロナ禍の影響により、目標達成が困難なものが多かったが、各取組において、工夫し新たな取組方法等を検討する機会となった。令和 5 年度には多くの取組が再開している。 ※目標達成が困難となった主な取組 ボランティア活動、地区社協相談窓口、各種セミナー　等
ⅱ　市民アンケート	回答率 37.3%（詳細は、第２章に記載）
ⅲ　地域の声	住民アンケートや地区社協へのアンケートにより、住民の声を拾い、計画に反映。
ⅳ　ワーキンググループ	庁内関係各課及び社会福祉協議会の合計 21 名で構成。計画の全体像や取組の方向性等について、関係分野中心に意見を出し合い、計画に反映。
ⅴ　策定委員会	庁内外の有識者 23 名で構成。計画の内容について、それぞれの立場で意見等をいただき、計画に反映。
ⅵ　パブリックコメント	市民などから寄せられた意見に対する市の考え方と検討結果を公表。庁内手続きを経て、30 日間実施。

（６）　地域福祉計画に内包する関連計画

①　都城市重層的支援体制整備事業実施計画

ア）趣旨・目的

重層的支援体制整備事業は、高齢・障がい・こども・生活困窮といった、分野ごとに実施されている相談支援や地域づくりを一体的に行うことができるように、市町村における体制整備を進めていくものです。

また、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応するため、「アウトリーチ[6]の充実を含めた分野横断的な相談支援」、「狭間のニーズ[7]に対応するための参加支援[8]」、「世代や属性を超えた地域づくり[9]」を事業の柱とし、この３つの支援を一層効果的・円滑に実施するための「多機関協働[10]による支援者の支援」を含めて一体的に実施することとされています。さらに、地域福祉推進の目的である「地域共生社会の実現」に向けた取組を、効果的に進めていくための事業であり、本市では令和４年度から実施しています。

イ）法律による位置づけ

※社会福祉法（関係条文抜粋）

（重層的支援体制整備事業実施計画）
第 106 条の５　市町村は、重層的支援体制整備事業を実施するときは、第 106 条の３第２項の指針に則して、重層的支援体制整備事業を適切かつ効果的に実施するため、重層的支援体制整備事業の提供体制に関する事項その他厚生労働省令で定める事項を定める計画（以下この条において「重層的支援体制整備事業実施計画」という。）を策定するよう努めるものとする。

ウ）計画の期間

令和７年４月から令和 12 年３月まで
（第４期地域福祉計画と同期間）

エ）推進体制

第４章「本市の重層的支援体制」に記載

オ）取組内容

第３章に記載

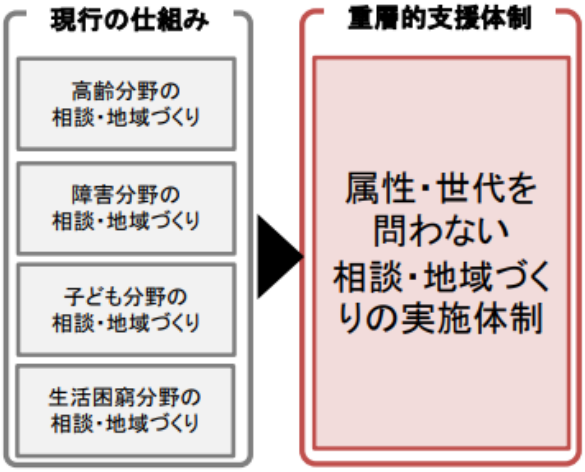

アウトリーチ[6]：支援が必要であるにもかかわらず届いていない人に対し、行政や支援機関などが積極的に働きかけて情報・支援を届けること。
狭間のニーズ[7]：公的福祉サービスでは対象にならない福祉ニーズ。
参加支援[8]：既存の社会参加に向けた支援では対応できないニーズに対応するため、本人と支援メニューのマッチングやニーズに合った支援メニューをつくること。
地域づくり[9]：住民同士が交流できる多様な場や居場所の整備や地域における支援ネットワークの構築。
多機関協働[10]：単独の支援関係機関では対応が難しい複雑化した支援ニーズがある場合の調整役を担い、包括的な支援体制を構築できるよう支援すること。

②　都城市再犯防止推進計画

ア）趣旨・目的

犯罪をした人の中には、安定した仕事や住居がない人、薬物やアルコール等への依存のある人、高齢で身寄りがない人など地域社会で生活する上で様々な課題を抱えている人が多く存在します。そのような人の再犯を防止するには、地域の中で継続的に社会復帰を支援することが必要となるため、本市においても関係機関と連携しながら取組を進めていきます。

イ）法律による位置づけ

※再犯防止推進法（関係条文抜粋）

（地方再犯防止推進計画）

> 第８条　都道府県及び市町村は、再犯防止推進計画を勘案して、当該都道府県又は市町村における再犯の防止等に関する施策の推進に関する計画（次項において「地方再犯防止推進計画」という。）を定めるよう努めなければならない。
> ２　都道府県及び市町村は、地方再犯防止推進計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表するよう努めなければならない。

ウ）都城市地域福祉計画への包含

※第３期地域福祉計画中間見直し版（令和５年４月公表）から包含

> 都城市地域福祉計画は、再犯の防止等の推進に関する法律第８条の規定に基づき、具体的な施策を計画的に推進するために策定する「都城市再犯防止推進計画」を包含するものです。
>
> 本計画は、再犯防止推進法第８条第２項に規定する「地方再犯防止推進計画」を兼ねるものとします。

エ）計画の期間

令和７年４月から令和 12 年３月まで（第４期地域福祉計画と同期間）

オ）対象者

再犯防止推進法第２条第１項で定める「犯罪をしたもの等」

カ）推進体制

第４期地域福祉計画に準ずる。

キ）取組内容

第３章に記載

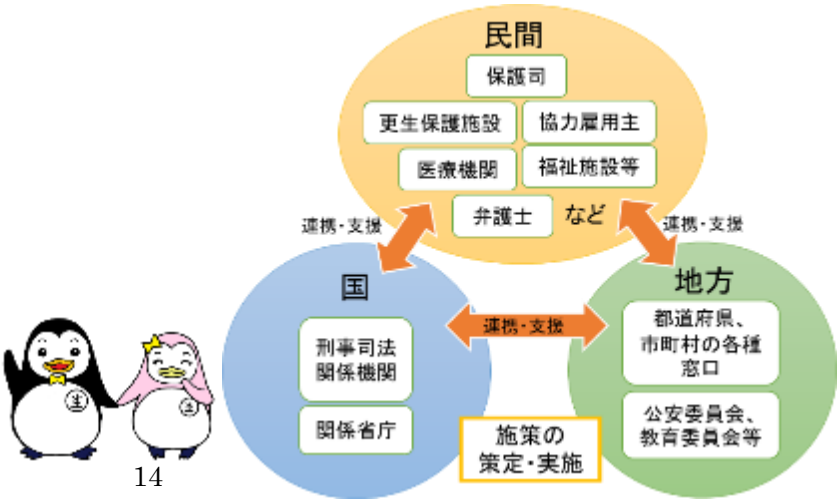

③　都城市成年後見制度利用促進基本計画

ア）趣旨・目的

認知症や精神障がいなどにより判断能力が不十分な方への支援を目的とし、成年後見制度の利用が適切に行われやすい環境を作るための具体的な施策や方針を示すものです。保護者や利用者、その家族、また地域や関係機関が一体となったサポート体制を構築し、当事者の権利擁護と自立支援、高齢化社会で増え続ける成年後見制度の利用ニーズに対し、適切に対応できる基盤整備を目指します。

イ）法律による位置づけ

※成年後見制度の利用の促進に関する法律（関係条文抜粋）

（市町村の講ずる措置）

第１４条　市町村は、成年後見制度利用促進基本計画を勘案して、当該市町村の区域における成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画を定めるよう努めるとともに、成年後見等実施機関の設立等に係る支援その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。 ２　市町村は、当該市町村の区域における成年後見制度の利用の促進に関して、基本的な事項を調査審議させる等のため、当該市町村の条例で定めるところにより、審議会その他の合議制の機関を置くよう努めるものとする。

ウ）都城市地域福祉計画への包含　※第４期地域福祉計画（令和７年４月公表）から包含

都城市地域福祉計画は、成年後見制度の利用の促進に関する法律第 14 条に基づき、具体的な施策を計画的に推進するために策定する「成年後見制度利用促進基本計画」を包含するものです。 本計画は、成年後見制度の利用の促進に関する法律第 14 条第１項の規定による「都城市成年後見制度利用促進基本計画」を兼ねるものとします。

エ）計画の期間

令和７年４月から令和 12 年３月まで（第４期地域福祉計画と同期間）

オ）対象者

判断能力が不十分で権利利益を保護するための支援が必要とされる全ての成年者

カ）推進体制

第４期地域福祉計画に準ずる。

キ）取組内容

第３章に記載

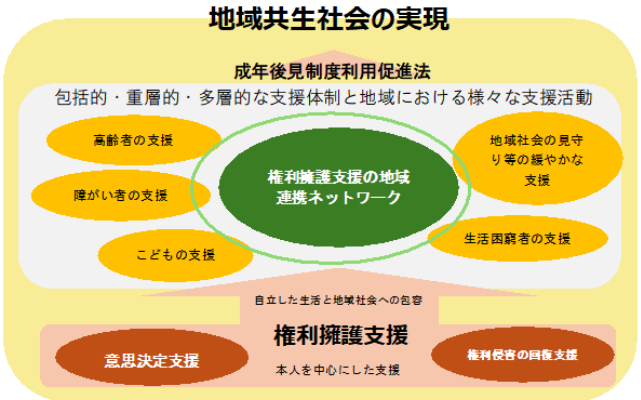

２　本市と都城市社会福祉協議会とのパートナーシップ

パートナーシップ宣言

都城市と都城市社会福祉協議会は、福祉分野において、それぞれの役割や責任を自覚し、対等な立場で連携･協働することを通じて、相互の信頼関係を築き、地域福祉の推進を図ります。

（１）連携･協働のパートナー

本市と都城市社会福祉協議会（以下、社会福祉協議会）は、全国に先駆けてパートナーシップにもとづく地域住民主体の地域福祉計画（第１期平成 15 年４月策定）を策定して以降、様々な地域福祉に資する活動を協働で展開してきました。

少子高齢化などの急速な社会変化、また複合化・複雑化する福祉的課題に対応するため、より施策的な観点が重要となる中、改めて、行政と社会福祉協議会の役割を明確にし、戦略的にパートナーシップを構築していく必要があります。

（２）行政と社会福祉協議会の役割

行政のもっとも重要な役割は、福祉行政の向かうべき方向性を明確に示した上で、ガバナンス[11]を発揮することにあります。

一方、社会福祉協議会の強みは、専門的知識、コーディネート力及び地域とのつながり等のスキルを最大限発揮することです。

都城市は、今後もその社会福祉協議会の“強み”を活かしながら市民・地域団体等を含め“協働によるまちづくり”を進めていきます。

（３）パートナーシップの具現化に向けた組織体制の強化

都城市は、令和２年度から福祉の専門職である社会福祉士を段階的に雇用し、各福祉分野に組織的に配置しています。また、社会福祉士の庁内ネットワークを発足し、専門職同士が連携することで、より専門性を発揮できるよう体制の構築を図っています。

また、社会福祉士を基軸として、福祉行政の向かうべき方向性を明確に示し、ガバナンスを発揮するための組織的体制の構築を進めています。

社会福祉協議会は、社会福祉法人として、自ら変革を進めています。

増加する行政からの事業委託を着実に推進する一方で、一部事業の見直しなど、これまでの取組を整理し、より“社協らしさ”を発揮できる組織体制を模索しながら活動しています。

令和５年度からは、行政実務研修員として、社会福祉協議会が都城市福祉課に職員を１名派遣しており、相互理解・連携の起点となっています。また、同じく令和５年度に、総合相談

ガバナンス[11]　：組織が目的を達成し、長期的に維持・発展するために、意思決定を監督・評価する体制。

窓口として市役所庁舎内に“ふくしの相談窓口[12]”を設置し、生活困窮や多機関協働等に対応する職員が配置され、福祉行政における市民サービス向上に向けた取組が進められています。

本市は、社会福祉士の雇用を進めているものの、ガバナンスを発揮するには、まだまだ発展段階です。福祉行政の向かうべき方向性を決めるにあたっては、人材育成とともに、社会福祉協議会とのパートナーシップにより良い方向性を打ち出せるものと考えられます。

パートナーシップを具現化するために、双方の組織基盤を強化し、役割や責任を自覚することを通じて相互の信頼関係を築きながら、チームとなって必要な施策の展開を図っていきます。

（４）主な具体的取組

① 住民ニーズや制度改正に速やかに対応するため、双方が施策的な観点で、意見を交わし、取組の優先順位や手法等を協議する場を定期的に設けます。
② 合同研修会において施策協議を実施し、共通認識を持って地域福祉の推進に必要なスキルアップを図るとともに各種施策を検討します。

パートナーシップ宣言調印式の様子

福祉施策に関する市と社会福祉協議会との協議

ふくしの相談窓口[12]：生活困窮や障がい者、複雑化した相談に対応する総合相談窓口。

第２章　本市の現状と住民の声

1　本市の状況

(1)　人口の推移

令和２（2020）年に、本市が独自に推計した人口ビジョンでは、令和７（2025）年の総人口を 15.7 万人と推測しましたが、令和５年度から人口減少対策を市の施策の中心に据えて取り組んだ結果、令和６（2024）年人口は 16.2 万人（住民基本台帳人口）となり 13 年ぶりに人口増となりました。

◆都城市住民基本台帳人口（令和６年４月１日時点）

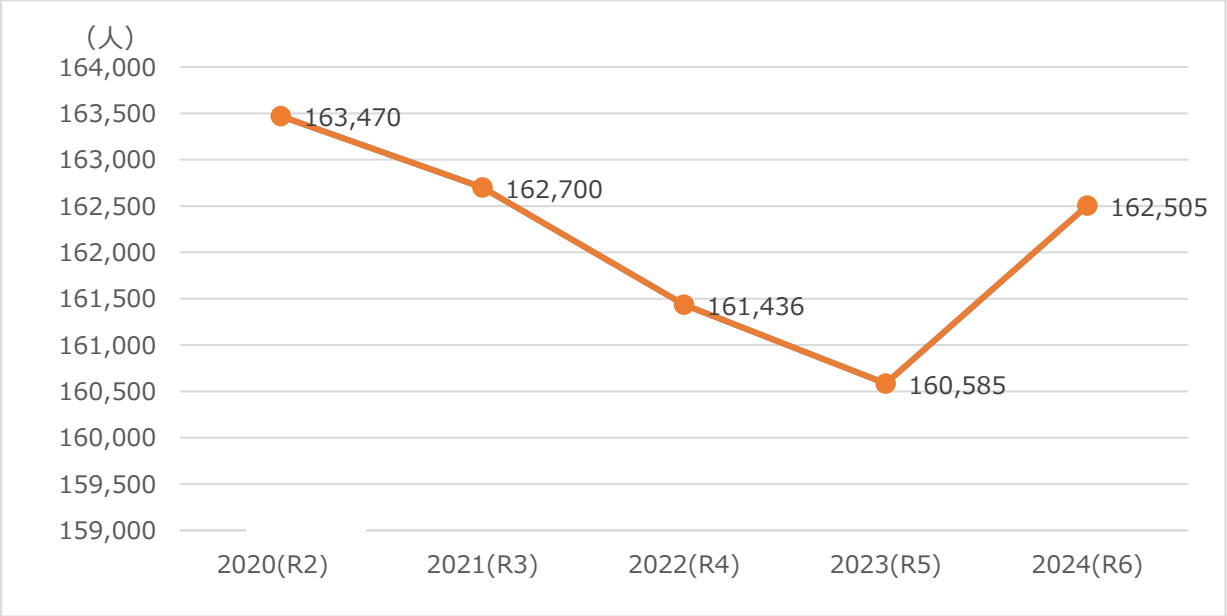

資料：市民課、情報政策課

◆人口減少対策の実施に伴う人口推計（現住人口）

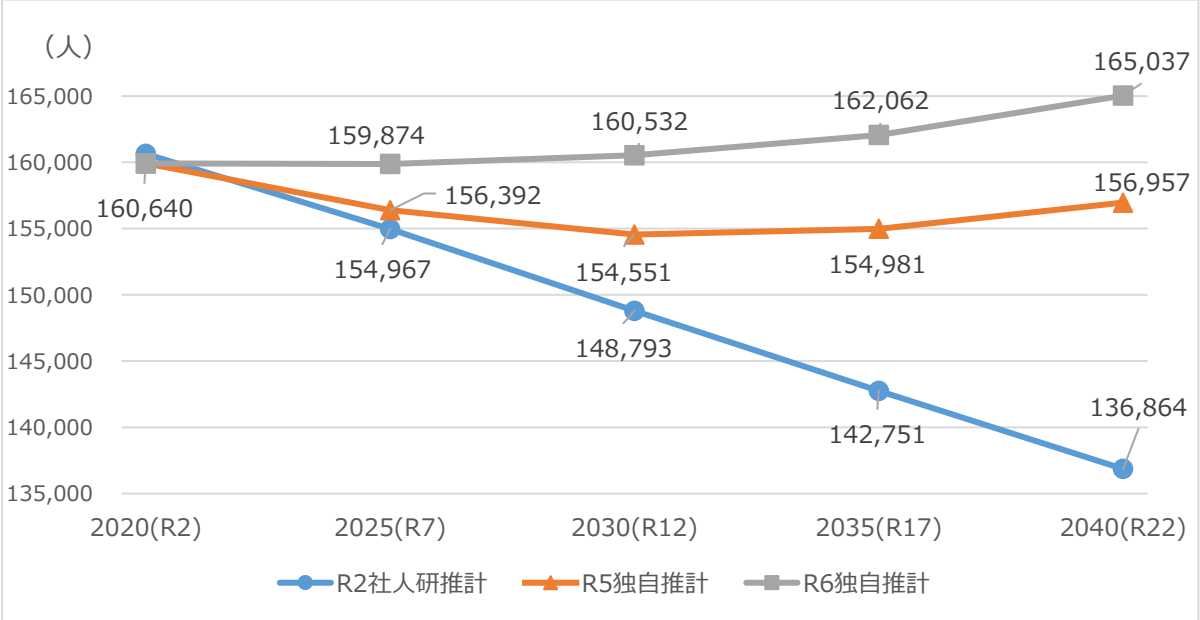

資料：人口減少対策課

(2)　高齢者関係

①　高齢者人口

高齢者人口は、令和７（2025）年に 51,745 人でピークを迎え、以降、減少していくことが予想されています。ただし総人口の減少幅の方が大きいことから高齢化率は上昇していく予想となっています。

◆高齢者人口・高齢化率

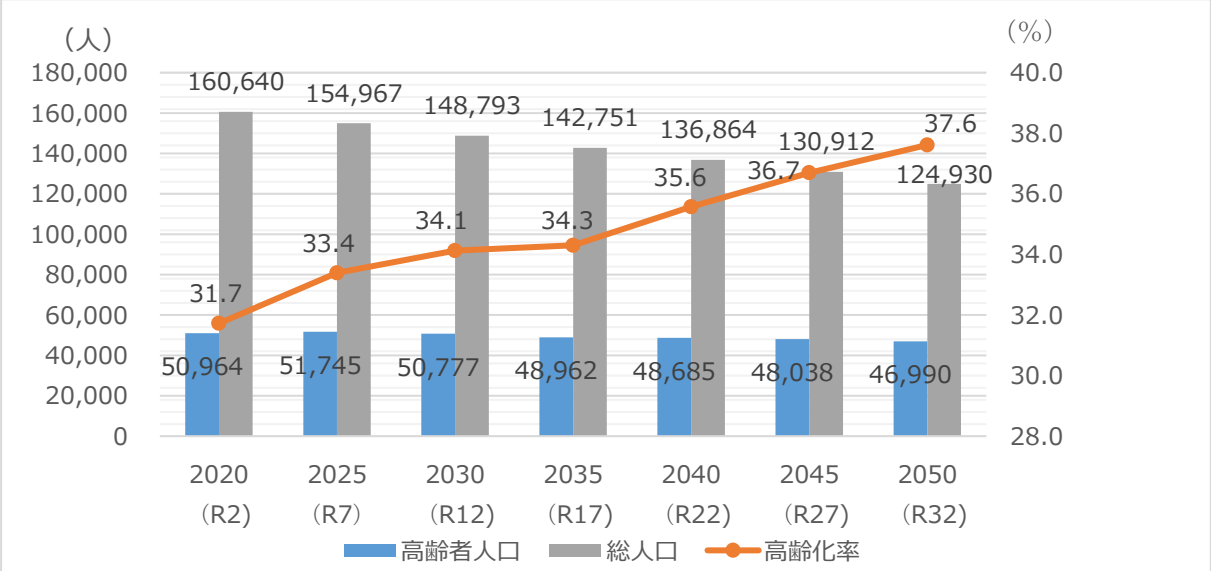

出典：R2 社人研（国立社会保障･人口問題研究所）推計

②　高齢者世帯の状況

人口が減少する一方、高齢者のいる世帯は毎年増加しており、一般世帯に占める割合は令和２（2020）年には 45.3%となっています。中でも、高齢者の一人暮らし世帯に増加傾向がみられ、全体（世帯総数）に占める割合は 16.1%となっています。

◆都城市の世帯の推移　（単位：世帯）

項目/年		1990(H2)	1995(H7)	2000(H12)	2005(H17)	2010(H22)	2015(H27)	2020(R2)
世帯総数		59,318	63,951	65,468	67,939	69,683	69,767	70,860
		100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%
高齢者のいる世帯		18,901	22,458	25,430	27,651	28,626	30,654	32,103
		31.9%	35.1%	38.8%	40.7%	41.1%	43.9%	45.3%
	一人暮らし世帯	4,776	6,042	7,265	8,639	9,165	10,267	11,440
		8.1%	9.4%	11.1%	12.7%	13.2%	14.7%	16.1%
	夫婦のみ世帯	5,939	7,742	9,116	9,878	9,873	10,700	11,269
		10.0%	12.1%	13.9%	14.5%	14.2%	15.3%	15.9%
	その他の世帯	8,186	8,674	9,049	9,134	9,588	9,687	9,394
		13.8%	13.6%	13.8%	13.4%	13.8%	13.9%	13.3%

出典：国勢調査

③　介護保険認定者の実績と将来推計

本市では、「要介護１」の認定者数が最も多く、次いで「要介護２」の認定者数となっており、要支援認定者を含め、比較的軽度の認定者数の割合が多い状態が続いています。また、「要介護４・５」の重度の認定者数は大きな変化なく推移しています。

認定者数は令和５（2023）年に 8,804 人であり、令和 27（2045）年度には 10,212 人に増加すると見込まれます。

◆介護保険認定者の実績と令和 27 年度までの将来推計　（単位：人）

	2021 (R3)	2022 (R4)	2023 (R5)	2024 (R6)	2025 (R7)	2026 (R8)	2030 (R12)	2045 (R27)
総数	8,906	8,741	8,804	8,855	8,841	8,845	9,273	10,212
要支援１	638	649	687	703	700	700	739	734
要支援２	872	848	909	922	908	910	958	965
要介護１	2,000	2036	2,018	2,041	2,052	2,042	2,179	2,377
要介護２	1,555	1,536	1,501	1,504	1,500	1,510	1,561	1,752
要介護３	1,540	1,454	1,418	1,416	1,416	1,415	1,465	1,672
要介護４	1,305	1,245	1,279	1,275	1,275	1,276	1,336	1,548
要介護５	996	973	992	994	990	992	1,035	1,164
認定率	16.9%	16.6%	16.7%	16.8%	16.8%	16.8%	17.9%	21.0%

（出典）：第９期　都城市高齢者福祉計画及び介護保険事業計画（令和６年４月版）

※認定者には第2号被保険者（40歳～64歳）を含む。2024（令和6）年度以降は推計値。

(3)　こども関係

本市の出生数は、全国及び宮崎県に比べて低い減少率となっているものの、出生数は、平成 30（2018）年から令和４（2022）年の５年間で約 200 人減少しています。

◆出生率の推移

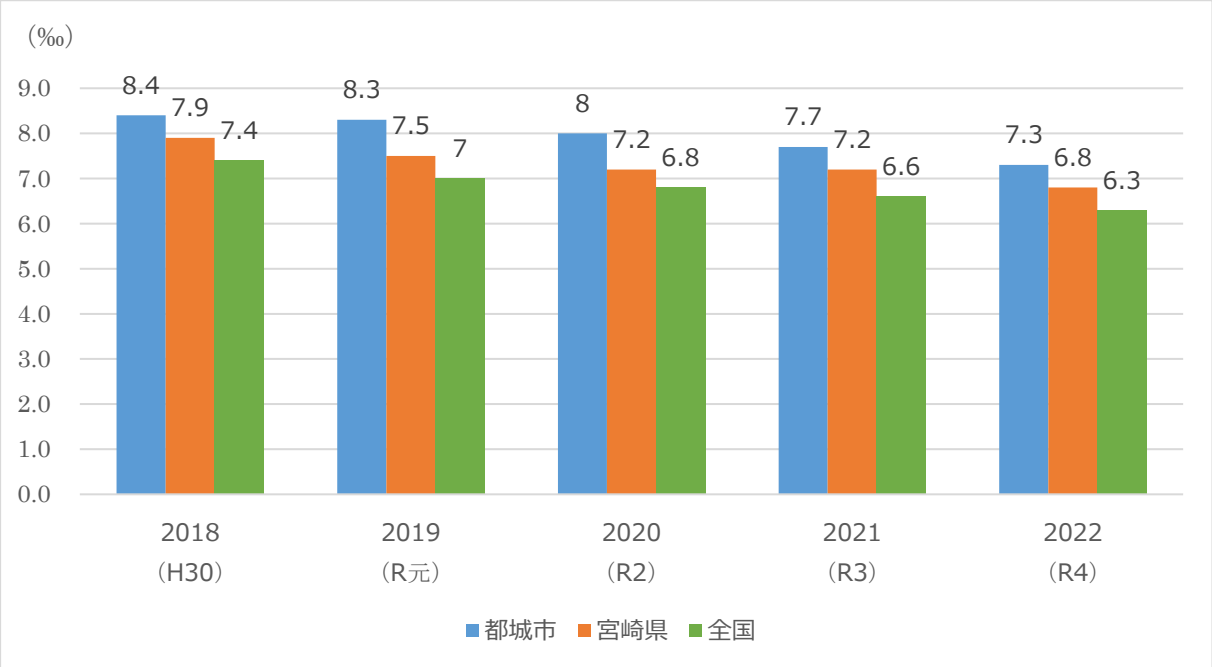

項目	対象	2018 (H30)	2019 (R 元)	2020 (R2)	2021 (R3)	2022 (R4)
出生数（人）	都城市	1,365	1,338	1,291	1,242	1,167
	宮崎県	8,434	8,043	7,720	7,590	7,136
	全国	918,400	865,239	840,835	811,622	770,759
出生率（‰）	都城市	8.4	8.3	8.0	7.7	7.3
	宮崎県	7.9	7.5	7.2	7.2	6.8
	全国	7.4	7.0	6.8	6.6	6.3
人口（人）	都城市	161,968	160,980	160,640	159,635	158,777

出典：保健所業務概要（都城保健所）、宮崎県衛生統計年報、人口動態調査（厚生労働省）

※出生率は、10 月 1 日現在の人口 1,000 人当たりの 1 年間の出生数です。

※　‰（パーミル）とは、1000 分の幾つであるかを表す語です。1 パーミルは 1000 分の 1 です。千分率とも言います。

(4)　障がい関係

本市における障害者手帳所持者は、３障がい（身体・知的・精神）の中では、身体障がいの割合が最も高くなっておりますが、知的障がい及び精神障がいが増加傾向にあります。

７年間の推移では、知的障がい約 1.15 倍、精神障がいが約 1.4 倍と増加率が高くなっています。

◆障害者手帳所持者の推移

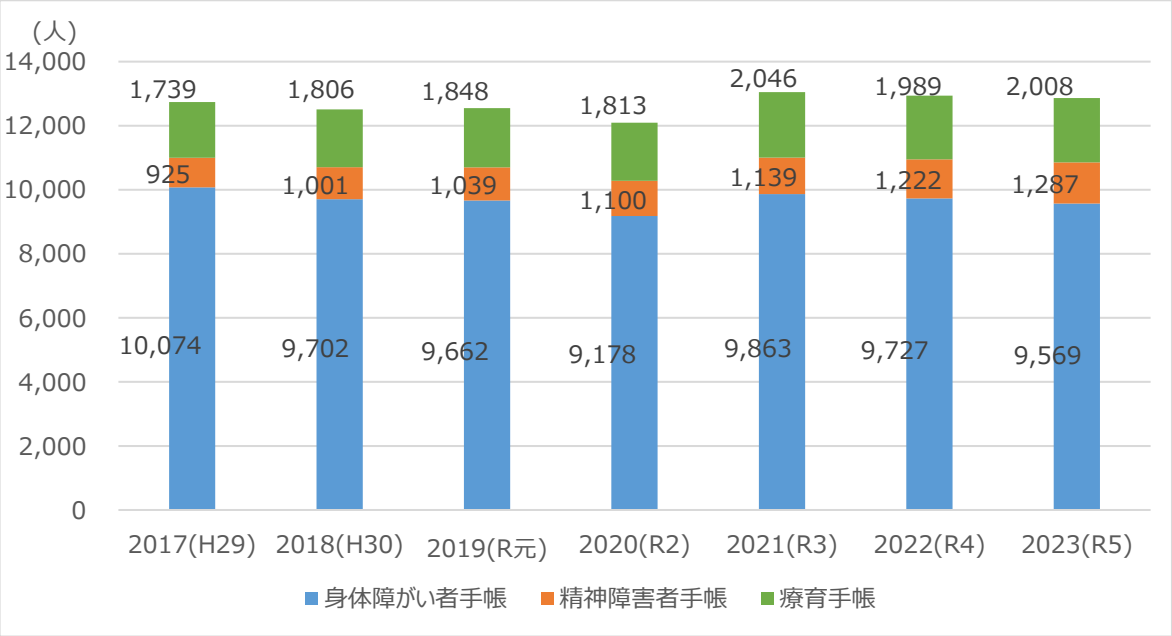

単位：（人）

	身体障害者手帳	障害名					精神障害者手帳	療育手帳
		聴覚障害	音声言語障害	肢体不自由	視覚障害	内部障害		
2017(H29)	10,074	714	104	5,847	519	2,890	925	1,739
2018(H30)	9,702	696	98	5,628	486	2,794	1,001	1,806
2019(R 元)	9,662	709	96	5,574	492	2,791	1,039	1,848
2020(R2)	9,178	676	87	5,285	459	2,671	1,100	1,813
2021(R3)	9,863	750	100	5,672	487	2,854	1,139	2,046
2022(R4)	9,727	771	98	5,546	487	2,828	1,222	1,989
2023(R5)	9,569	792	94	5,427	467	2,789	1,287	2,008

注：各年３月 31 日現在　出典：福祉課･統計からみた都城

(5)　生活困窮関係

生活保護受給率は、平成 29（2017）年度以降横ばい傾向にありましたが、令和２年度は一時的に増加しました。令和３年度以降は減少傾向にあります。

生活困窮者自立相談支援事業[13]の相談者数は平成 29（2017）年度以降増加傾向で、令和２年度はコロナ禍の影響により大幅に増加しています。令和３年度以降は減少傾向であり、令和５年度は令和２年度の５分の１程度となっています。

◆生活保護対象者・生活保護率の推移

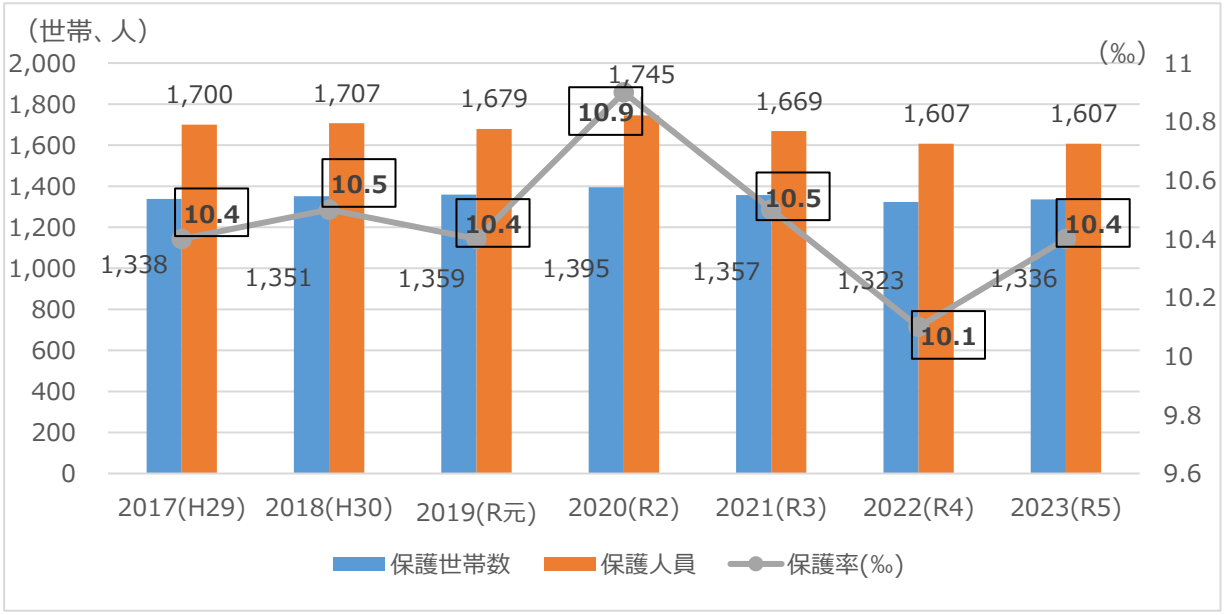

出典：保護課･統計からみた都城 2023

※　‰（パーミル）とは、1000 分の幾つであるかを表す語です。１パーミルは 1000 分の１です。千分率とも言います。

◆生活困窮者自立相談支援事業実績（プラン[14]作成数、就労者、新規相談数）の推移

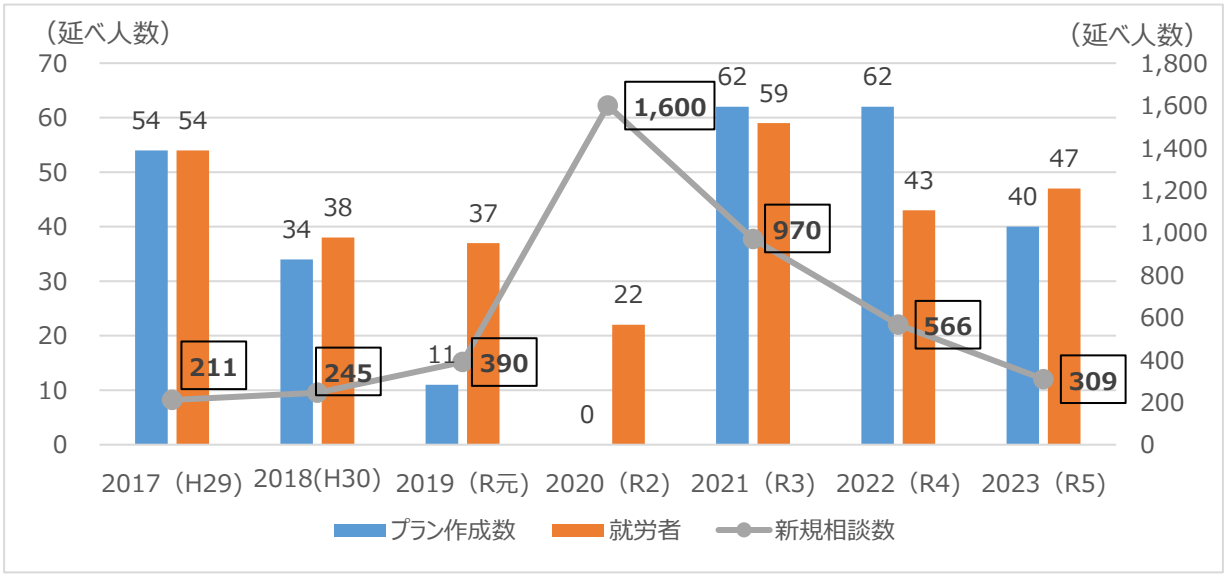

出典：都城市生活自立相談センター実績報告

生活困窮者自立相談支援事業[13]：生活に困窮する人に対し、就労支援や家計支援、住まいの支援等、自立に向けた総合的な支援を行う事業。

プラン[14]：就労支援プランと家計改善プランの合計。

(6) 再犯関係

全国の刑法犯検挙者数は、減少を続けており令和４（2022）年は 16 万 9 千 409 人となっています。刑法犯検挙者に占める再犯者の割合（再犯者率）は増加傾向でありましたが、令和２(2020)年度の 49.1%から令和４年は 47.9%に減少しています。

◆刑法犯検挙者数、再犯者数、再犯者率（全国）

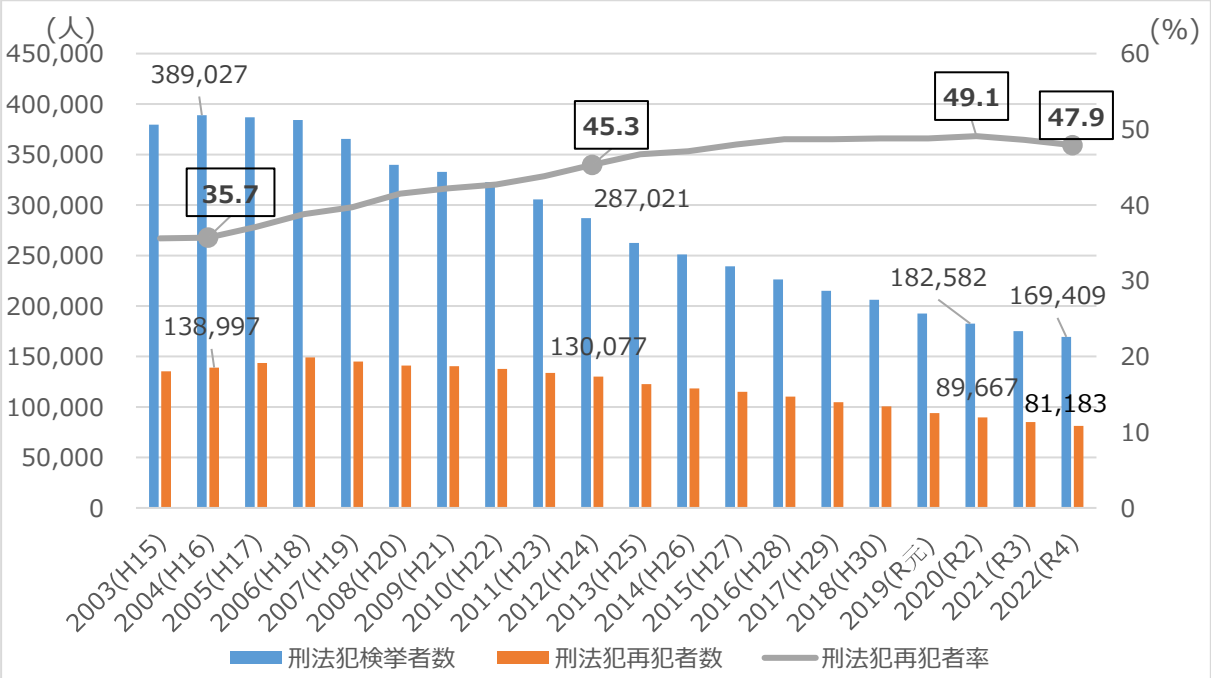

出典：警察庁・犯罪統計

◆宮崎県における再犯防止を取り巻く状況　刑法犯の認知、検挙者の推移

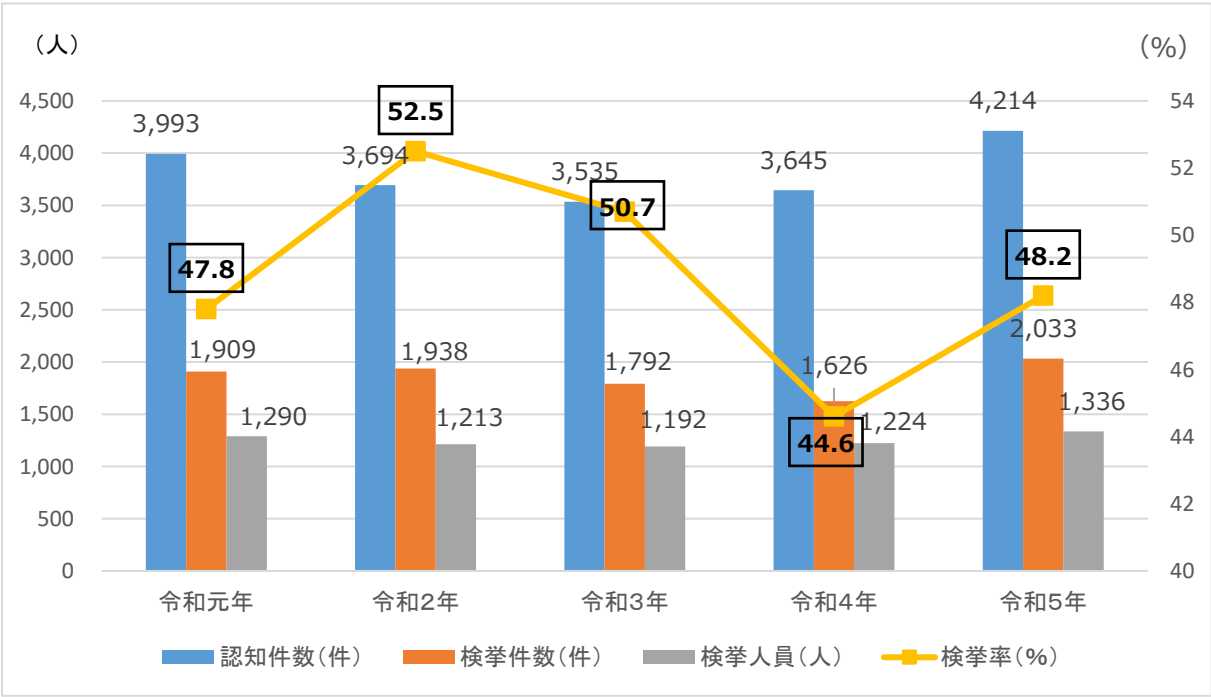

資料：宮崎県警察本部（都城警察署経由）

◆刑法犯検挙者中の再犯者数及び再犯率

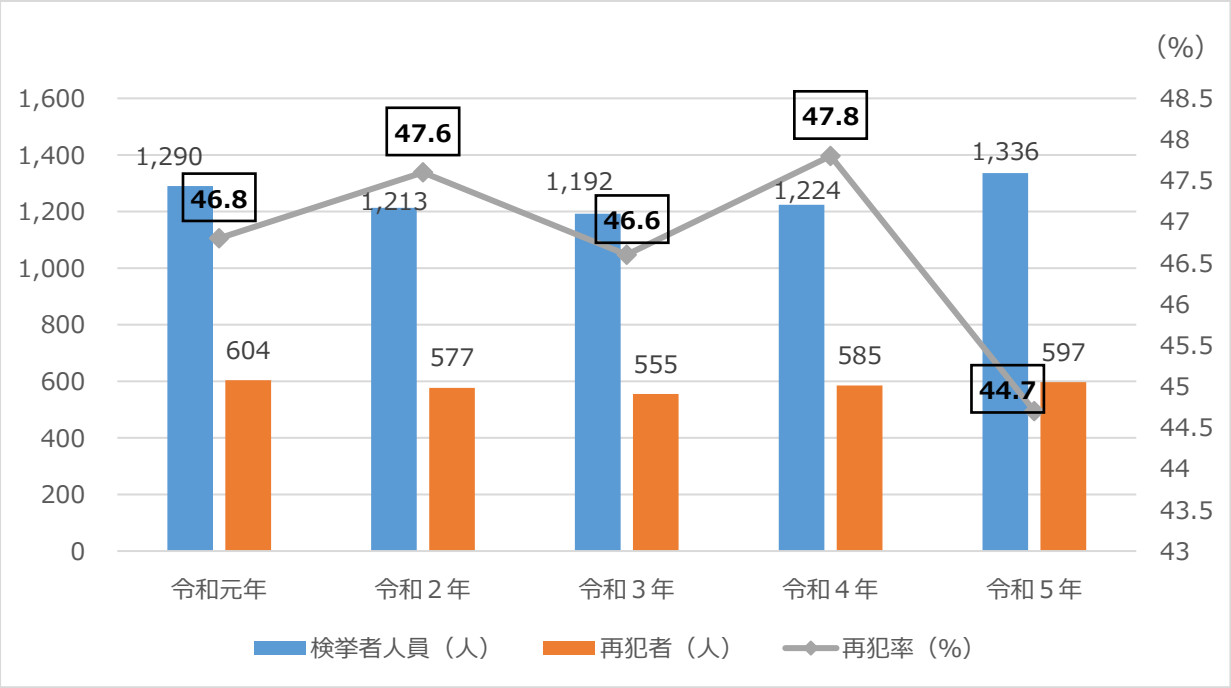

資料：宮崎県警察本部（都城警察署経由）

◆令和５年度の刑法犯検挙者中の年代別再犯者数

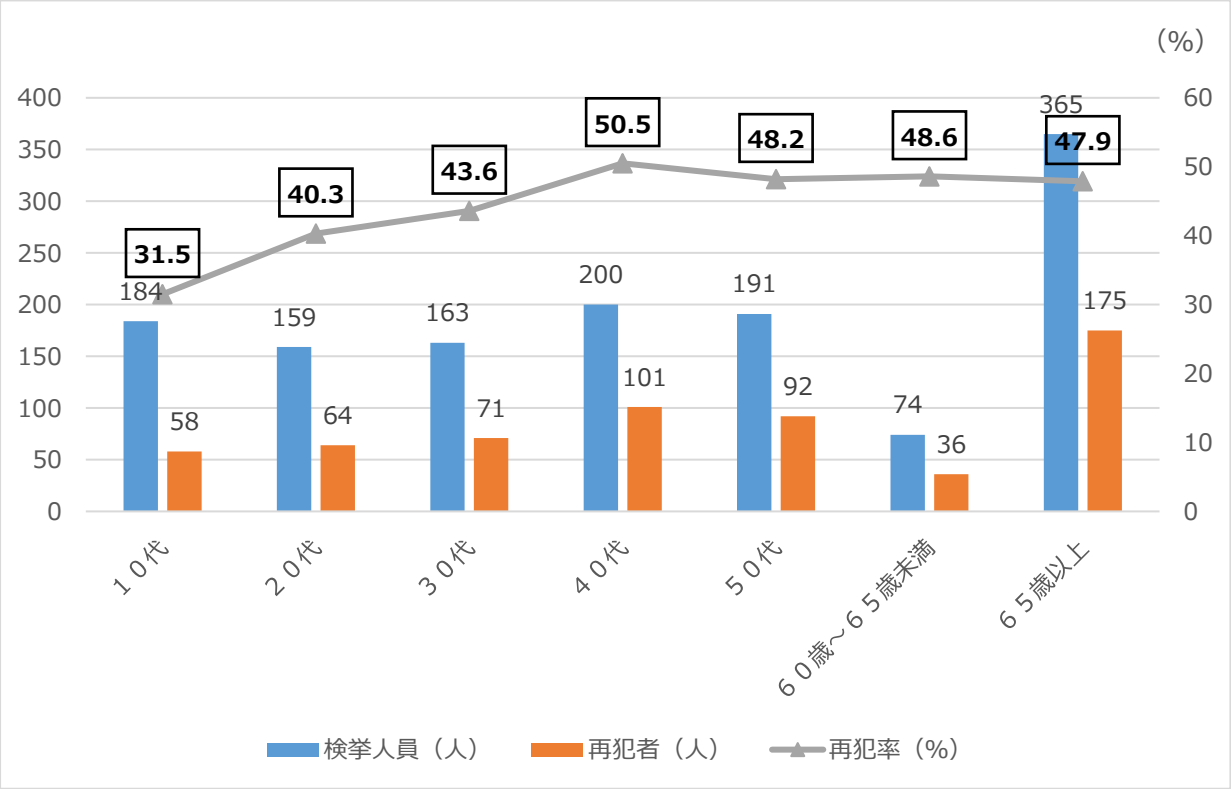

資料：宮崎県警察本部（都城警察署経由）

(7) 後見制度関係

成年後見制度の申立て件数は例年 60 件前後で推移しています。市町村長申立[15]件数は令和３(2021)年には 32 件でしたが令和４(2022)年、５(2023)年は 20 件程度まで減少しています。

◆成年後見制度申立件数

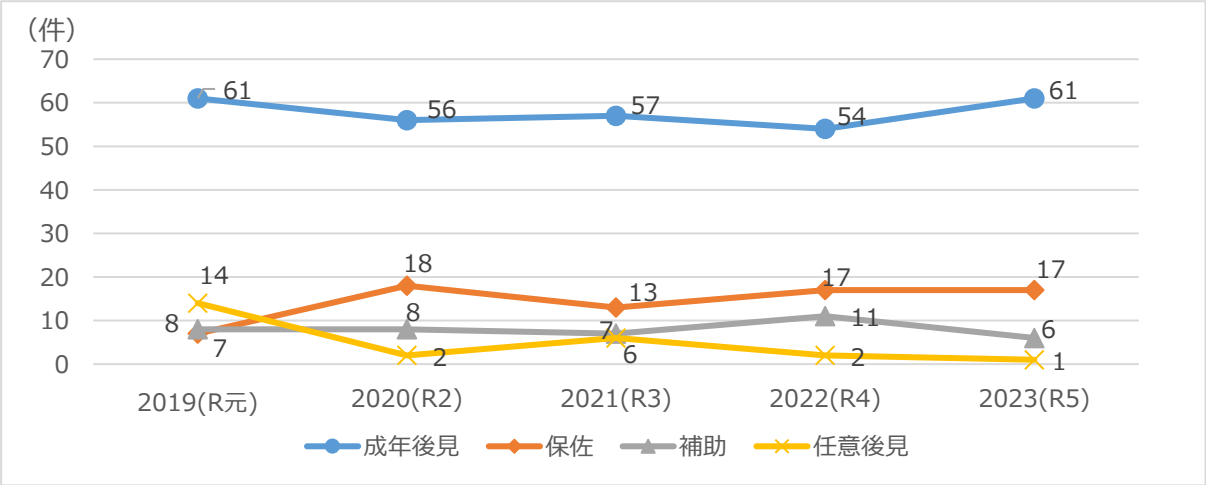

資料：宮崎家庭裁判所都城支部

◆成年後見制度利用者数（宮崎家裁都城支部管内）

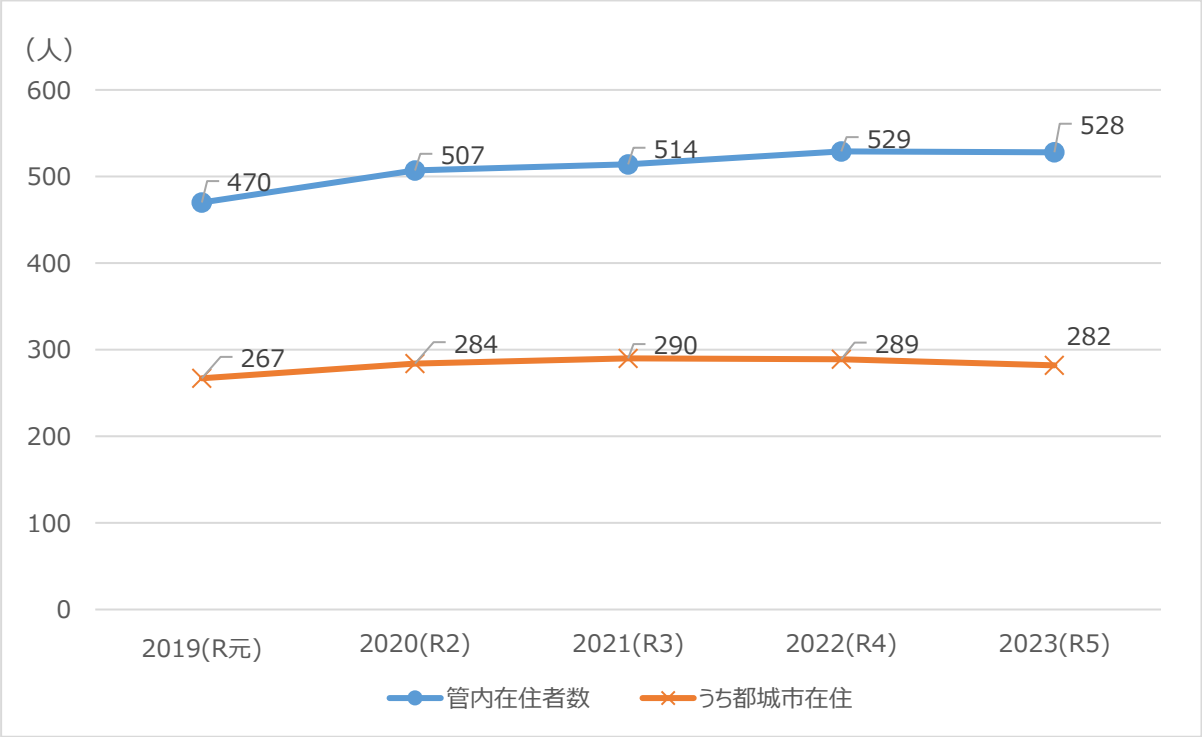

資料：宮崎家庭裁判所都城支部

市町村長申立[15]：後見制度が必要であり、かつ２親等以内の親族がいない方や、いても音信不通である等、２親等以内の申立てができない場合に市町村長が行うことができる申立て。

◆市町村長申立件数（宮崎家裁都城支部管内）

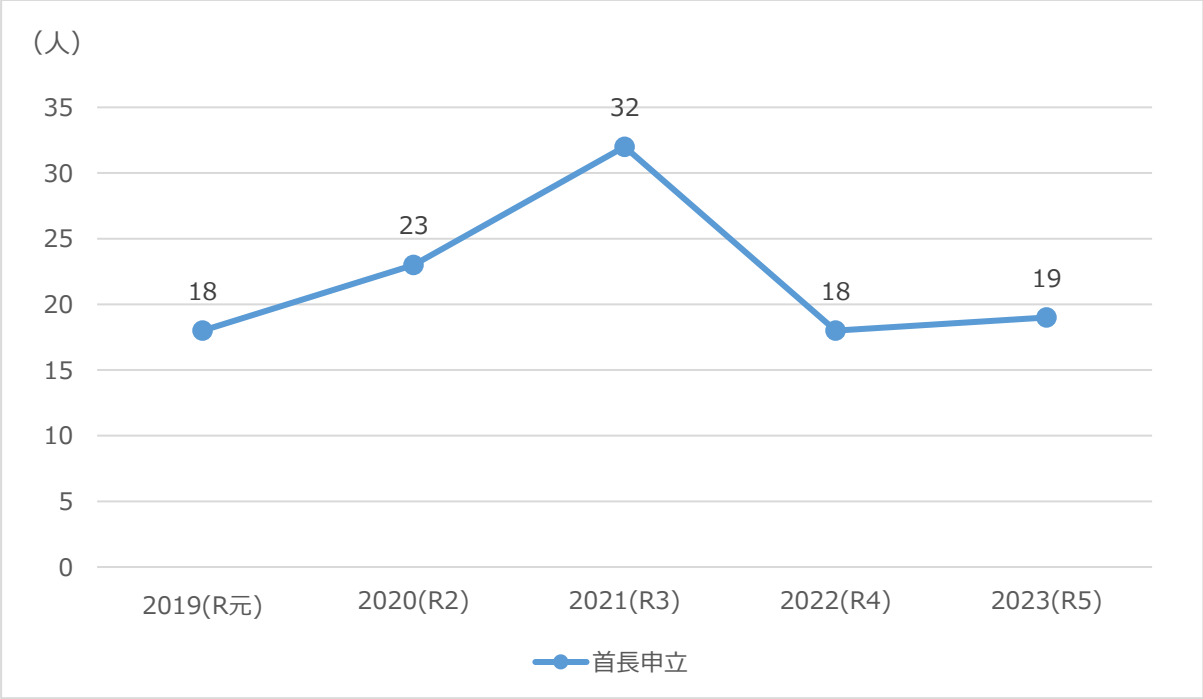

資料：宮崎家庭裁判所都城支部

（８）ひきこもり関係

ひきこもりに関する相談件数は令和３（2021）年度以降増減を繰り返していますが、全体的に増加傾向にあります。

◆ひきこもりに関する相談件数（都城市多機関協働センター・都城市生活自立相談センター）

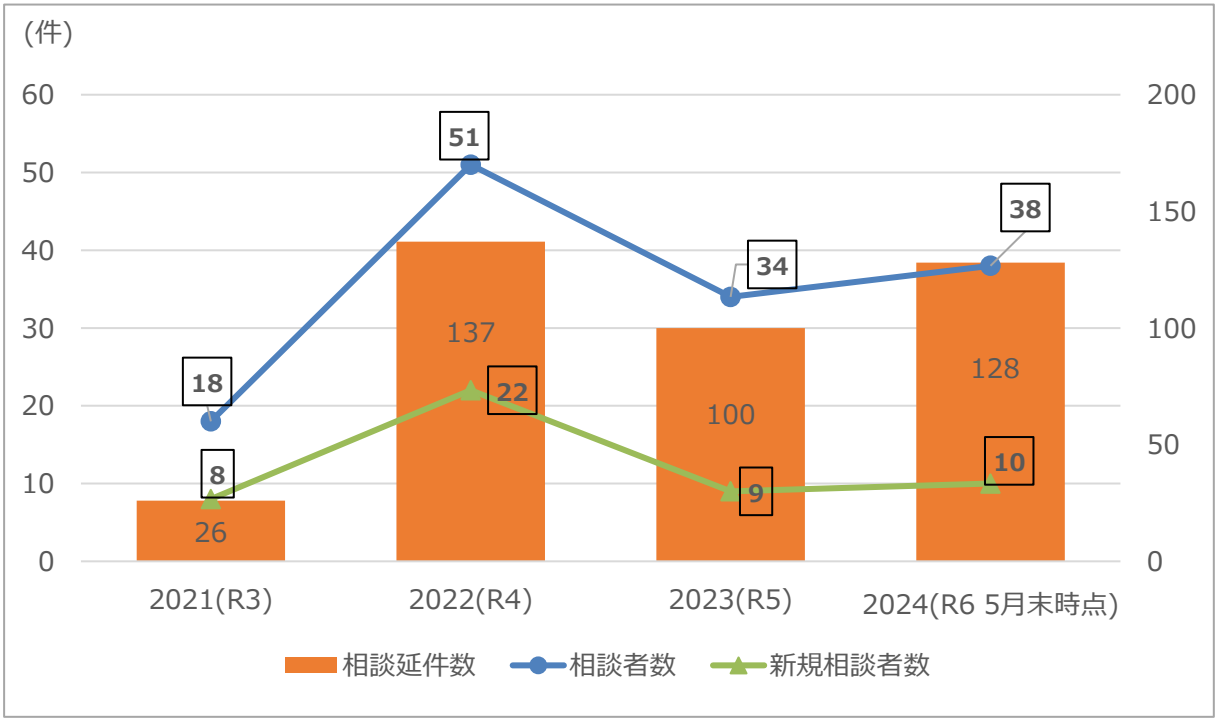

資料：福祉課

２　地域資源の状況

地域活動を展開する主な組織・団体

地域福祉を推進する上で、人・物・財源・情報といった「地域における社会資源（地域資源）」の活用は必要不可欠です。本市には主に次のような地域資源があり、地域福祉を支える柱として取組を推進しています。

①地域活動を展開する地域資源

名　称	概　要
◆地区社会福祉協議会	市内 15 地区に設置され、自治公民館、民生委員児童委員、ボランティア、社会福祉施設、学校など、様々な団体・機関で構成されている地域福祉を推進するための住民組織。 本市における重層的支援体制（相談支援・地域づくり）の推進の中核となる組織。
◆社会福祉施設等連絡会	市内の高齢者・障がい者・こども等の社会福祉施設で組織する団体。研修会の開催や、地域における社会貢献活動の取組について検討・協議を行っている。社会福祉協議会が事務局。
◆まちづくり協議会	教育文化活動の推進や健康増進、防災・防犯などの安全・安心なまちづくり、地域環境整備の推進等、地域の活性化を図ることを目的として活動する住民組織。市内 15 地区で、それぞれの地域性を活かした特色ある活動を展開している。
◆地区社会教育関係団体等連絡協議会	社会教育関係団体の活動の活性化と、団体間の連携を促進し、社会教育を基盤とした体制づくりに取り組んでいる団体。
◆自治公民館連絡協議会	地域における自治・共助の活動や環境活動・様々なイベントを通したまちづくりなど、地域の暮らしを支える地縁組織。地区社会福祉協議会やまちづくり協議会等の、関連団体の構成組織としても中核的な役割を果たしている。
◆民生委員児童委員協議会	社会奉仕の精神をもって、住民に寄り添いながら相談に応じたり、地域活動に主体的に参加したりするなどして、地域福祉の増進に寄与する団体。 また、地域における潜在的なニーズをキャッチし、市や関係機関へ「つなぐ」役割を持つなど、幅広い活動を展開。
◆市民公益活動団体（ＮＰＯ法人等）	ＮＰＯ法人、ボランティア団体等など、地域課題の解決に資するため、様々な分野で自主的に活動を展開する団体。 行政の取組では対応できない狭間の支援や、きめ細やかなサービスを提供している。

②相談支援を展開する地域資源

名　称	概　要
◆障がい者（児）基幹相談支援センター （障がい者虐待防止センター）	障がい者の自立と社会参加を図るため、障がい福祉サービスの情報提供や利用手続きの支援、その他障がい者の生活課題を解決するために支援を展開する相談支援機関。障がい者虐待防止センターとしての機能も兼ねている。 本市では社会福祉協議会に委託し設置している。

◆地域包括支援センター	高齢者に関する様々な相談に応じるため、保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員等の専門職を配置し、包括的な支援を展開する相談支援機関。 介護保険サービスのうち、要支援１・２などの軽度者のケアプランを作成するなど、介護予防に関するサービスの調整なども行う。 また、高齢者虐待の対応、認知症高齢者等に対する権利擁護など、幅広い支援を展開。 本市では医療法人や社会福祉法人等に委託し、地域７か所に設置している。
◆こども家庭センター	妊産婦及び乳幼児の健康の保持及び増進に関する包括的な支援や、すべてのこどもと家庭に対しての虐待の予防・支援などを切れ目なく展開している。保健師及び母子保健コーディネーター、家庭支援員、社会福祉士、心理士、統括支援員を配置。 こども家庭課及び中心市街地中核施設 Mallmall（まるまる）内にある、保健センターに設置している。
◆子育て世代包括支援センター及び子育て世代活動支援センター	子育てに関する様々な相談を受け付け、妊娠期から出産、子育て期までの切れ目ない支援を行うため、母子保健コーディネーターや子育てコンシェルジュを配置。 本市では直営＋委託で運営し、中心市街地中核施設 Mallmall（まるまる）内にある、保健センター及びぷれぴかに設置している。
◆生活自立相談センター	生活困窮者の相談窓口として、生活保護に至る前のセーフティネットとしての役割を担う相談支援機関。 就労に関することや、家計管理に関することなど、生活再建のための支援を実施している。 本市では社会福祉協議会に委託し、市役所１階の「ふくしの相談窓口」に設置している。
◆多機関協働センターすくらむ	ひとつの相談支援機関では対応できない複雑な相談ごとに対応するため、各分野の相談支援機関の連携をコーディネートする後方支援の役割を担う機関。 本市ではふくしの相談窓口及び社会福祉協議会内に「相談支援包括化推進員」を配置して対応している。
◆こども発達センターきらきら	発達障がい又はその疑いのある未就学児を対象に、小児科医の診察（心理士等の評価を含む）、相談・支援を行う機関。小学生から 18 歳未満の児童及びその保護者の相談にも対応（医師による診察等は無し）。市の直営で運営している。
◆権利擁護センター	判断能力が不十分な高齢者や障がい者等の日常生活を守るために必要な支援を実施する機関。 社会福祉協議会に設置し運営されている。
◆都城地区更生保護サポートセンター	犯罪・非行の予防活動、再犯防止に資する保護司の活動の支援等、地域における更生保護の拠点として設置。地区の保護司会等により運営されている。

３　地域福祉に関するアンケート、ふれあいアンケート及び地域（地区社協等）の声

(1) 地域福祉に関するアンケート

○ アンケート概要

- ● 調査目的　　地域福祉に関する意識や課題を把握し、次期計画の基礎資料とするため
- ● 調査地域　　都城市全域
- ● 調査対象　　市内在住の 18 歳以上の男女
- ● 標 本 数　　3,000 人
- ● 抽出方法　　住民基本台帳から無作為抽出
- ● 調査方法　　郵送による配布・回収
- ● 調査期間　　令和６年１月 16 日～令和６年２月９日

配布数	3,000 通
回収数	1,118 通
回収率	37.3%

○主な内容は以下のとおり

・年齢区分による回答者割合

20 歳未満	20 代	30 代	40 代	50 代	60 代	70 代	80 歳以上	無回答
1.6%	6.9%	10.9%	11.7%	15.6%	17.7%	19.1%	16.1%	0.4%

質　問	主な回答（上位３つ）
・近所づきあいの考え方について	・相談したり助け合ったりするのは当然である（29.0%） ・わずらわしいと感じることもあるが、日常生活の中で便利なことが多いので必要である（28.1%） ・なくても困らないので必要ない（15.3%）
・近所で困り事を抱える人からの助けの求めがあったときの対応について	・できるだけ対応したい（64.0%） ・積極的に対応したい（15.6%） ・対応したいができるだけ避けたい（11.8%）
・住んでいる地域のことで気になっている問題について	・ひとり暮らしの高齢者や高齢者のみの世帯や支援のこと（21.6%） ・災害時の助け合いや防災対策のこと（20.9%） ・地域の防犯に関すること（18.2%）
・自分や家族が、日常生活で不自由になったときに地域でどのような手助けをしてほしいと思うかについて	・声かけや安否の確認（42.7%） ・災害時の手助け（39.8%） ・話し相手や相談相手（23.6%）
・地域社会の問題に対する、住民同士の協力のために必要なことについて	・地域の人が気軽に集まれる場所をつくること（31.5%） ・行政(市)が地域活動の相談窓口や支援体制を充実させること（29.2%） ・住民同士のつながりを持つように、地域の活動に積極的に参加すること（25.5%）
・誰もが安心して暮らせる地域にするために重要と考える取組について	・安心してこどもを生み育てられる子育て環境を充実させる（44.5%） ・隣近所など、周囲の理解と協力による日常の見守りなどの支援を行う（40.4%） ・交通の利便性の確保を進める（39.7%）

○調査結果総括

①　回答率

・18 歳以上の市民の年代ごとに同じ人数を抽出しましたが、高齢世帯になるほど回答率が高くなりました。

②　近所の方との付き合い

・**高齢世帯になるほど立ち話や一緒にお茶を飲む等の親密な関係を築いている方が多い傾向**にあります。
・全体としては会えば**「あいさつする程度」の近所付き合いをしている方が 43%程度と、最も多く**なっています。

③　家族構成

・**単身世帯である割合が最も高いのは 80 代以降**となっており、夫婦いずれかの死去等に伴い高齢単身世帯になっているものと考えられます。

④　近所で困り事を抱える人からの助けの求めがあったとき、どう対応したいと思いますか

・「積極的に対応したい」、「できるだけ対応したい」と回答した方の合計は全体で約 80%、29 歳以下でも約 83%であり、**若い世代でも地域との関係を拒絶しているわけではない**ことがみてとれます。

⑤　あなたや家族が日常生活で不自由になったときに地域でどのような手助けをしてほしいと思いますか

・「声かけや安否の確認」、「災害時の声かけ」といった、**いざという時の手助けを必要としている方が多い**結果となりました。

⑥　住民同士の協力のためにはどのようなことが必要と考えますか

・「地域の人が**気軽に集まれる場所**をつくる」、「行政（市）が**地域活動の相談窓口を充実**させる」、「住民同士のつながりを持つように、**地域の活動に積極的に参加**する」との回答が上位となり、行政等による支援も求められています。

⑦　毎日の暮らしの不安や悩みを誰に相談しますか

・「家族・親族」や「友人、知人」との回答が圧倒的である一方で、「どこに相談したらよいかわからない」との回答は約４％であり、**身寄りのない方や社会的に孤立している方への相談窓口の周知**を続けていく必要があります。

⑧　今後どのような条件があれば地区内の行事や活動に参加したいと思いますか

・「参加したいときに気軽に参加できる」と回答した方が最も多く、時間がない、公民館の加入に関わらず**気軽に参加できる活動**であれば参加する方が増えると考えられます。

⑨　災害時に不安だと思うことは何ですか

・「避難所でのプライバシーが確保できるか」、「必要な物資が得られるか」、「避難所で医療ケアなどを受けられるか」と続きました。特に日常的に**医療ケアを必要とする方は避難所における配慮**がますます必要と思われます。

⑩　誰もが安心して暮らせる地域にするために、あなたが重要と考える取組は何ですか

・回答が多かったものは「**子育て環境の充実**」、「**高齢者への支援（見守り、在宅福祉）**」、「**交通の利便性確保**」、「人が集まり、気軽に**相談できる場**をつくる」、「健康や福祉の情報提供」、「高齢者、障がい者、児童の**施設入所サービス充実、施設の整備**」、「手当てなどの**金銭的援助**の充実」、「高齢者や障がいのある方が**地域で活躍できる機会**をつくる」、「住民がお互いに**支え合うまちづくり**を進める」といった取組でした。

(2) 令和６年度ふれあいアンケート

○アンケート概要

- 調査目的　(1)市民の意識を把握し、市政運営の基礎資料とする
  (2)市政に対する市民の関心と理解を深める
- 調査地域　都城市全域
- 調査対象　市内在住の 18 歳以上の男女
- 標 本 数　3,000 人
- 抽出方法　住民基本台帳から無作為抽出
- 調査方法　郵送による配布・回収もしくは Web 回答方式
- 調査期間　令和６年６月 12 日～令和６年７月 16 日

配布数	3,000 通
回収数	1,218 通
回収率	40.6%

○ふれあいアンケートの結果推移（令和３年･令和６年）

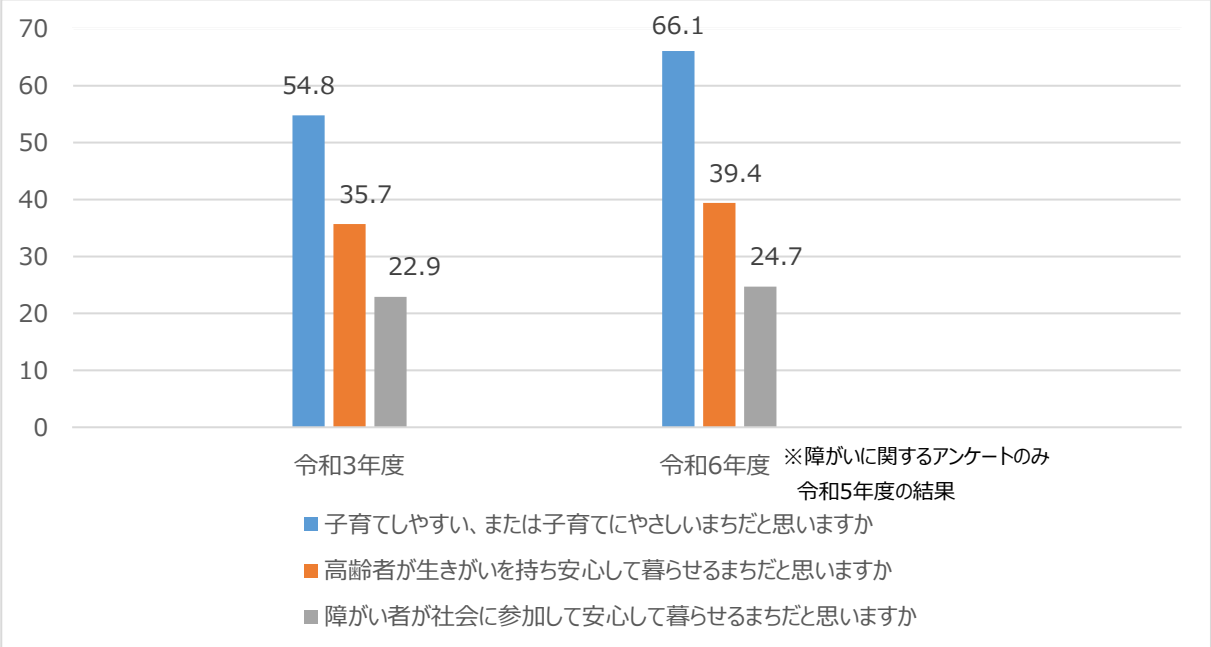

○アンケート調査の結果（福祉に関するアンケート抜粋）

子育てしやすい、または子育てにやさしいまちだと思いますか

66％がそう思う、まあそう思うと回答
令和３年度の 54.8％から約 10％増

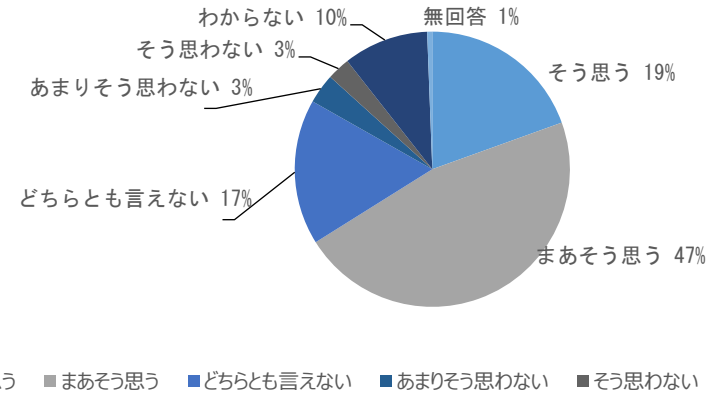

高齢者が生きがいを持ち安心して暮らせるまちだと思いますか

40％がそう思う、まあそう思うと回答
令和3年度の35.7％から約4％増

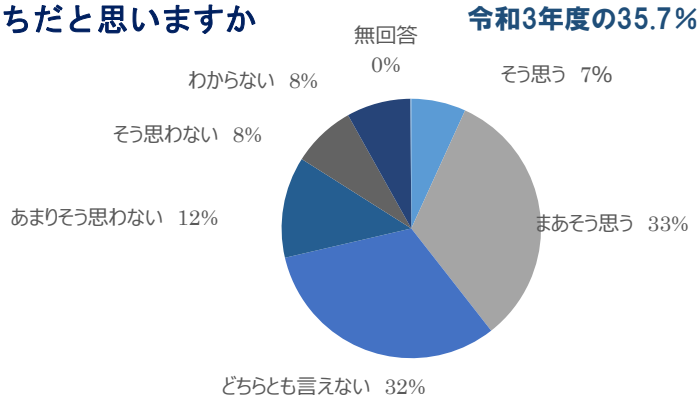

障がい者が社会に参加して安心して暮らせるまちだと思いますか

24％がそう思う、まあそう思うと回答
※（R5年度結果）
令和3年度の22.9％から約1％増

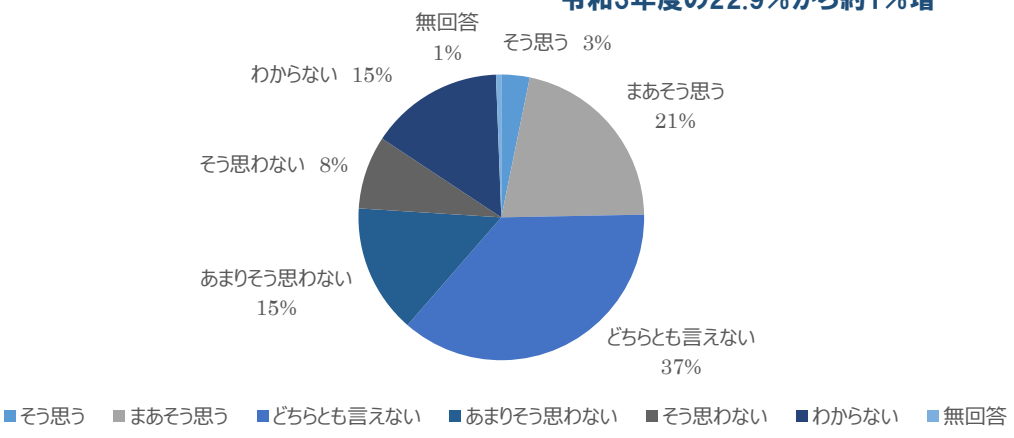

（2）地域の声（地区社会福祉協議会の関係者に行ったアンケート）

○「今後の都城市をどのような地域にしていきたいか」について、アンケート結果抜粋

地区	意見
姫城	・交通弱者に対する交通の支援。三世代交流の場所づくり。 ・まず、都城市に住む以上公民館加入を市役所の方に推進して頂けると有り難い。新たに市民となる方が転入された時点で、公民館への加入申し込みをするような仕組みを作り、それを各地区まで伝達すること。そうすることで全市民が参加して頂け、高齢者の方の孤独死を防ぐなどの対策が可能になるのではないか。
妻ケ丘	・各地区の公民館に高齢者サロンがあればいいと思う。高齢者クラブが関わりあっていけばいいと考える。 ・本当に金銭で困っている母子家庭、父子家庭にも目を向けて"困っている"を発信しやすい町になればいいと思う。困っているに気付いた人が、他につなげられる情報も欲しい。
小松原	・全地区高齢者の集いの設置（サロン等）、全地区児童の放課後サロン等（食事含）開設、買物支援の充実。 ・「誰もが声かけあえるまちづくり」住んでいる地域で年を重ねて障がいや病気になった人が増えている。公民館加入者も減少し、こども達の元気な声も聞こえなくなってきている。こどもから、高齢者まで集う居場所づくり等必要。地域であいさつを交わし声かけあえるまちにしていきたい。
祝吉	・こどもから、大人、高齢者まで、ひきこもりと思える人が年々増えているように感じる。高齢者についてはデイサービス、施設入所など、顔を見かけない方が増えている。地域の中で顔の見える、顔を合わせる活動が必要。日常生活では、外で草むしり、おしゃべり、散歩など気軽な活動が重要。 ・ボランティアの担い手が高齢化してきている。それが原因で人数の確保が難しくなっている。ボランティア活動の担い手の若返りの方策を考えてほしい。 ・地域福祉は重要な活動だが、行政がより理解しやすい活動計画を策定してくれると、各地域でも実践しやすくなるのではないか。
五十市	・自治公民館の活動を活発にし、近隣住民との交流の場を設け、情報を共有すること。さらには、困った事や分からない事を誰でも気軽に質問し、回答を得られる場とすることが必要。特に、スマートフォンの使用方法を理解するのが難しい高齢者が多い中、それを悪用される可能性がある。 ・高齢化への対応、高齢者サービスの拡充（例えば、独居者の安否確認のための旗の設置（色は何でも可））など。そして、若者たちが福祉について理解する機会を提供してほしい。（たとえば、○○教室の開催）
横市	・独居及び高齢者家庭とのつながりを日常的に確保する方策を確立し、実施（日常活動）することが大切。高齢者は自治公民館を退会する傾向にあるのが心配。 ・大切なこども達を大事に育てる地域であるようになることが必要である。こども会が廃止される地区もあり、地域から離れていく現状があり心配である。
沖水	・独居、身寄りのない方が年々増加している。こういった方々で認知症が進行したり、経済的に困窮したりすると一人暮らしが困難となる。また、身寄りがいないことで介護施設へ入所できないケースが出ている。身寄りがない方でも、安心して生活できる地域づくりをお願いしたい。
志和池	・高齢者、障がいのある方が、気兼ねなく安心して生活できる地域になってほしい。

庄内	・独居高齢者の支援、見守りの充実。 ・介護者の意見等を聞く会の充実。介護をしていると、外出が難しいので対策が必要。
西岳	・不登校の生徒が多いので心配です。 ・空き家が多いので、空き家の活用はできないか。
中郷	・地元の方も新たに来られた方もともに安心して楽しく生活できる地域になってほしい。また、双方がふれ合える（交流できる）場や時間を設けてほしい。
山之口	・スーパーがなくなり大変不便な思いをされている方が多い。近くに買物にいける場所があることが生活の上でのこのうえない安心になると思う。
高城	・人々がつながりを持てる地域。そのためにもつながりをつくる。特に子育て世代が少しでもかかわりを持てる地域、未来を計画していただきたい。
山田	・高齢化が進み、高齢者の一人暮らしが多くなっている。地域共生社会の実現に向けて、各自治公民館単位での活動が重要になってくる。 ・高齢者の交通手段、買物支援。
高崎	・若い人が移住できるよう魅力のある地域にしていきたい。空き家の有効活用に手が行き届かない。高齢者宅の清掃、除草をボランティアで行う。 ・元気な高齢者の力を利用する。若い人に負担をかけないように元気な高齢者を増やす。

○今後の地域福祉に対する意見・課題（回答数順）

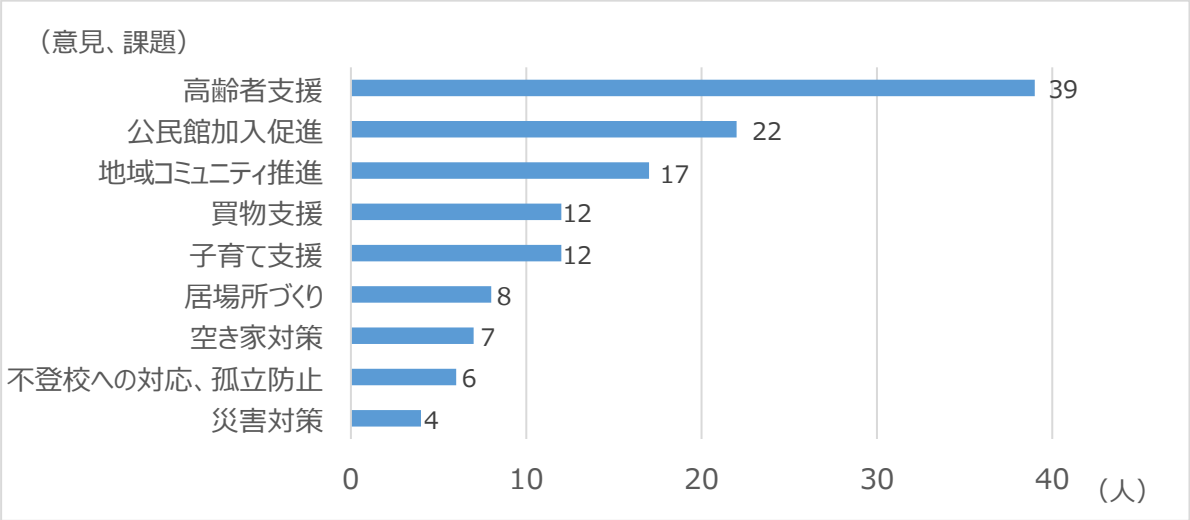

４　本市の主な課題解決に向けた第４期地域福祉計画のテーマ

住民アンケートや地域の声を計画に反映し、基本方針を具体化するため３つのテーマをかかげました。

●課題・住民の声

・高度化、複雑化する相談に対応するための体制整備の必要性（ふくしの相談窓口と庁内窓口、福祉事業所等の窓口の連携強化）。

→制度の狭間（既存の制度に該当しないため、支援しにくいこと）への対応の必要性

①　“つながる支援体制”の構築と人材の育成

（基本方針「分野を超えてみんなで支える体制づくり」におけるテーマ）

●課題・住民の声

・高齢者、単身高齢者の増加により高齢者福祉のニーズが高まっている。

・「日常の見守り支援」、「交通の利便性を高める」、「自宅での生活支援サービス」、「人が集まり、気軽に相談できる場の充実」、「移動支援」のニーズが高い。

→地域団体による身近な福祉活動と行政の連携協働強化の必要性

②　地域との連携協働

（基本方針「共に支え合うお互い様の地域づくり」におけるテーマ）

●課題・住民の声

・「災害時における地域での助け合い」、「子育て環境の充実」、「地域コミュニティ推進」、「不登校・孤立防止への対応」へのニーズが高い。

→多様化する福祉課題への対応の必要性

③　多様な人々への対応

（基本方針「一人ひとりを支える基盤づくり」におけるテーマ）

①は、専門職を始めとする福祉人材の知識・技術を高めるとともに、市役所内の“ふくしの相談窓口”など各種相談機関の役割、連携（横の連携）を強化することで、これまで以上に包括的な支援体制の構築を進めます。

②は、地区社協などを中心とした地域と行政が協働して、地域課題の解決に向けて取り組むとともに、地域住民が共に支えあっていく体制づくりを後押ししていきます。

③は、ひきこもり、身寄りがいない及び不登校など、様々な複雑化する社会問題に直面する方々に対応できるようアウトリーチの推進や権利擁護等の基盤整備を行います。

第３章　施策の体系と取組展開

１　施策の体系

基本方針	施策の柱	施策の方向
１ 分野を超えてみんなで支える体制づくり	1.1 相談窓口の充実	1.1.1　地域生活課題の早期発見と把握 1.1.2　各種相談窓口機能の強化、連携
	1.2 包括的な支援体制の仕組みづくり	1.2.1　包括的相談支援体制と支援機関の連携・協働
	1.3 地域共生社会の実現に向けたデジタル化の推進	1.3.1　デジタル化の推進と情報提供・発信の充実
	1.4 ソーシャルワークを担う人材の育成	1.4.1　ソーシャルワーカー等の育成・連携
２ 共に支え合うお互い様の地域づくり	2.1 地域福祉の応援団づくり	2.1.1　地域福祉を推進する人材の発掘と育成 2.1.2　募金や基金等の活用 2.1.3　ボランティア・市民活動の活性化 2.1.4　社会福祉法人の公益的取組の推進
	2.2 地域でつながる機会の充実	2.2.1　地域交流を促進する「居場所づくり」の推進 2.2.2　住民や企業による支え合う生活支援 2.2.3　地域防災の体制づくり
	2.3 生活困窮者支援の充実	2.3.1　生活困窮者の孤立の予防と支援の充実 2.3.2　こどもの貧困対策、学習支援、生活支援の推進
３ 一人ひとりを支える基盤づくり	3.1 社会参加の機会の確保・創出	3.1.1　社会参加に係る地域資源の充実 3.1.2　障がい者や高齢者の就労支援の充実 3.1.3　生活を支える移動手段の確保
	3.2 こどもがいきいきと成長できる環境	3.2.1　こどもと家庭への支援 3.2.2　学校と地域の連携・協働及び福祉教育の推進
	3.3 「その人らしく」生きるための支援	3.3.1　権利擁護の充実と推進（都城市成年後見制度利用促進計画） 3.3.2　終活に対する支援 3.3.3　ダイバーシティの推進
	3.4 多様な地域生活課題への対応	3.4.1　再犯防止対策の推進と関係機関の連携（都城市再犯防止推進計画） 3.4.2　自殺対策の推進 3.4.3　住居確保困難者への支援 3.4.4　虐待防止の取組と支援の充実 3.4.5　孤立防止やひきこもりへの対応

基本方針１『分野を超えてみんなで支える体制づくり』

テーマ①「“つながる支援体制”の構築と人材の育成」に基づく取組

住民の取組

・各種相談窓口の情報を把握するよう努めましょう。
・困りごとを一人で抱えこまず、身近な相談窓口に相談しましょう。
・福祉サービスや支援制度等の取組について出前講座や研修会、講演等を活用して多様な学習の機会に参加するように努めましょう。

地域団体･関係機関等の取組

・相談支援機関は、複合的な課題を抱える世帯の相談を包括的に受けとめ、解決が困難な問題等は、他の専門相談機関と連携するよう努めましょう。
・住民が参加しやすい地域活動を検討し、積極的に取組を進めましょう。

行政･社会福祉協議会の取組

・各種相談支援機関は相談窓口の周知に努めます。
・住民の課題解決に向けて、あらゆる関係機関が連携しやすくなるよう体制の整備に努めます。
・地域の生活課題や狭間の支援が必要な人の早期発見、把握のため、積極的にアウトリーチに取り組むよう努めます。

施策の柱

１．１　相談窓口の充実

地域生活における心配ごとや困りごと、制度の狭間[16]による課題に対しても気軽に相談でき、解決に向け助言や支援を受けられるように、相談体制の充実を図ります。また、各窓口の連携体制強化を図ります。

現状と課題

・あらゆる相談内容に対応できるよう相談窓口の充実を図るとともに、どこにどのような窓口があるのか市民に分かりやすく周知を図る必要があります。
・少子高齢化、ひとり親世帯、一人暮らし世帯の増加等の社会変化により、地域の助け合いや住民間の交流が希薄になっています。そのため障がい者や高齢者等が地域で孤立し、子育てや介護の悩みなど、世帯の抱えている困りごとを誰にも相談できずにいる人が増えてきています。
・高齢者、障がい者、こども、生活困窮者等の各分野の相談体制は整備が進んでいる反面、それぞれが縦割りで連携がうまく図れていないと、複合的で複雑化した地域生活課題[17]を抱えている人にとっては、課題解決が困難になります。
・地域で孤立している人や世帯は、自らＳＯＳを発することが困難であり、相談窓口まで出向くことができないケースも多く見受けられるため、早期発見、早期解決に向けた体制づくりを構築する必要があります。
・相談者のみならず、世帯全体として不安や悩みを抱え、困っていることを理解し、支援を行っていく必要があります。
・対応すべき相談機関が不明確な場合であっても、まずは相談を受け止め、多機関の連携等により適切に対応すべき相談機関につなぐ必要があります。

施策の方向性

１．１．１　地域生活課題の早期発見と把握

地域にはＳＯＳを出せず、周囲から孤立している人や世帯があります。あらゆる住民が地域で生活する中で、それぞれが抱えている地域生活課題を解決困難になる前に対応するため、早期の発見と把握ができる体制づくりに取り組みます。

(1) 地域に対応した相談体制の構築

No.	取　組　内　容	所　管
1	市内 15 地区社会福祉協議会における「福祉なんでも相談窓口」の周知、地域生活支援会議や福祉座談会の開催	社会福祉協議会

制度の狭間[16]：既存の福祉制度に該当しないが支援が必要な状態。
地域生活課題[17]：福祉サービスを必要とする地域住民と世帯が抱える課題。（福祉、介護、介護予防、保健医療、住まい、就労、教育に関する課題）、（地域社会からの孤立に関する課題）、（あらゆる分野に参加する機会の確保の課題）

2	社会福祉協議会の地区担当制による相談支援体制の強化	社会福祉協議会
3	地域包括支援センター[18]や障がい者（児）基幹相談支援センター[19]、生活自立相談センター[20]の機能充実による課題の早期発見	障がい福祉課 福祉課 いきいき長寿課 社会福祉協議会
4	生活支援体制整備事業[21]における地域生活課題把握活動の充実	いきいき長寿課 社会福祉協議会
5	庁内関係各課と生活自立相談センターや多機関協働センターとの連携体制整備の推進	福祉課 社会福祉協議会

（2） 高齢者、障がい者、こども等の課題を把握するための取組

No.	取　組　内　容	所　管
6	子育て支援センター[22]、保健師[23]訪問指導、幼稚園・保育所・認定こども園等の子育て相談、乳児相談、幼児健康診査における相談からの課題把握	こども政策課 こども家庭課 保育課
7	地域生活課題へのアウトリーチが可能な体制整備の推進	社会福祉協議会
8	障がい者（児）基幹相談支援センターと連動した障がい者の地域生活課題の把握	障がい福祉課
9	高齢者等の地域生活課題を早期把握するため、民生委員・児童委員、地域包括支援センター及び居宅介護支援事業所等との連携体制の強化	福祉課 いきいき長寿課
10	市民の困りごとの早期発見に向けての民生委員・児童委員[24]との連携強化	福祉課 社会福祉協議会
11	学校と関係機関の連携による地域生活課題の把握	学校教育課 こども家庭課 福祉課
12	地域が抱える環境問題（ごみに覆われた家屋等）の把握と早期解決への取組実施	環境政策課

地域包括支援センター[18]：高齢者が健やかに暮らすためのあらゆる相談に対応する地域の相談窓口。
障がい者（児）基幹相談支援センター[19]：障がい者の自立と社会参加を図るため、障がい福祉サービスなど総合的な相談に応じる窓口。
生活自立相談センター[20]：生活困窮者に対し、自立に向けた総合的な相談支援を行う拠点。
生活支援体制整備事業[21]：高齢者の自立した日常生活の支援及び要介護状態となることの予防。要介護状態の軽減若しくは悪化防止に係る体制の整備など促進する事業。
子育て支援センター[22]：主に未就学児とその親子を対象に、親子の交流や子育てに関する相談、様々な催しや行事を通して子育てを支援する施設。
保健師[23]：地域に住む住民の保健指導や健康管理、乳児検診などを行う専門職。
民生委員・児童委員[24]：地域で住民に寄り添いながら相談に応じ必要な手助けを行う身近な相談員。

施策の方向性

１．１．２　各種相談窓口機能の強化、連携

(1) 各種相談窓口の充実･強化

No.	取　組　内　容	所　管
13	地域包括支援センターの高齢者総合相談窓口としての機能充実に向けた保健師等の専門職による介護・福祉・医療などの幅広い相談対応と関係機関との連携強化	福祉課 いきいき長寿課
14	個別指導と健康教室等の集団指導による健康に関する相談機能の強化。職域への健康教育実施による、若い世代や働き盛り世代に健康づくりの取組を推進	健康課
15	消費生活センター[25]や男女共同参画センター[26]の各相談対応の充実や出前講座、セミナー開催等による啓発の推進	地域振興課
16	生活自立相談センターにおける相談体制の充実	福祉課 社会福祉協議会
17	複合的な課題を含む相談の解決に向けた総合相談体制の強化	福祉課 社会福祉協議会
18	障がい者（児）基幹相談支援センターにおける相談体制の充実	障がい福祉課 社会福祉協議会
19	こども家庭センターにおける母子保健コーディネーターや保健師等の専門職による妊産婦及び乳幼児の健康の維持及び増進に関する包括的な支援や虐待の予防。また、こども家庭支援員による児童福祉等の相談の充実	こども家庭課
20	こども家庭センターの母子保健コーディネーター[27]やこども家庭支援員、保健師等の専門職による幼児教育・保育施設等関係機関との連携	こども家庭課
21	地区社協が開設している「福祉なんでも相談窓口」の開設日数等の増設による相談機能の充実	福祉課 社会福祉協議会

消費生活センター[25]：消費者と事業者とのトラブル等、消費生活に関する相談を受ける窓口。
男女共同参画センター[26]：DV 相談等を受ける窓口。市役所に設置。
母子保健コーディネーター[27]　：子育て世代包括支援センター（保健センター内）に配置されている、安心してこどもを産み育てられるように、妊娠期から出産、子育て期までの様々な相談サポートを行う専門員。

施策の柱

１．２　包括的な支援体制の仕組みづくり

住民の抱える複合的で複雑な課題、ひきこもりやサービス利用拒否等、各種制度では対応できない制度の狭間の課題などの地域生活課題の解決に向け、各関係機関等が連携を図りながら、効果的に支援できる仕組みを構築することを目指します。

現状と課題

・複合的で複雑な生活課題や福祉課題を抱えている人が顕在化している中、こども、障がい者、高齢者、生活困窮者等の各分野における支援が縦割りにならないよう、関係機関が連携を図りながら対応する必要があります。
・専門職等が、他の専門機関の取組内容を十分把握し、日ごろから連携しやすい関係づくりを構築することが必要です。
・各分野の相談支援機関の連携ができていないケースがあり、複合的で複雑化した問題を抱えている相談者の支援が不足することがあります。
・対象者の課題解決に向けては、行政のみならず、地域、民間団体、関係機関等が一体となって継続的な支援を行う必要があります。

施策の方向性

１．２．１　包括的相談支援体制と支援機関の連携･協働

子育て世代活動支援センター「ぷれぴか」
に配置されている子育てコンシェルジュ

(1)　高齢者、障がい者、こどもに関する相談支援機関との連携強化と協働による包括的相談支援体制の整備

No.	取　組　内　容	所　管
22	子育て世代活動支援センター「ぷれぴか」[28]の利用者支援専門員（子育てコンシェルジュ[29]）、こども家庭センターの母子保健コーディネーターやこども家庭支援員による幼児教育・保育施設等関係機関との連携	こども政策課 こども家庭課 保育課
23	要保護児童や支援・見守りの必要な家庭について、要保護児童対策地域協議会[30]において情報を共有	こども家庭課 保育課 学校教育課
24	障がい者（児）基幹相談支援センターや障害者自立支援協議会の専門部会による相談支援事業所の機能・連携強化	障がい福祉課 社会福祉協議会
25	地域包括支援センターの高齢者総合相談窓口の介護・福祉・医療などの幅広い相談支援の実施と地域ケア会議[31]の充実	いきいき長寿課
26	多機関協働事業[32]における各種相談支援機関連携のための重層的支援会議[33]の機能・連携及びコーディネート機能[34]の強化	福祉課 社会福祉協議会
27	高齢者総合相談窓口である地域包括支援センターによる制度の狭間等の課題の把握と関係機関との連携による支援	いきいき長寿課

(2) 庁内連携体制の強化

No.	取　組　内　容	所　管
28	庁内関係各課及び教育委員会関係課等と生活自立相談センターや多機関協働センターすくらむとの「窓口受付・相談シート（ご紹介シート[35]）」による連携体制整備の充実強化	福祉課 社会福祉協議会
29	重層的支援体制整備事業庁内連絡会議の実施による、庁内各課との連携体制の構築・強化	福祉課

子育て世代活動支援センター「ぷれぴか」[28]：子育て支援事業を総合的に実施することを目的とし、都城市が設置している施設。
子育てコンシェルジュ[29]：子育て世代活動支援センター「ぷれぴか」に配置されている子育てに関する様々な相談やサービスに関する支援を行う専門員。
要保護児童対策地域協議会[30]：要保護児童の早期発見や迅速な支援に向け関係機関が情報共有、連携する会。
地域ケア会議[31]：高齢者個人に対する支援の充実とそれを支える社会基盤の整備を同時に進めていく手法。
多機関協働事業[32]：単独の支援関係機関では対応が難しい複雑化した支援ニーズがある場合の調整役を担い、包括的な支援体制を構築できるよう支援する事業。
重層的支援会議[33]：相談支援包括化推進員が定期的に開催。協議内容（各相談支援機関の業務内容の理解）（支援機関の連携方法）（地域住民の福祉ニーズ把握方法）（地域に不足する社会資源創出の方法）（事業実績の検証）等について関係者間で実施する。
コーディネート機能[34]：「人と人」、「人と資源」をつなぎ、関係性が地域で生まれるよう促す機能。
窓口受付・相談シート（ご紹介シート）[35]：相談者の支援のために社会福祉協議会と庁内関係課において情報を共有し、支援に繋ぐためのシート。

施策の柱

１．３　地域共生社会の実現に向けたデジタル化の推進

福祉の各分野の制度や福祉サービス等の情報を広く周知し、支援のための情報共有を図るとともに、“誰一人取り残されない“デジタル化の推進により地域生活課題の解決を図ります。

現状と課題

・地域の情報や福祉サービス等の情報を広く周知し、支援が必要な人が必要な情報を手に入れやすい環境を整える必要があります。
・少子高齢化及びコロナ禍の影響を受け、地域コミュニティの活力低下や市民のライフスタイルの多様化が進んでいます。
・高齢者人口がピークを迎え、生産年齢人口が大幅に減少することが想定されている 2040 年問題への対応が必要です。
・子育て環境の充実や高齢化に伴う介護・医療分野の負担軽減に向けてデジタル技術の活用への需要が高まっています。
・人と人のつながりや高齢者の見守り、買い物支援等の生活課題を解決するため、デジタル化による地域共生社会の実現に向けた取組を推進する必要があります。

施策の方向性

１．３．１　デジタル化の推進と情報提供･発信の充実

デジタル相談会の様子

(1)　デジタル技術の活用と情報確保･支援よる生活課題の解決

No.	取　組　内　容	所　管
30	高齢者や障がい者等が生活課題の解決に向けて、デジタル技術を活用するに当たり、スマートフォンの使い方等の習得をするための支援	デジタル統括課
31	支援が必要な人や、支援を行う人、双方の負担を軽減するため、医療・介護・福祉分野等におけるデジタル技術の導入を推進	各課
32	ホームページや支援ガイド、制度のしおり等を分かりやすく、掲載情報を充実。ＮＰＯ法人等が実施するインフォーマルサービス[36]の情報発信の充実	各課
33	ＳＮＳ[37]等を活用した情報発信の推進	各課
34	都城市子育て応援総合サイト「はぴみやこんじょ」について緊急連絡先・子育て支援ナビ・施設検索・親子でおでかけナビ等、サイトの充実	こども政策課
35	ホームページや支援ガイド、制度のしおり等について、情報の伝達ツールに関する障がい者への配慮及び点字や音訳版などの情報伝達ツールを充実	各課

温泉施設でのデジタル相談会の様子

インフォーマルサービス[36]：公的機関や専門職による制度に基づくサービスや支援以外の支援のこと。具体的には、家族、近隣、友人、民生委員・児童委員、ボランティア、NPO 等の非営利団などの制度に基づかない援助など。

SNS[37]：ソーシャルネットワーキングサービスの略で、登録された利用者同士が交流できるウェブサイトの会員サービス。

施策の柱

１．４　ソーシャルワークを担う人材の育成

福祉を支える専門職いわゆるソーシャルワーカー[38]等が、住民の抱える複合化・複雑化した課題の解決に向け、関係機関との連携体制を図るための専門性向上に向け支援を行います。

現状と課題

・社会福祉士等のソーシャルワーカーには、複合的な課題を抱える世帯を包括的に支援するために、高齢者、障がい者、こども、生活困窮等の福祉関係だけでなく、医療、保健、就労、教育、司法など多岐にわたる分野の機関と協働で支援するスキルが求められています。
・制度改正等、国の動向を注視しつつ、住民ニーズの変化に即座に対応できるよう情報収集や対応力を磨いておく必要があります。
・ソーシャルワーカーには、住民自らが自助・共助の必要性を認識し、課題解決に向けて行動できるよう働きかけていくことが求められます。
・ソーシャルワーカー等は各専門機関の役割や特色を理解し、相談者にとって最適な支援が行えるよう、“つなぎ役”としての役割を果たす必要があります。

施策の方向性

１．４．１　ソーシャルワーカー等の育成・連携

No.	取　組　内　容	所　管
36	障害者自立支援協議会による市内各福祉事業所職員等を対象とした研修の実施	障がい福祉課 社会福祉協議会
37	各種研修の受講によるスキルアップや福祉専門資格の積極的な取得の推進	社会福祉協議会
38	介護従事者、医療従事者等の専門性、資質向上のための研修会開催や支援	いきいき長寿課
39	社会福祉協議会の地区担当職員による 15 地区での活動支援	社会福祉協議会
40	地域福祉コーディネーター[39]研修を修了した各機関との連携に向けたネットワーク構築の推進	福祉課 社会福祉協議会
41	各種相談支援機関の専門職と関係機関との連携体制構築への支援の拡充	障がい福祉課 福祉課 社会福祉協議会
42	行政職員の社会福祉主事等の福祉系有資格者の育成	福祉部
43	庁内社会福祉士ネットワークによる情報共有・研修の開催	福祉部 健康部 こども部
44	行政職員の福祉系有資格者の採用・配置を推進	総合政策課 職員課

ソーシャルワーカー[38]：福祉等に関する専門知識を活かし、社会生活に困難や支障のある人々の相談に乗ったり、社会的支援を行う専門職。
地域福祉コーディネーター[39]：様々な福祉施策やサービス、また活動団体、ボランティア等の情報などを活用し、地域福祉課題解決に向けて支援を行う人材。

基本方針２『共に支え合うお互い様の地域づくり』

地区社会福祉協議会による学習支援・サロン活動

テーマ②「地域との連携協働」に基づく取組

住民の取組

・地域生活課題を地域で協力して解決できるよう、日頃から地域住民同士の顔の見える関係づくりに努めましょう。
・地域活動についての研修会、催し及びボランティア等に積極的に参加しましょう。

地域団体･関係機関等の取組

・地域生活課題の解決に向けて、地域住民自らが協力し合いましょう。
・こどもから高齢者、地域の方々が集える居場所づくりに取り組みましょう。
・社会福祉法人[40]は、住民や自治公民館、社会福祉協議会等と連携して地域活動の展開に取り組むとともに、地域で展開する活動を地域住民に積極的にＰＲしましょう。
・地域の相談支援機関、民生委員・児童委員等が連携して住民の相談に対応しましょう。
・地域で実施されているボランティア活動を住民へ広く周知し、住民が参加しやすいよう工夫に努めましょう。

行政･社会福祉協議会の取組

・地域住民が自ら課題解決に向けた取組ができるよう後押しします。
・寄附やボランティア活動について、理解が深まるよう周知するとともに、民間団体の活動等が地域福祉の推進につながるよう支援します。
・社会福祉法人や企業等が地域活動に積極的に参加するよう啓発を行います。

社会福祉法人[40]　：社会福祉事業を行うことを目的として、社会福祉法の規定に基づき都道府県知事又は市長等の認可を受けて設立される法人。

“地域で支え合う”仕組み　それが都城市の地域福祉

社会福祉協議会は、市内 15 地区に担当者を 1 名ずつ配置し、地域の様々な活動を支援することで、地域福祉の推進を図っています。特に地区社会福祉協議会の活動については、取組の企画立案や事務作業の支援を行うことで、地域の主体的な活動を後押ししています。

市は、補助金を交付し、財政的な面で活動の側面的支援を行っており、地域、社会福祉協議会（民間団体）及び行政が一体となって地域福祉の推進に取り組んでいます。

地区社会福祉協議会の具体的な活動の方向性は、社会福祉協議会が策定する地域福祉活動計画及び地区社会福祉協議会が作成する地区地域活動計画に明記することとしており、“令和版　地区社協構想”に基づき地域で支え合う取組を推進しています。

市長へ地区社協の活動内容を報告

住民が主体的に地域福祉活動に取り組んでいる地区社会福祉協議会

地区社会福祉協議会は、自治公民館、まちづくり協議会、民生委員・児童委員、学校の関係者等で構成されており、地域の実情に応じて様々な活動を展開する地域福祉の核となっている団体です。

①　地域生活課題に対応した活動

毎月開催される役員会等で、地域生活課題等を把握し、住民のニーズに応じた活動を展開しており、社会福祉協議会の職員が地区社会福祉協議会の活動を支援しています。

②　福祉なんでも相談窓口（各地区公民館で開設）

福祉なんでも相談支援員が、地域の身近な相談窓口として、生活困窮、認知症、不登校、ＤＶなど様々な生活課題をキャッチし、地域包括支援センターや生活自立相談センターなどの専門機関につないでいます。

③地域生活課題（ニーズ）に対応した各地域の様々な取組

（姫城地区）
こども、高齢者及び障がい者等、世代を超えた交流により地域住民のつながりづくりを推進

（妻ケ丘地区）
草取りやごみ出しなど、高齢者の困りごとを地域の支え合いで支援

（小松原地区）
地域の社会福祉施設と連携して、高齢者の買い物等の移動を支援

（祝吉地区）
地域でのつながりや居場所づくりのために月に１回会食や交流活動を実施

（五十市地区）
男性の地域交流や栄養管理を目的とした料理教室を実施

（横市地区）
「食」を通じて地域住民が気軽に交流できる居場所づくりを推進

（沖水地区）
子育ての相談や想いを共有する場を作り、妊婦や未就学児の親を支援

（志和池地区）
在宅で介護をしている方の悩みや経験談を共有し、気持ちに寄り添う取組

（庄内地区）
在宅で介護をしている方に、交流を通じて、心身ともにリフレッシュしてもらう取組

（西岳地区）
福祉に関する映画上映により、家族や地域の尊さを育む取組

（中郷地区）
学習や体験活動をとおして、居場所づくりや、地域との交流を図る取組

（山之口地区）
ものづくり体験を通して、世代間交流や、ものを大切にする心を育む取組

（高城地区）
ボランティア活動を通じて、福祉の大切さを経験してもらう取組

（山田地区）
地域住民の交流の場を創出し、地域活性化を図る取組

（高崎地区）
福祉研修会を通して、地域課題を共有し、その解決方法を話し合う取組

施策の柱

２．１　地域福祉の応援団づくり

住民が住み慣れた地域で安心して生活を送るため、地域に関心を持つ人材（地域づくりの人材）を育成します。また、地域生活課題に気づき、その解決に向けて地域福祉活動に取り組める、環境の整備を図ります。

現状と課題

・地域づくりにおいては、住民等が地域生活課題を自らの課題として主体的に捉え、解決を試みることが求められます。そのために、住民や自治公民館等の地縁組織を始め、ＮＰＯ法人、民間事業者等の組織を通じて、地域づくりに必要な働きかけやそれに携わる人への支援が必要です。
・地域福祉の担い手として、若年層の意識付けを図るとともに、福祉以外の分野の団体、企業等との協働を進めていく必要があります。
・コロナ禍で衰退したボランティア活動や新たな活動の推進に向けて、ボランティアセンターを中心に地域や学校等との更なる連携が必要です。

施策の方向性

２．１．１　地域福祉を推進する人材の発掘と育成

(1) 地域福祉を推進する若年層の人材の育成

No.	取　組　内　容	所　管
45	まちづくり協議会の「こどもまち協[41]」によるボランティア活動の展開	地域振興課
46	学校や地域におけるボランティア活動の推進	地域振興課 社会福祉協議会 学校教育課
47	福祉専門職を目指す実習生の円滑な受入れ	福祉部 社会福祉協議会

(2) 住民による福祉及び地域活動の推進

No.	取　組　内　容	所　管
48	地区社会福祉協議会による多様な人材の育成（生活援助員・生活支援員・市民後見人・有償ボランティア等 ）	社会福祉協議会
49	生涯学習教室の指導者を発掘し、生涯学習の機会を充実	生涯学習課
50	障がい者のサロン活動[42]の中で障がい者自身が何らかの役割を担える活動への支援	障がい福祉課

こどもまち協[41]：まちづくり協議会の部会の中に設置している地区があり、祭りへの参加や体験活動等を実施している。
サロン活動[42]：住民やボランティア等が協働で集まりの場を企画、運営していく地域活動。

51	ファミリー・サポート・センター[43]の機能充実のための援助会員養成	こども政策課 社会福祉協議会
52	健康づくり会、食生活改善推進員[44]の活動支援、各種研修の充実	健康課

(3) 地域活動の担い手となる自治公民館への加入促進

No.	取　組　内　容	所　管
53	「都城市自治公民館加入及び活動参加を促進する条例」による自治公民館加入や自治公民館活動への参加の推進	地域振興課
54	都城宅地建物取引業協同組合と連携した自治公民館加入の促進	地域振興課

(4) 民生委員･児童委員の確保と活動の充実

No.	取　組　内　容	所　管
55	民生委員・児童委員の確保及び活動支援と連携体制の拡充、地域の身近な相談窓口としての資質向上と各種研修の実施	福祉課 社会福祉協議会

施策の方向性

２．１．２　募金や基金等の活用

赤い羽根共同募金出発式

(1) 地域福祉のために共同募金やファンドレイジング[45]、基金等の活用

No.	取　組　内　容	所　管
56	赤い羽根共同募金運動の拡充やファンドレイジング等の手法による新たな財源確保への取組支援の実施	社会福祉協議会
57	日本赤十字募金活動による地域支援活動への意識醸成と活動資金確保の推進	福祉課
58	すこやか福祉基金[46]の推進と積極的な活用	福祉課

ファミリー・サポート・センター[43]：育児の援助を行いたい人と受けたい人の会員組織。
食生活改善推進員[44]：市が行う「食生活改善推進員養成研修」の修了者で、地域において食生活改善を目的に活動を行う人。
ファンドレイジング[45]：民間非営利団体（社会福祉法人等）が行う資金調達。活動資金を個人、企業、政府等から集める行為。
すこやか福祉基金[46]：社会福祉事業の振興を図るための基金。各種福祉事業の必要と認められる事業に活用する市の基金の一つ。

(2) 寄附活動や社会貢献活動による地域福祉への関心の喚起

No.	取　組　内　容	所　管
59	個人や企業の社会貢献活動の推進に向けた啓発等の実施	社会福祉協議会
60	赤い羽根共同募金運動について、多様な募金活動や地域生活課題に対応する助成の実施	社会福祉協議会
61	寄附者の意思を反映した地域福祉活動への財源の有効活用	社会福祉協議会

施策の方向性

２．１．３　ボランティア・市民活動の活性化

(1) ボランティアの養成と活動支援

No.	取　組　内　容	所　管
62	ボランティア基礎講座、専門ボランティア人材育成講座等の研修実施によるボランティア担い手の養成と活動の推進	社会福祉協議会
63	15 地区社会福祉協議会のボランティアセンター機能の充実	社会福祉協議会
64	住民による生活支援サービスや有償サービスの創出	いきいき長寿課 社会福祉協議会
65	ボランティアフェスティバルを始めとした様々な場面でのボランティアやＮＰＯ法人等の活躍の場の創出	社会福祉協議会
66	学習会や情報発信による企業やシルバー世代が取り組むボランティア活動の推進	福祉課 社会福祉協議会
67	各地区での防災・減災等の学習の支援及び災害時に動ける市民ボランティアの養成	危機管理課 社会福祉協議会

(2) 市民公益活動等の推進

No.	取　組　内　容	所　管
68	市民公益活動支援事業、中間支援によるＮＰＯ法人等活動支援の実施	地域振興課

(3) ボランティア・市民活動の情報発信による活躍の場の展開

No.	取　組　内　容	所　管
69	ボランティアコーディネーター[47]によるボランティアの需給調整や個人、団体の活動支援	社会福祉協議会
70	ＮＰＯ法人等の活動周知や情報発信、ＮＰＯ法人等の活動との連携体制整備	地域振興課 社会福祉協議会

ボランティアコーディネーター[47]：ボランティア活動を理解し、活動のプロセスの中で多様な人や組織が新たな力を生み出せるよう調整役割を担う人材。

施策の方向性

２．１．４　社会福祉法人の公益的取組の推進

災害発生時における、避難困難者支援のため、市・社会福祉施設等連絡会・社会福祉協議会による連携協定を締結（令和 6 年 7 月 24 日）

(1) 社会福祉法人による地域貢献活動の推進

No.	取　組　内　容	所　管
71	災害発生時における避難困難者への支援を官民一体による推進	福祉課 社会福祉協議会
72	各地域にある社会福祉法人等とのネットワークの構築を推進	福祉課 社会福祉協議会
73	都城市社会福祉施設等連絡会[48]において地域貢献の取組の研修等の実施による貢献活動の推進	社会福祉協議会
74	地域貢献連絡協議会[49]の創設及び地域生活課題に沿った社会貢献活動の協議と取組の推進	社会福祉協議会
75	安心セーフティネット事業[50]の取組による各法人の地域貢献活動推進に向けての支援	社会福祉協議会

都城市社会福祉施設等連絡会[48]：社会福祉施設や学校、医療機関、行政機関などが相互に連携を取り合い、それぞれの地域において福祉活動を一層高めることを目的とした団体。

地域貢献連絡協議会[49]：地域生活課題の解決に向け、社会福祉法人による地域貢献活動を推進するため既存のネットワーク機能を活かし支援方針を検討する協議会。

安心セーフティネット事業[50]：社会福祉法人による自主的な社会貢献の取組で、生活困窮者等の自立を支援するために社会福祉法人からの会費による基金を設置し、総合生活相談事業や経済的支援（現物給付：おおむね３か月以内で 10 万円程度）を行う。県社会福祉協議会の取組。

施策の柱

２．２　地域でつながる機会の充実

誰かとどこかで、どんな形であっても何らかの“つながり”を感じることが、地域で安心して生活するためには大切です。誰一人取り残されることなく、“つながり”を感じることができる地域づくりを目指します。

現状と課題

・地域生活課題を早期に発見し、適切な対応を行うために、課題を抱えた住民のみならず、誰もが気軽に立ち寄り交流を図ることができる場や、住民と福祉分野等の専門職が話し合う場ともなる地域の拠点の充実が求められています。
・住民が「支える側」と「支えられる側」という一様な関係性に陥ることがないよう社会参加を進め、それぞれの活動を通じて地域における活躍の場を確保する必要があります。
・核家族化により独居世帯が増加する中、自治公民館加入率も低下しており、地域のつながりが希薄化しています。住民同士も日頃から地域において顔の見える関係づくりが必要です。

施策の方向性

２．２．１　地域交流を促進する「居場所づくり」の推進

(1) 地域の拠点として誰もが集える居場所づくりの支援

No.	取　組　内　容	所　管
76	地区社会福祉協議会[51]の事務局の拠点強化	福祉課 生涯学習課 社会福祉協議会
77	各地区活動としての地区公民館、自治公民館、民家を活用した各種サロン活動の推進と活動支援	福祉課 いきいき長寿課 生涯学習課 社会福祉協議会
78	都城市地域活動支援センター事業[52]等による居場所づくり推進	障がい福祉課
79	高齢者の居場所づくりと役割創出に向け高齢者クラブ[53]活動助成事業や健康増進施設利用助成事業[54]を推進	福祉課
80	こけないからだづくり講座[55]や健康づくり会活動による健康増進と併せた地域交流の場の創出と活動推進	健康課 いきいき長寿課
81	各地区社会福祉協議会等が関係機関の協力を得ながら住民を対象とした多文化の理解のための研修や外国人住民との交流	地域振興課 社会福祉協議会

地区社会福祉協議会[51]：地域活動に取り組んでいる様々な団体で組織されている団体。地域で安心して生活できるよう、身近な福祉を住民の手で行うことを目的としている。
都城市地域活動支援センター事業[52]：障がい者等に、創作的活動又は生産活動の機会の提供し、社会との交流の促進する事業。
高齢者クラブ[53]：同じ地域に住む高齢者が組織をつくり、さまざまな活動を自主的に行う組織。
健康増進施設利用助成事業[54]：高齢者と障がい者の健康増進を目的に、温泉施設やパークゴルフ場の割引券を交付する事業。
こけないからだづくり講座[55]：健康寿命を伸ばすことを目的に自治公民館など身近な場所で行う体操の講座。

	の場づくりを推進	
82	誰もが安心して参加できるイベントやサロン活動の実施に向けた取組の推進	社会福祉協議会

(2) 誰もが利用しやすい居場所づくりの推進

No.	取　組　内　容	所　管
83	福祉のまちづくり条例による誰もが安心して利用できる施設づくりに向けた意識の醸成	障がい福祉課
84	地区公民館、体育館のバリアフリーへの対応と避難所への対応支援	危機管理課 教育総務課 スポーツ政策課 生涯学習課
85	地域食堂やこども食堂など、多世代がつどえる居場所の整備	福祉課 こども政策課 社会福祉協議会

施策の方向性

２．２．２　住民や企業による支え合う生活支援

都城市・社会福祉協議会・民生委員児童委員協議会・民間企業等
による地域見守りに関する協定（令和６年５月）

(1) 地域活動の組織体制づくりの促進

No.	取　組　内　容	所　管
86	自主防災組織[56]リーダー研修や各種講座による共助意識の醸成と、リーダー育成による防災のための地域支援体制の推進	危機管理課
87	各地域の地域福祉座談会等による地域生活課題の発見・共有と地域活動への展開	社会福祉協議会

(2) 住民の活躍の場の創出による地域活動の活性化の促進

自主防災組織[56]：地域住民による任意の防災組織。主に自治公民館が母体となり地域住民が連携する。

No.	取　組　内　容	所　管
88	友愛訪問及び見守り活動の機会確保による地域づくりに向けた取組の推進	福祉課 社会福祉協議会
89	地域での世代間交流や小・中学校との交流・伝承活動など地域づくりへの参加の促進	地域振興課 学校教育課 生涯学習課 社会福祉協議会

(3) 企業等の地域貢献による活動の場の推進

No.	取　組　内　容	所　管
90	みやざき地域見守り応援隊[57]やみやこのじょう地域見守り応援隊、包括連携協定[58]を締結した民間事業者等との連携による孤独死防止等に向けた連携体制拡充	福祉課 総合政策課 社会福祉協議会

(4) 住民が支えあう体制の整備

No.	取　組　内　容	所　管
91	高齢者の生活支援・介護予防サービスの体制整備のための生活支援コーディネーターによる地域生活課題の把握と支援体制に向けての活動の推進	いきいき長寿課 社会福祉協議会
92	住民主体で実施する生活おたすけサービス[59]（高齢者の日常生活支援）の推進	いきいき長寿課 社会福祉協議会
93	住民有償ボランティアによる地域支援体制の推進	社会福祉協議会
94	民生委員・児童委員による見守り活動への支援	福祉課 社会福祉協議会
95	制度の狭間の課題等への対応も含めた伴走型支援に向けた多様なケア・支え合う関係性の構築	福祉課 社会福祉協議会
96	認知症のある方に対する地域住民による見守り支援体制づくりに向けた認知症サポーター養成の推進	いきいき長寿課
97	地域福祉活動推進のための出前講座の実施	福祉課
98	各地域の課題解決に向けた地区社協の活動支援	福祉課 社会福祉協議会
99	地域コンソーシアム[60]による障がい者の生涯学習参加支援	生涯学習課

みやざき地域見守り応援隊[57]：宮崎県と宮崎県社会福祉協議会が、誰もが安心して暮らすことができる福祉のまちづくりを推進するため、民間事業者の協力を得て、孤立死防止のために異変を早期発見する取組。

包括連携協定[58]：行政と企業等とが相互に緊密な連携を行うことにより、双方の資源を有効に活用した協働による活動を推進し、地域の一層の活性化と市民サービスを向上させるための協定。

生活おたすけサービス[59]：介護保険の要支援１・２及び事業対象者の方へ自立した生活を継続し、要介護状態になることを防止するための簡単な日常生活上の援助。地域のボランティアが行う。

地域コンソーシアム[60]：地域社会と教育現場が知財創造教育（知的財産の保護や活用についての理解促進に向けた人材育成 等）を推進するための基盤体制。

施策の方向性

２．２．３　地域防災の体制づくり

個別避難計画作成に向けた地域の協議の様子

(1) 避難行動要支援者[61]等の支援体制づくり

No.	取　組　内　容	所　管
100	要配慮者利用施設における避難確保計画[62]作成のための支援	危機管理課
101	民生委員・児童委員や自治公民館、消防団、自主防災組織、社会福祉協議会、地域包括支援センター、居宅介護支援事業所、相談支援事業所、障がい者・高齢者福祉サービス提供事業所の協力による避難行動要支援者の避難支援体制整備の拡充	危機管理課 福祉課 いきいき長寿課 社会福祉協議会

(2) 災害時に助け合える地域の関係づくりの推進

No.	取　組　内　容	所　管
102	自主防災組織リーダー研修や各種講座による共助意識の醸成とリーダー育成による防災体制構築の推進	危機管理課
103	共助体制に向けての自主防災組織結成促進への支援と自主防災組織による避難支援活動の推進	危機管理課
104	避難行動要支援者名簿を活用した住民の自発的な日頃からの支援体制づくり及び「個別避難計画」作成の推進	福祉課 社会福祉協議会

(3) 災害時の体制整備

No.	取　組　内　容	所　管
105	災害時にボランティアセンターの運営が速やかに機能するよう、平時における関係機関との連携を強化	福祉課 危機管理課 社会福祉協議会

避難行動要支援者[61]：災害時に自ら避難することが困難な者で、その円滑かつ迅速な避難確保のために特に支援を要する者。
避難確保計画[62]：洪水時等における施設利用者の避難誘導方法や自衛水防組織等の体制を記載したもの。

施策の柱

２．３　生活困窮者支援の充実

生活に困窮している人に対し、社会的孤立の防止や社会参加、自立に向けて支援します。また、こどもの貧困対策の充実を図ります。

現状と課題

・生活に困窮している人の状況は、高齢、障がい、病気、多重債務、離婚、社会的孤立などの生活課題を複合的に抱えている場合が多く、そのことは、地域で生活している外国人も同様の場合が有り、深刻化する前の早期の段階で支援を行う必要があります。

・新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の流行を機に生活に困窮し、以前の生活に戻ることができないなど、新たな課題も顕在化してきています。

・一般就労が難しいなど、複合的な課題を抱える人への支援が必要となっています。その他、生活を立て直す自立支援プログラムや、地域での支援も充実させる必要があります。

・ひとり親世帯が増加しており、生活が苦しいと感じている実態や、「令和４年国民生活基礎調査」によると、こどもの 8.7 人に１人が貧困状態（子どもの貧困率[63]）という状況が見られます。また、こどもの学習習慣などから見える、家庭全体の課題への気付きや更なる支援への取組が求められています。

・貧困の連鎖を断ち切るためには、経済的に厳しい状況にあるこどもが、生まれ育った環境に左右されず、将来の夢や希望を持っていきいきと成長するためには、ライフステージに応じて切れ目のない支援を行う子育て・教育・生活・就労まで対象者に寄り添った支援を行っていくことが必要です。

施策の方向性

２．３．１　生活困窮者の孤立の予防と支援の充実

(1) 生活困窮者が自立するための支援

No.	取　組　内　容	所　管
106	生活困窮者の自立した生活に向け、生活自立相談センターによる相談支援や支援プラン作成への体制強化	福祉課 社会福祉協議会
107	自立相談支援事業の任意事業による就労準備支援事業[64]実施に向け体制強化の検討	福祉課 社会福祉協議会
108	地域の関係者で解決を検討する支援会議の開催や生活困窮者自立支援事業による支援体制の構築	福祉課 社会福祉協議会
109	住民と社会福祉法人等が一体となった地域貢献連絡協議会の設置と生活困窮者支援や社会貢献のあり方の協議の場づくり	社会福祉協議会
110	地域でフードバンク[65]等に取り組んでいる団体との連携推進	社会福祉協議会 福祉課 こども家庭課

子どもの貧困率[63]：子どもが属する世帯の所得をもとに計算。子ども全体に占める、等価可処分所得が貧困線（令和３年度は 127 万円）に満たない子どもの割合

就労準備支援事業[64]：社会との関わりに不安がある、他人とのコミュニケーションが苦手など、直ちに就労が困難な方に、就労に向けて基礎的な能力の向上を図る支援を実施する事業。

フードバンク[65]：安全上は問題がなくても廃棄される食品の寄附を受け、無償で必要な人や団体に提供する活動。社会福祉協議会の生活自立相談センター等が窓口となっている。

111	公共職業安定所による生活困窮者への求職支援の活用	保護課 福祉課
112	ふるさと育成協議会[66]による経済的困難等を抱える世帯のこどもの進学や就職支援への取組との連携	総合政策課 学校教育課
113	地域生活課題のテーマに沿った就労への準備支援	社会福祉協議会
114	多機関協働事業による各専門機関と連携の仕組みの強化と民間サービスの活用等を含めた支援の充実	社会福祉協議会
115	ひとり親が就職に有利な資格を取得するため、養成機関へ通うための経費を補い、生活の安定を図るための給付金を支給	こども政策課
116	庁内連絡会と生活自立相談センターとの連携体制の強化	福祉課 社会福祉協議会
117	都城地域生活保護受給者等就労自立促進事業協議会[67]との連携による、効果的・効率的な就労支援の実施	保護課
118	市と宮崎労働局による一体的実施事業に基づき設置された「みやこのじょう福祉就労支援コーナー」における職業相談及び職業紹介の実施	保護課
119	生活自立相談センターによる就労支援と連動した住居確保給付金の支給	福祉課 社会福祉協議会
120	居住支援協議会発足に向けた検討	福祉課 住宅施設課 社会福祉協議会

施策の方向性

２．３．２　こどもの貧困対策、学習支援、生活支援の推進

(1) 地域におけるこどもの生活･学習の支援

No.	取　組　内　容	所　管
121	子育て支援に関する地域活動の実施を支援する活用事業補助金の活用を推進	こども政策課
122	学習支援の場づくり、学習支援サポーターの養成など、こどもの学習習慣や食育を含む生活習慣を育む取組の推進	こども政策課 社会福祉協議会
123	学習支援対象者へのアプローチについて、取組の推進	こども政策課 社会福祉協議会

(2) こどもの就学等の支援

No.	取　組　内　容	所　管
124	就学困難な児童生徒の保護者への学用品費等必要な援助支援の実施	学校教育課 社会福祉協議会
125	大学等への進学を支援する「進学・就職準備給付金」制度による、生活保護世帯のこどもの自立を支援	保護課
126	低所得で生計が困難である保護者のこどもの保育等に必要な物品購入援助	保育課

ふるさと育成協議会[66]：市内の企業で組織されており、経済的理由や家庭環境などの理由で進学できないこども達への支援。定時制高校の学費を会員企業が負担し、在学中は地元企業で正社員として勤務するなどの取組を実施している。

都城地域生活保護受給者等就労自立促進事業協議会[67]：都城公共職業安定所の管轄地域において、福祉部門及び雇用部門の各機関の連携・協力を図るための具体的な協議や調整等を行うことを目的として、各機関の実務責任者から構成される協議会。

基本方針３『一人ひとりを支える基盤づくり』

南九州大学青空ラボ／不登校支援

テーマ③「多様な人々への対応」に基づく取組

住民の取組

・誰もが社会参加しやすくなるよう理解を深めましょう。
・自分自身や家族の意思を尊重するために、成年後見制度など権利擁護のための制度について考えてみましょう。
・地域の中で自分らしく生活していけるよう、地域住民と積極的な関わりを持ちましょう。

地域団体･関係機関等の取組

・行政や他の団体等と連携し、地域の課題解決に取り組みましょう。
・差別や偏見がなくなるよう理解を深める取組を推進しましょう。
・障がい者や高齢者だけでなく誰もが安心して働き続けられる、労働条件や職場環境などを整備しましょう。

行政･社会福祉協議会の取組

・様々な課題を抱える人たちが社会参加しやすくなるような仕組みづくりを推進します。
・認知症や障がいのある方などの権利を守るため、権利擁護の取組を推進します。
・誰もが住み慣れた地域で自分らしく生活できるよう理解を深める取組を推進します。

施策の柱

３．１　社会参加の機会の確保･創出

加齢や疾病、障がい、ひきこもりなどに起因する社会参加の障壁をできる限り取り除くとともに、一人ひとりの状況に応じた社会参加の機会を確保していくことが重要です。

地域における居場所づくりや、地域活動への参画の促進、就労体験の取組、移動手段の利便性向上を図ることにより、すべての人が社会参加できる機会を創出します。

現状と課題

・ひきこもりの状態にある方は、就労することはもちろん、家から出ることでさえ困難な状況にあることが多く、既存の社会参加の機会だけでは十分な対応ができません。
・障がい者の就労は、報酬を得ることだけでなく達成感や生きがいを得る上で重要です。しかし､就労の業種に偏りがあるなど､社会参加の受け皿として十分とは言い難い状況です。
・高齢者の就業率は近年 60 歳代前半を中心に高まっていますが、一方で収入の低下、雇用期間が短いなどの状況がみられます。
・地域での公共交通網の縮小による路線バスの減少や、高齢者の免許返納後の移動手段の確保が困難となる状況は、社会参加の機会を縮小する要因になっています。

施策の方向性

３．１．１　社会参加に係る地域資源の充実

(1) 参加支援の推進

No.	取　組　内　容	所　管
127	ひきこもりの状態にある方のニーズに合った社会参加に関する地域資源の拡充・創出	福祉課 社会福祉協議会
128	社会参加の場を提供する地域や事業所・企業等との連携やフォローアップの実施	福祉課 社会福祉協議会

施策の方向性

３．１．２　障がい者や高齢者の就労支援の充実

(1) 障がい者等の就労支援の推進

No.	取　組　内　容	所　管
129	ハローワーク、障がい者就業・生活支援センター[68]、相談支援事業所[69]と連携した本人の希望・適性に合った就労支援	障がい福祉課 社会福祉協議会
130	シルバー人材センターにおける就労機会の提供	福祉課
131	障がい者の雇用について､企業等の理解を深めるとともに､就労支援機関の一層の連携により、障がい者の就業を促進	障がい福祉課 商工政策課

障がい者就業・生活支援センター[68]：就業や職場へ定着が困難な障がい者を対象に、関係機関と連携し一体的に就業や日常生活等の支援を行い、雇用促進と職業安定を図る機関。
相談支援事業所[69]：障がいのある人が地域社会で暮らしていく中で困りごと、悩みの相談に応じ、自立した暮らしに必要な福祉、支援が受けられるよう支援する事業所。

施策の方向性

３．１．３　生活を支える移動手段の確保

(1) 住民の安定した移動支援の体制確保の推進

No.	取　組　内　容	所　管
132	市またはまちづくり協議会等との協働事業実施によるコミュニティバス[70]及び乗合タクシー[71]等の運行による住民の移動手段の確保	総合政策課
133	移動手段確保としての路線バス及び JR 等の公共交通機関の利用促進	総合政策課
134	社会福祉法人による地域貢献事業の拡充として､外出支援を推進	社会福祉協議会
135	70 歳以上の高齢者に対する敬老特別乗車券[72]の交付	福祉課
136	65 歳以上 70 歳未満の運転免許証の自主返納者に対する敬老特別乗車券の交付の推進	福祉課
137	シニアドライバー持続化支援事業[73]等による、運転寿命延伸推進と制限運転の周知、推進	総務課

(2) こどもの送迎支援の体制確保の拡充

No.	取　組　内　容	所　管
138	ファミリー･サポート･センター事業におけるこどもの送迎等ボランティアとしての援助会員の拡充	こども政策課 社会福祉協議会

(3) 障がい者の移送支援の推進

No.	取　組　内　容	所　管
139	視覚障がい者向けの同行援護[74]や知的・精神障がい者向けの行動援護､移動困難な障がい者全般向けの外出介護等の障がい福祉サービス等による障がい者の移動支援の実施	障がい福祉課

コミュニティバス[70]：行政が中心となり、既存の路線以外のバスを必要としている地域に走らせるバス。
乗合タクシー[71]：事前予約により複数の人と乗り合わせて自宅等と指定目的地を運行する公共交通。
敬老特別乗車券[72]：市が実施する高齢者の生きがいを高め、自主的活動を助けることを目的としたバス乗車の優待事業
シニアドライバー持続化支援事業[73]：都城警察署、地区安全協会と連携し、応募のあった方に交通安全講習や適正診断を行う事業。
同行援護[74]：視覚障がいにより移動が困難となった人が、外出する際に同行して援助を行うサービスのこと。

施策の柱

３．２　こどもがいきいきと成長できる環境

全てのこどもがその子を取り巻く環境に左右されることなく、将来の夢や希望を持っていきいきと成長できるように、家庭や学校、そして地域全体が一体となり、こどもやその家庭を切れ目のなく応援・支援できる環境を整備します。

現状と課題

・地域生活課題を抱える世帯の児童生徒への支援は、学校だけでなく、地域全体の支援が必要です。関係者全員が連携を深めることにより、こどもがいきいきと成長できる環境整備が重要となります。
・学校では、地域の人材が活用されるなど、地域とともにある学校づくりが進められています。今後は、さらに学校と地域との連携・協働を深めていくことが重要です。
・学校では福祉教育が行われており、発達段階に応じたプログラムの提供が必要となります。

施策の方向性

３．２．１　こどもと家庭への支援

ベビーファースト宣言（令和５年２月15日）
子育て世代がこどもを産み育てたくなる社会を実現するための運動を展開

(1) こどもの成長･発達に応じた支援の充実

No.	取　組　内　容	所　管
140	ライフステージに応じた切れ目のないこども・子育てを支援（各種子育て支援事業、母子保健コーディネーター、子育てコンシェルジュ等による支援の充実）	こども政策課 こども家庭課
141	乳幼児健康診査による疾病の早期発見と成長発達の確認及び子育てや発達についての相談の実施	こども家庭課
142	こども発達センターきらきらにおける発達障がいの相談、診察及び診断の実施	こども家庭課
143	母子保健の取組による妊娠期から子育て期までの育児不安の早期解消や児童虐待の早期発見、予防に向けての見守りや支援の充実	こども家庭課
144	子育て中の両親の交流の場やこどもの居場所としての子育てサロンの推進	社会福祉協議会
145	民生委員・児童委員による見守り支援活動の充実	福祉課 社会福祉協議会
146	医療的ケア児[75]に対するレスパイト支援[76]の充実	障がい福祉課
147	ヤングケアラー[77]を把握し、関係機関へのつなぎや必要な支援の実施	こども家庭課 学校教育課

(2) 要保護児童への連携対応

No.	取　組　内　容	所　管
148	要保護児童や支援・見守りの必要な家庭への児童相談所[78]と連携した支援体制強化	こども家庭課
149	要保護児童対策地域協議会における医師会、歯科医師会、社会福祉協議会、児童相談所等の関係機関との要保護家庭への支援についての協議の実施	こども家庭課

(3) 学校におけるこどもの支援の充実

No.	取　組　内　容	所　管
150	いじめ、不登校生への対応に向け、スクールソーシャルワーカー[79]の支援体制充実と強化	学校教育課
151	スクールソーシャルワーカーと社会福祉協議会が連携した、家庭への支援体制の強化	学校教育課 社会福祉協議会
152	居場所の確保に向けた“多様な学びの場“の創出	学校教育課

医療的ケア児[75]：日常生活をおくる上で「たんの吸引」や「経管栄養」など医療的援助を必要とする障がい児。
レスパイト支援[76]：在宅で介護をしている家族が休息を取れるよう行うサポート。
ヤングケアラー[77]：家族にケアを要する人がいる場合に、大人が担うようなケア責任を引き受け、家事や家族の世話、介護、感情面のサポートなどを行っている、１８歳未満のこどものこと。
児童相談所[78]：各都道府県に設けられた児童福祉の専門機関。児童虐待や子育て相談を受け付けている。
スクールソーシャルワーカー[79]：児童生徒が生活の中で抱えているいろいろな問題の解決を図る社会福祉や精神保健福祉の専門職。

施策の方向性

３．２．２　学校と地域の連携･協働及び福祉教育の推進

（１）地域と連携したコミュニティ･スクール（学校運営協議会制度）の運営

No.	取　組　内　容	所　管
153	小・中学校に設置する学校運営協議会[80]において、地域とともにある学校づくりを目指し、学校に関する課題について、家庭・地域と連携して解決に向けた取組を推進	学校教育課 社会福祉協議会

（２）福祉教育の普及･促進

社会福祉協議会による小学校での福祉教育

No.	取　組　内　容	所　管
154	各学校の福祉教育における高い人権意識・福祉意識の醸成と社会貢献に関心を持つ人材の育成に向けた福祉教育の推進	学校教育課 社会福祉協議会
155	福祉教育推進に向けた社会福祉協議会の福祉教育推進事業や都城市社会福祉普及推進校連絡会[81]を活用した学校と地域が連携した活動の推進	学校教育課 社会福祉協議会
156	多様な福祉体験メニューの実施による活動の充実	社会福祉協議会
157	福祉教育メニューを活用した地域における福祉教育の推進	社会福祉協議会

学校運営協議会[80]：学校の支援体制を強化するため、学校運営に関して保護者や地域住民等の参画を求め、学校の課題解決や特色ある学校づくりのための熟議を行う場。

都城市社会福祉普及推進校連絡会[81]：総合的な学習の時間などにおいて、地域社会にある様々な社会資源と連携しながら実践活動に取り組み、その中で児童生徒が自ら福祉問題について考え「共感できる思いやりの心」を育む活動をする連絡会。市内の小・中・高 65 校が加盟し、「生きる力、ふれあう力、思いやりの心」を育むことを目指す。

施策の柱

３．３「その人らしく」生きるための支援

住民が住み慣れた地域で安心してその人らしく生きるために、支援が必要な人の権利を守り、誰もがその人らしく生活を続けられるよう理解を深める取組を推進します。

現状と課題

・障がい者の高齢化やその親の高齢化、認知症高齢者の増加などにより日常的な金銭管理や入院等に伴う手続きが困難になったり、悪質商法に騙されたりするケースが増加しています。
・障がいのあるこどもの将来に向けた権利擁護の支援が必要です。
・成年後見制度[82]を適切に利用しやすい環境を整備し、多くの利用者の人権と利益を保護するため、中核機関や権利擁護センターの機能を強化する必要があります。
・成年後見制度においては担い手不足（第三者後見人、市民後見人）が顕著であり、また、制度の認知が不足している状況も存在します。そのため制度の周知、利用及び利用を促進する取組が必要です。
・核家族の増加に伴い、空き家問題や空地等の遺産が問題となってきています。
・地域医療では、在宅での終末ケアの取組において在宅ケアに対応できる病院の確保が困難という現状にあります。
・年齢・性別・人種・宗教・国籍・性的指向・教育・生活スタイルなど、人々の間で見られる個々の違いを認め、尊重し、違いを活かす考え方や取組が必要とされています。

施策の方向性

３．３．１　権利擁護の充実と推進

（都城市成年後見制度利用促進基本計画）

成年後見制度についての講演会

成年後見制度[82]：認知症高齢者、知的障がい者、又は精神障がい者等判断能力が十分でない方の財産の管理、介護等の契約などの法律行為を本人に代わって後見人等が行う制度。

（１）制度の周知啓発･利用促進支援

No.	取　組　内　容	所　管
158	都城市成年後見ネットワーク会議[83]（以下ネットワーク会議）による相談会の実施	福祉課 障がい福祉課 いきいき長寿課
159	中核機関[84]の広報機能、相談機能の充実	福祉課 障がい福祉課 いきいき長寿課
160	出前講座、市民向け研修会等の開催	福祉課 障がい福祉課 いきいき長寿課

（２）権利擁護の体制整備

No.	取　組　内　容	所　管
161	中核機関とネットワーク会議･専門職団体･関係団体との連携強化	福祉課 障がい福祉課 社会福祉協議会
162	地域住民による寄り添い型の支援に向けた市民後見人[85]の育成	福祉課 障がい福祉課 社会福祉協議会
163	法人後見による多様な課題に対応できる権利擁護支援の充実	福祉課 障がい福祉課 社会福祉協議会
164	チーム支援会議、受任調整会議、支援調整会議の実施に向けた検討	福祉課 障がい福祉課 社会福祉協議会
165	市長が行う成年後見審判申立て等や、審判申立に要するための経費および成年後見人等の報酬助成の支援	福祉課 障がい福祉課
166	判断能力の不十分な方々への支援に向けた権利擁護センターの機能強化	福祉課 障がい福祉課 社会福祉協議会
167	家庭裁判所や他の中核機関との意見交換や情報共有による連携体制の構築	福祉課 障がい福祉課 社会福祉協議会

都城市成年後見ネットワーク会議[83]：成年後見に関わる関係機関（法律事務所、公証人役場、地域包括支援センター、社会福祉士会、精神保健福祉士会、行政等）で構成される組織。成年後見制度普及のために講演会や相談会等を実施している。

中核機関[84]：成年後見制度利用促進を図るため、地域で支える体制の中心となる機関で、都城市が担っている。

市民後見人[85]：親族以外の市民による後見人。家庭裁判所が選任し、判断能力が十分でない方の金銭管理や日常生活における契約など本人の代理で行う。

（３）利用者に寄り添った成年後見制度の運用

相談機関等による事例検討会の様子

権利擁護センター（社会福祉協議会）

No.	取　組　内　容	所　管
168	地域包括支援センターや相談支援事業所等との連携及び相談対応機能の強化	福祉課 障がい福祉課 いきいき長寿課
169	日常生活自立支援事業との連携及び権利擁護センターの機能強化	福祉課 障がい福祉課 いきいき長寿課 社会福祉協議会
170	本人の自己決定権の尊重に向けた意思決定支援に関する取組の検討	福祉課 障がい福祉課 いきいき長寿課
171	身寄りのない人の医療同意や死後事務などの対応の検討	福祉課 障がい福祉課 いきいき長寿課

施策の方向性

３．３．２　　終活に関する支援

（１）高齢者等の終活の取組支援

No.	取　　組　　内　　容	所　管
172	「人生会議[86]」の周知やエンディングノート[87]の普及・啓発活動の推進	いきいき長寿課
173	民間団体が実施する終活に関わる支援情報（部屋の片付けや書類整理、終活のための身の回りの整理をしてくれる民間団体、死亡後の手続や、身寄りの無い高齢者の身元引受人サービスを提供している団体等）を各種相談窓口で情報提供できる体制づくりの検討	いきいき長寿課 福祉課 社会福祉協議会
174	民間のアドバイザー等を活用したエンディングのあり方へのサポートに向けコーディネートの実施	社会福祉協議会
175	みらいあんしん支援事業[88]の周知・啓発の推進	社会福祉協議会
176	遺贈の取組と活用に向けた検討	社会福祉協議会

施策の方向性

３．３．３ ダイバーシティ[89]の推進

男女共同参画社会に向けた啓発

（１）多様性･価値観に対する理解

No.	取　　組　　内　　容	所　管
177	国籍、文化、性別、価値観などの異なる人々が相互に理解を深め、尊重しながら共に生きる多文化共生社会づくりを推進	地域振興課
178	男女共同参画等に係る啓発活動を実施	地域振興課

人生会議[86]：もしものときについて自分はどのような生き方を望むのか、家族や信頼できる人達と繰り返し話し合い共有する取組。
エンディングノート[87]：病気やけがで意思表示ができなくなってしまっても、できる限り自分の希望に沿った医療や介護が受けられるように事前に記入しておくもの。
みらいあんしん支援事業[88]：親族がいなくても、将来に不安を抱えている方々が入院や施設入所になった時でも安心して生活できるよう支援する事業。公正証書による契約に基づいて行う。
ダイバーシティ[89]：人種・性別・宗教・国籍・価値観等様々な異なる属性を持った人々が共存する状態。

施策の柱

３．４　多様な地域生活課題への対応

誰もが住み慣れた地域で安心して住み続けるために、生活に困難な状況や課題を抱えている一人ひとりに対し、あらゆる関係機関、行政及び住民が連携し、支援につなげていく体制を構築します。

現状と課題

・犯罪をした人が、社会から取り残されることのないように、啓発や支援の充実が必要です。
・出所者の就労や住居の確保、社会的孤立の解消が重要です。また、地域社会の理解と受け入れ体制の構築も課題となっています。さらに、薬物依存症や精神疾患を抱える元受刑者への専門的支援、再犯リスクの高い若年層への早期介入、関係機関の連携強化なども重要な課題です。
・本市の自殺死亡率は、全国及び県の数値より高く、男女ともに高齢層が多い傾向にあります。原因・動機は、健康問題、家庭問題、経済・生活問題の順で、様々な問題を相談しやすい体制づくりと、サインに早く気付く地域の見守りが必要です。
・生活困窮等により、家賃が払えず居住確保が困難な人が増加しています。
・複雑化する生活課題等により、虐待が増加しています。早期発見・早期対応の体制構築、関係機関の連携強化、地域における見守り体制の整備が必要です。また、虐待に関する社会的認識の向上、支援者の専門性の確保、虐待の加害者となる可能性のある人への支援や教育も重要です。さらに、虐待の背景にある貧困や孤立などの社会問題への対応も求められています。

施策の方向性

３．４．１　再犯防止対策の推進と関係機関との連携（都城市再犯防止推進計画）

保護司会による社会を明るくする運動[90]の様子

社会を明るくする運動[90]：犯罪や非行のない明るい地域社会を築くための全国的な運動。

（１）就労・住居の確保

No.	取　組　内　容	所　管
179	保護司会[91]に対する研修等活動費補助や「社会を明るくする運動」の推進	福祉課
180	建設業者等級別格付[92]の評価項目として、協力雇用主として保護観察所に登録されていることや、保護観察又は更生緊急保護の対象者の雇用を行ったことを加点	契約課
181	矯正施設[93]出所者への就労支援として、地域の多様な事業者に対する協力雇用主[94]制度の周知	福祉課 商工政策課 社会福祉協議会
182	地域生活定着支援センター[95]との情報共有の機会の創出	福祉課 保護課 社会福祉協議会
183	司法に携わる関係機関や矯正施設の社会復帰を調整する福祉の専門職との連携による、出所前からの住まいと就労支援に向けた継続的支援の検討	福祉課 社会福祉協議会
184	生活困窮者支援による個人の状態に応じた役割の創出（就労やボランティア活動）、福祉サービスの利用支援	福祉課 社会福祉協議会
185	出所した後に帰る家のない人が自立できるまでの間、一時的に住むことのできる「自立準備ホーム」確保のため制度等周知	福祉課 社会福祉協議会

（２）保健医療・福祉サービスの利用の促進

No.	取　組　内　容	所　管
186	障がい者（児）基幹相談支援センターによる障がい特性に応じた福祉サービスの利用支援と医療機関との連携	社会福祉協議会
187	精神障がい者の地域定着に向けた支援と精神科病院との連携	障がい福祉課 社会福祉協議会
188	認知症等に起因して判断力が低下している高齢者に対して、地域包括支援センターや民生委員等の連携による地域生活を基盤とした継続的な支援の提供	社会福祉協議会 いきいき長寿課 福祉課

保護司会[91]：罪を犯した人や非行に走った人たちの立ち直りの援助等、再犯防止のための民間協力者。
建設業者等級別格付[92]：公共工事を発注する官公庁などが建設会社を総合的に評価してランク付けする制度。
矯正施設[93]：刑務所、少年刑務所、拘置所、少年院など。
協力雇用主[94]：定職に就くことが難しい出所者等を、その事情を理解した上で雇用し改善更生に協力する民間の事業主。
地域生活定着支援センター[95]：高齢又は障がいを有するため、福祉的な支援を必要とする矯正施設退所者に退所後直ちに福祉サービスにつなぐ支援機関。

（３）関係機関と連携

No.	取　組　内　容	所　管
189	保護司の面談のための公共施設の利用確保	福祉課
190	警察、都城地区地域安全協会等と連携し、特殊詐欺等の防犯情報の発信	総務課
191	保護司会による人材育成の取組を支援	福祉課
192	更生保護サポートセンター[96]の支援	福祉課
193	再犯防止の取組を地域で実施している民間ボランティアについて広報紙やホームページで紹介	福祉課
194	福祉サービス事業者に対する意識醸成のために実施されているセミナーや研修会の情報発信	福祉課 いきいき長寿課 社会福祉協議会
195	各種相談機関と保護司会等との意見交換や研修の機会の創出	福祉課 社会福祉協議会 障がい福祉課 いきいき長寿課

（４）広報･啓発活動の充実

No.	取　組　内　容	所　管
196	保護司会の広報活動への協力	福祉課
197	保護司の人材確保に向けた情報発信や周知	福祉課
198	教育機関等の関係機関と連携し、犯罪・非行防止に向けた広報活動	福祉課
199	地域における更生保護活動の理解促進にむけての広報･啓発活動	福祉課
200	保護司が取り組む更生保護活動への市民への理解促進	福祉課

更生保護サポートセンター[96]：保護司会が、地域の関係機関・団体等と連携しながら、地域で更生保護活動を行うための拠点。

施策の方向性

３．４．２　自殺対策の推進

自殺予防週間の啓発活動の様子

(1) 自殺対策の一体的な支援を推進

No.	取　組　内　容	所　管
201	関係機関からなる自殺対策協議会等の継続開催による各種自殺対策の取組の実施	障がい福祉課
202	自殺未遂者への対応支援に向けた保健所等との情報共有	障がい福祉課
203	自殺や自殺対策に関する正しい理解促進のため、ゲートキーパー[97]養成講座の実施	障がい福祉課

施策の方向性

３．４．３　居住確保困難者への支援

(1) 住まいの確保に課題を抱える人の居住や日常生活を支援

No.	取　組　内　容	所　管
204	住宅確保要配慮者支援における住居確保の支援や状況に応じた福祉サービス利用支援の推進	社会福祉協議会
205	官民連携による居住確保困難者への支援の取組	住宅施設課 福祉課 社会福祉協議会
206	参加支援事業による入居後の見守り支援及び利用者の地域の社会資源・支援メニューとのマッチング	福祉課 社会福祉協議会

ゲートキーパー[97]：自殺の危険を示すサインに気づき、適切な対応（声かけ、見守り、必要な支援等）を図ることができる人。

施策の方向性

３．４．４　虐待防止の取組と支援の充実

(1) 障がい者、高齢者、こども等の虐待対策を推進

No.	取　組　内　容	所　管
207	母子保健の取組による児童虐待の早期発見や予防に向けての見守りや必要に応じて児童相談所と連携した支援の充実	こども家庭課 学校教育課
208	障がい者（児）基幹相談支援・虐待防止センター[98]における障がい者虐待への包括的支援体制の推進	障がい福祉課 社会福祉協議会
209	高齢者虐待に対し地域包括支援センター等の関係機関と連携の拡充を図り場合によっては緊急一時保護の対応を実施	福祉課
210	民生委員・児童委員や主任児童委員の地域における見守り支援活動の充実	福祉課 社会福祉協議会

施策の方向性

３．４．５　孤立防止やひきこもりへの支援

（１）孤立状態やひきこもりの状態にある人やその家族への支援

No.	取　組　内　容	所　管
211	地区社会福祉協議会による、福祉なんでも相談窓口において、ひきこもりや孤立に関する相談を受け付け、課題解決に向けて支援を行う。	福祉課 社会福祉協議会
212	アウトリーチ支援や参加支援の推進による継続的な伴走型の支援体制の構築	福祉課 社会福祉協議会
213	ＳＮＳの活用など、直接窓口に来なくても相談できる体制の検討	福祉課
214	県との連携強化を図り、宮崎県ひきこもり地域支援センターの後方支援機能やひきこもりサポーターを活用した支援の充実	福祉課 社会福祉協議会
215	ひきこもり等について実情把握と今後の施策についての検討（自主研究グループ等）	教育総務課 学校教育課 生涯学習課 こども政策課 こども家庭課 保育課 福祉課 障がい福祉課

障がい者虐待防止センター[98]：障がい者の方が地域で自分らしく生活できるよう支援する。相談、権利、虐待、自立など全般的に相談を受ける窓口。

第４章　本市の重層的支援体制

１　重層的支援体制整備事業の実施体制

第４期地域福祉計画では、高齢者、障がい者、こども、生活困窮者をはじめとする様々な福祉領域における基本理念や方針、課題解決のための取組等の共通する事項について示すこととしています。

重層的支援体制整備事業に関する取組は、これら領域の異なる福祉分野の取組に横串を刺していくことで、包括的な相談支援体制や多様な地域づくり、多機関協働の仕組みを構築していこうとするものであり、まさに地域共生社会を実現するための手法として重要となるものです。

本章では、重層的支援体制整備事業を構成する高齢・障がい・こども・生活困窮に係る各事業の実施体制及び連携体制等について示していきます。

（１）包括的相談支援事業≪基本型 ＋ 地域型 ＋ 一部統合型≫

重層的支援体制整備事業のうち、包括的相談支援事業の実施（設置）形態については、既存の各分野の拠点のまま、他の分野の関係機関と連携して対応する形態や、いわゆるワンストップの総合窓口（拠点）を設けるものなど、様々な形態が想定されています。どのような実施形態とするかは、既存の支援関係機関の専門性や積み重ねてきた実績など、その強みを生かす体制を検討することとしています。

◆重層事業の実施形態

類型	内容
基本型事業・拠点	各分野の事業をそれぞれで実施する既存の形態。従来の機能をベースとしつつも、複合的な課題を抱えた者の相談の対応や、他の支援機関へのつなぎなど、関係機関同士で連携を図りながら、住民の様々なニーズに対応する。
地域型事業・拠点	地域住民に身近な場所等で相談に応じる形態。住民自身が担い手となることも想定される。
統合型事業・拠点	複数分野（高齢・障がい・こども・生活困窮）における既存の各事業を集約して支援を実施する形態。 必ずしも４分野全てを統合する必要はない。 ※本市においては４分野統合されていないため一部統合型となります。

本市では、これまで従来の相談支援体制を維持しつつ、連携を強化していくことで断らない相談支援を実践する【基本型拠点】をベースとしながら、中学校圏域（１５地区）の地区社会福祉協議会において「福祉なんでも相談」を開設し、地域住民により身近な場所で相談に応じる【地域型拠点】の展開を図ってきました。

さらに、令和５年４月からは、生活困窮者の相談支援を実施する生活自立相談センター（自立相談支援事業）と、複雑化・複合化した課題を解決するため、各分野の相談支援機関をコーディネートする多機関協働センターすくらむ（多機関協働事業）の設置を軸とした「ふくしの相談窓口」【一部統合型拠点】を、市役所庁舎内１階に開設しています。

①　地域包括支援センターの運営

地域包括支援センターは、高齢者が健やかに暮らすためのあらゆる相談に対応する地域の総合相談窓口です。相談対応以外にも、自治公民館や民生委員・児童委員協議会、地区社協等との連携、認知症地域支援推進員や介護予防担当者の専門職を市独自に配置するなど、高齢者にとって住みよい地域づくりの取組を実践しています。

設置箇所数	主な対象分野	運営形態	支援対象圏域
7	高齢者 介護保険対象者	委託	○姫城・中郷　　○妻ケ丘・小松原 ○五十市・横市　　○祝吉・沖水 ○志和池・庄内・西岳 ○山之口・高城　　○山田・高崎

②　相談支援事業（都城市障がい者(児)基幹相談支援センター・障がい者虐待防止センター）

障がい者（児）基幹相談支援センターは、障がいのある人の自立と社会参加を図るため、福祉サービスに関する利用相談や権利擁護などに取り組む相談窓口です。各相談支援事業所への後方支援や、地域生活課題ごとに構成する部会を設置する自立支援協議会の運営など、障がいのある方の支援に関わる専門職のネットワークづくりにも取り組んでおり、障がいのある方がその人らしく暮らせる環境づくりを支援しています。

設置箇所数	主な対象分野	運営形態	支援対象圏域
1 【社会福祉協議会】	障がいのある人及びその家族	委託	市内全域

③　利用者支援事業

子育て世代活動支援センターに、「子育てコンシェルジュ」を配置し、こどもの育て方や発達のこと、保育所や子育て支援サービスの選び方、使い方など幅広く子育て中の保護者への相談に対応しています。

また、子育て世代包括支援センターには「母子保健コーディネーター」を配置し、安心してこどもを産み育てられるように、関係機関と連絡調整を図りながら妊産婦の状況を継続的に把握し、妊娠期から出産、子育て期までの相談窓口として支援しています。

両センターの定期的な連絡体制により、切れ目のない支援体制でサポートしています。

設置箇所数	主な対象分野	運営形態	支援対象圏域
（基本型）1 【都城市子育て世代活動支援センター】 （こども家庭センター型）1 【都城市子育て世代包括支援センター】	こども及びその保護者	○基本型～委託 ○こども家庭センター型～直営	市内全域

④　生活困窮者自立相談支援事業（都城市生活自立相談センター）

生活自立相談センターは、生活に困窮する人の相談を受け付け、その人にあった支援プランを作成しつつ、就労支援や家計支援、住まいの支援等を実施しながら、生活保護に至る前の段階で自立に向けた総合的な支援を行います。

求職活動が必要な相談者に対しては、就職相談の窓口を紹介、必要に応じ面談時の同席等を行いながら、就労につながるような関わりを継続していきます。また、税やライフライン料金の滞納がある相談者に対しては、分納相談や生活福祉資金の活用、宮崎県社会福祉協議会が実施する安心セーフティネット事業の活用など、様々な地域資源を活用し、自立に向けた支援を行います。

令和５年度、社会福祉協議会から市役所１階に設置した「ふくしの相談窓口」に場所を移し、一部統合型拠点の相談窓口として幅広い相談対応を実践しています。

設置箇所数	主な対象分野	運営形態	支援対象圏域
1 【ふくしの相談窓口】	生活困窮者	委託	市内全域

⑤　福祉なんでも相談（地区社会福祉協議会）

地区社会福祉協議会は、自治公民館連絡協議会、民生委員児童委員協議会、ボランティア、社会福祉施設、学校など、様々な団体・機関で組織されています。

15 の地区公民館において、週１回から２回相談窓口を開設し、住民から寄せられる介護や子育て、近隣トラブルなど、様々な地域の相談ごとを受け止め、必要な関係機関につなぐ体制を整えています。

地区社会福祉協議会で相談を受けている役員も住民自身であり、その相談体制のサポートついては、社会福祉協議会の地区担当職員が、必要な情報提供やつなぎを行うなどの後方支援体制を構築し、双方が連携しながら運営しています。

設置箇所数	主な対象分野	運営形態	支援対象圏域
15 【各地区公民館等】	全市民	ー	15 地区（中学校圏域）で対応

◆包括的相談支援事業における相談対応件数（令和５年度実績）

	相談窓口	相談対応件数
基本型拠点	地域包括支援センター（７箇所のセンターの総数）	29,088
	都城市障がい者（児）基幹相談支援センター	12,413
	都城市子育て世代包括支援センター	1,142
	都城市子育て世代活動支援センター	91
地域型拠点	福祉なんでも相談（地区社会福祉協議会）	401
一部統合型拠点	ふくしの相談窓口（社協内窓口の実績を含む）	5,539
	（内訳）　生活自立相談センター	4,603
	多機関協働センターすくらむ	936

（２）地域づくり事業

本市における地域づくり事業については、高齢・障がい・こども・生活困窮の各分野において実施されている、既存の地域づくりに関する事業の取組を継続しています。この各事業が連携していくことにより、世代や属性を超えて交流できる場や居場所の整備を行うとともに、地域における資源の開発やネットワークの構築につなげていきます。

なお、介護分野における地域介護予防活動支援事業及び生活支援体制整備事業と、生活困窮者支援等のための地域づくり事業については、地区社会福祉協議会の活動を主軸とし、連動した取組の展開につながっています。

①　地域介護予防活動支援事業

地域介護予防活動支援事業は、高齢者を年齢や心身の状況等によって分け隔てることなく、誰でも一緒に参加することのできる介護予防活動の地域展開を目指すものです。

本市においては、住み慣れた地域で元気に暮らすことができるよう、身近な場所（自治公民館が主）において「こけないからだづくり講座」を実施しています。地域包括支援センターと連携して、定期的な体力測定や、講座に合わせて健康等に関する情報交換などが実施されています。また、県理学療法士会や都城歯科医師会等と協力し健康教育を行うなど、地域における介護予防活動の場の充実を図っています。

拠点箇所数	主な対象分野	設置形態
270	65 歳以上の高齢者	住民主体

②　生活支援体制整備事業

生活支援体制整備事業は、医療や介護のサービス提供のみならず、地域で活動する多様な主体と連携しながら、高齢者の日常生活上の支援体制の充実・強化及び社会参加の推進を一体的に図っていくことを目的としています。

本市では第１層の生活支援コーディネーターを社会福祉協議会に、第２層の生活支援コーディネーターを 15 地区に配置し、各地区の高齢者支援のニーズ及び地域資源の把握を進めています。また、既にある地域資源の活用はもちろんのこと、地域住民・関係団体との連携を強化するなどし、地域生活課題の解決に資する新たな地域資源の創出に向けた取組も進めています。

拠点箇所数	主な対象分野	設置形態
○第１層協議体～１ （第１層生活支援コーディネーター～１名） ○第２層協議体～１５ （第２層生活支援コーディネーター～１地区当たり １名～３名）	65 歳以上の高齢者	委託

③　地域活動支援センター事業

地域活動支援センター事業は、障がい者等の通いの場として、創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流の促進等を図ることを目的としています。

本市では、精神保健福祉士等の専門職を配置し、医療・福祉及び地域の社会基盤との連携強化等に取り組むⅠ型、さらには、障がい者の日中活動の機会をサポートし、自立した社会生活を営むための必要な支援に取り組むⅢ型を実施しています。

拠点箇所数	主な対象分野	設置形態
2	市内に居住する障がい者等	Ⅰ型～委託 Ⅲ型～補助金

④　地域子育て支援拠点事業

地域子育て支援拠点事業は、地域の子育て支援機能の充実を図り、子育ての不安感等を緩和し、こどもの健やかな育ちを支援することを目的としています。

本市では市内５か所に地域子育て支援センターを設置しており、子育て中の親子の交流、子育てに関する相談、地域の子育て情報の提供、子育てに関する講座（食育栄養指導、ベビーマッサージ、絵本の紹介など）を行っています。また、都城こども療育センターの先生による子育てに関する助言が受けられるウルトラマン教室の開催など、こどもの育ちについて安心して相談できる環境づくりを進めています。

拠点箇所数	主な対象分野	設置形態
5	子育て世帯	直営～１ 委託～４

⑤　生活困窮者支援等のための地域づくり事業

生活困窮者支援等のための地域づくり事業は、地域住民相互の支え合いによる共助の取組の活性化を図りつつ、生活困窮者をはじめとする支援が必要な人と地域とのつながりを適切に確保するとともに、地域全体で支える基盤を構築していくことを目的としています。

本市では、15 か所の地区社会福祉協議会の活動を社会福祉協議会がバックアップする形で事業を展開し、身近な地域住民による「福祉なんでも相談窓口」の開設や、こども食堂、福祉に関する普及啓発、学習支援の実施など、各地区の実情に応じた取組が展開されています。本事業の実施を通して、地域住民自身が地域課題を我が事として捉える意識の醸成に取り組んでいます。

拠点箇所数	主な対象分野	設置形態
15	全市民	補助金

（３）新たな機能

重層的支援体制整備事業による新たな機能として、「多機関協働事業」、「アウトリーチ等を通じた継続的支援事業」、「参加支援事業」を実施しています。

生活課題を抱えている人の中には、誰にも助けを求めることができない、また、助けを求めない（支援拒否）事案もみられ、地域からの孤立・孤独を深めてしまうことが社会的な課題となっています。このような生活課題に対応していくためには、「具体的な課題解決を目指すアプローチ」と「つながり続けることを目指すアプローチ」を支援の両輪とし、本人を中心にして伴走する意識が必要です。

重層的支援体制の構築に当たっては、この新たな機能を通じて、当事者団体を含む様々な地域の社会資源と連携した伴走的支援の強化が求められています。

厚生労働省　社会・援護局　研修資料より

つながり続ける伴走型アプローチ

・ひきこもりの原因は病気や挫折体験、人間関係、環境の変化など様々です。ひきこもり状態が長期化するほど社会的自立を妨げ、孤立してしまう傾向にあります。本市においては、対象者に丁寧な働きかけを行うことで関係性を構築し社会へ踏み出す一歩へのお手伝いをしています。そのアプローチの例として、アウトリーチ支援推進員がまずご本人の興味に着目した話題から、訪問により関係性を少しずつ構築し、次のステップとして、定期的な散歩を毎週行いながら社会資源を紹介。そして、本人の興味のあるイベント参加などを通して、集いの場への参加に繋がり、社会との交流を深めながら、参加支援員による自立に向けた就労体験の機会を創出するなどきめ細やかな関わりを展開しています。このように対象者に合わせた様々なアプローチにより、ご本人を孤立させず、届いていない支援を届くまで繋がり続けることが伴走型の支援となります。

8050 問題[99]：80 代の親が、５０代を迎えた孤立しているこどもの生活を支えている世帯の問題。

①　多機関協働事業

多機関協働事業では、重層的支援体制整備事業における包括的相談支援の進捗状況等を把握し、必要に応じて既存の相談支援機関の専門職に助言を行うこと、また、単独の支援関係機関では対応が難しい複合化・複雑化した支援ニーズがある事例の調整役を担います。

さらに、支援関係機関の役割分担や支援の方向性を定め、支援プランの策定を行う等の取組を通じて、重層的支援体制整備事業に関わる関係者の連携の円滑化を進めるとともに、包括的な支援体制を構築できるよう支援するなど、いわゆる包括的相談支援事業をコーディネートする基幹的な役割を担うことを目的としています。

連携ツールでもある重層的支援会議、支援会議の開催、包括的相談支援事業に係る４分野（高齢、障がい、こども、生活困窮）の意見交換、市内の相談支援機関を取りまとめたガイドブック作成、支援者向け合同相談会など、支援者の支援を中心に包括的な支援体制の充実を図っています。

拠点箇所数	主な対象分野	設置形態	実施体制
２ 【社会福祉協議会】 【ふくしの相談窓口】	複合的な課題を抱える世帯	委託	「多機関協働センターすくらむ」の名称で設置し、相談支援包括化推進員を２名配置

②　アウトリーチ等を通じた継続的支援事業

アウトリーチ等を通じた継続的支援事業は、支援関係機関等との連携や地域住民とのつながりを構築し、複合化・複雑化した課題を抱えながらも支援が届いていない人の把握を行います。また、潜在的なニーズを抱える人に関する情報を得た後は、その対象者との信頼関係に基づくつながりを形成するために、時間をかけた丁寧な働きかけを行い、関係性をつくることを目的としています。

各地区社会福祉協議会など、様々な関係機関からの情報提供や、民生委員児童委員と協働したひきこもり調査等、ネットワークを活用しながら潜在的ニーズの把握に努め、関係機関と連携を図りながら対象者へつながり続ける支援を実践しています。

拠点箇所数	主な対象分野	設置形態	実施体制
１	支援につなげるまでに時間を要する世帯等	委託	アウトリーチ支援推進員を１名配置

③　参加支援事業

参加支援事業は、既存の社会参加に向けた事業では対応できないニーズや課題を把握した上で、既存の社会資源の拡充や、新たな社会資源の開発などを通して、これまで対応困難とされていたニーズや課題に合った支援メニューをつくっていくものです。

また様々な社会資源と支援が必要な人とのマッチングを行いつつ、その後の状態や希望に沿った支援が実施できているか等のフォローアップ、そして社会とのつながりづくりに向けた支援を行います。

拠点箇所数	主な対象分野	設置形態	実施体制
１	既存の制度や資源等では対応できないニーズを抱える世帯等	委託	参加支援推進員を１名配置

◆本市における重層的支援体制整備事業の実施体制

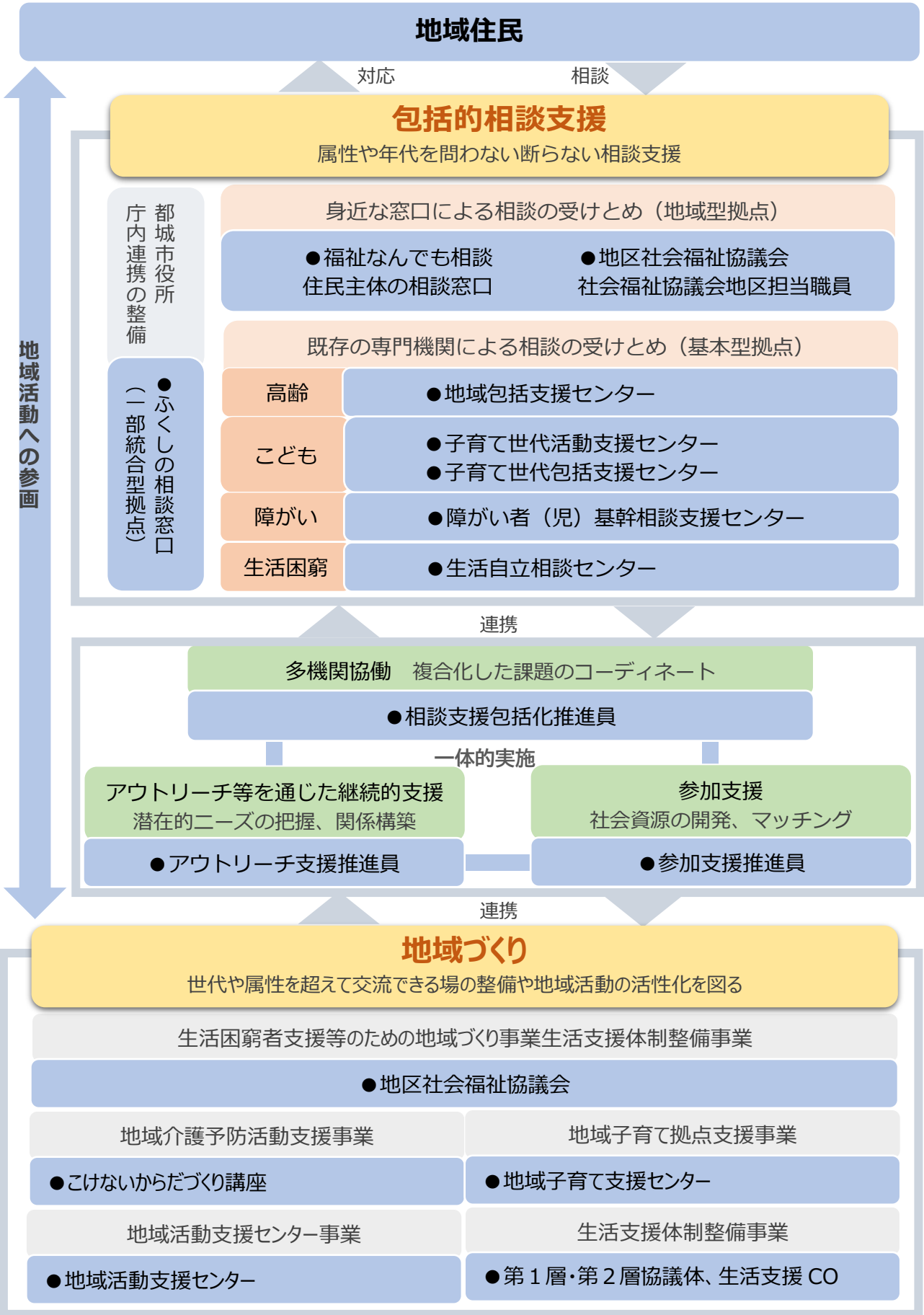

２　関係機関との連携体制

（１）重層的支援会議

重層的支援会議は、多機関協働事業者が主催し、重層的支援体制整備事業が適切かつ円滑に実施されるために開催するものであり、次の４つの役割を果たすことが求められています。なお、事例や協議内容によって会議の果たす役割は異なるものであり、柔軟な会議運営が可能とされています。

本市では、個別支援の案件については随時開催、資源の開発検討や支援関係機関間の連携強化等については定期開催とし、事例や協議内容によって参加メンバーを決定するなど、柔軟な会議運営を行います。

①　プランの適切性の協議【随時開催】

- 多機関協働事業等が作成したプラン（アウトリーチ等を通じた継続的支援事業、参加支援事業で作成したプランも含む）について、関係機関等が参画し、合議の下で適切性を判断します。

②　プランの終結時等の評価【随時開催】

- 上記プランの終結時や、支援途中の状況変化等に伴って生じるプラン変更時など、支援の経過と成果を評価し、支援関係機関の支援を終結又は変更するかどうかを検討します。

③　社会資源の充足状況の把握と開発に向けた検討【定期開催】

- 個々のニーズに対応する社会資源が不足していることを把握した場合には、「地域の課題」として位置付け、社会資源の開発に向けた取組を検討します。

④　支援関係機関間の連携・ネットワーク強化の取組【定期開催】

- 顔の見える関係づくりを後押しし、支援関係機関同士の連携体制を強化することで、包括的な支援体制の構築を図ります。

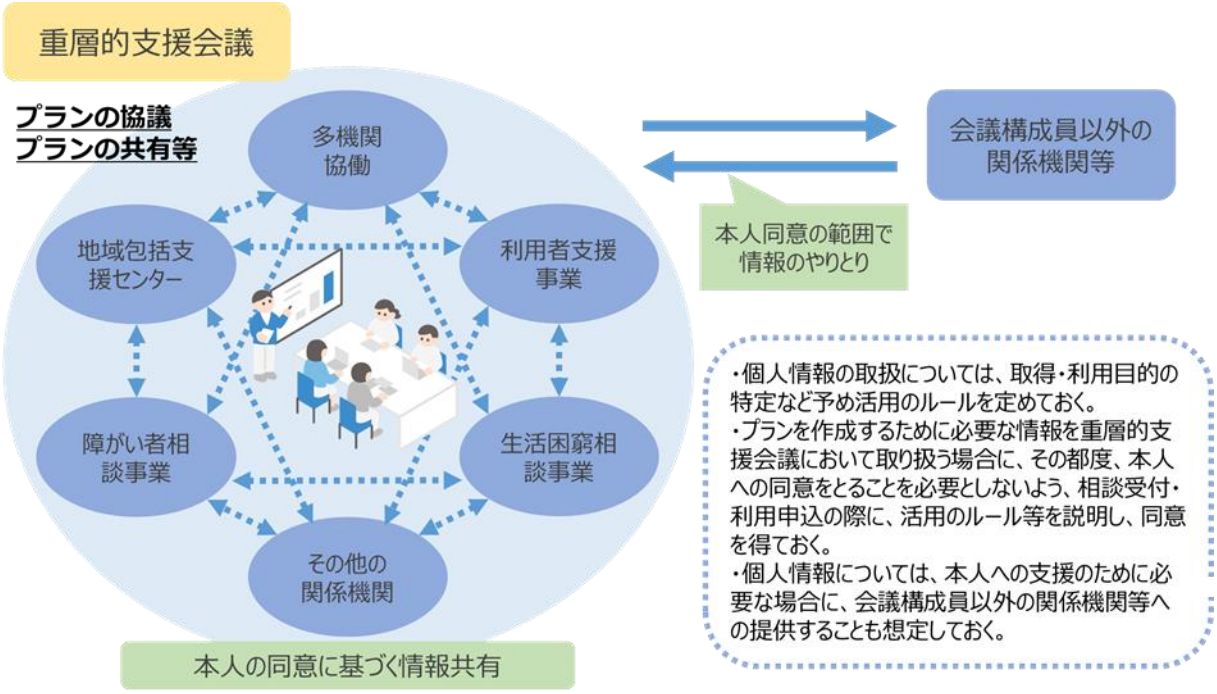

都城市における重層的支援会議

★定例型重層的支援会議の例（令和６年度開催）

【参加機関】

宮崎県介護支援専門員協会、地域包括支援センター、都城市・三股町在宅医療介護連携相談センター、児童家庭支援センター、みやこのじょう障害者就業・生活支援センター、ライフサポートセンター都城、みやざき若者サポートステーション、生活自立相談センター、障害者（児）基幹相談支援センター、子育て世代活動支援センター、都城公共職業安定所、都城保健所、民生委員児童委員協議会、地区社会福祉協議会連絡協議会、社会福祉協議会

都城市地域振興課（男女共同参画担当、消費生活センター）、保護課、こども政策課、こども家庭課、健康課、いきいき長寿課、保険年金課、福祉課

【内　容】

〇都城市における重層的支援体制について

〇アウトリーチ等を通じた継続的支援、参加支援の取組について

〇それぞれの機関でできるアウトリーチ、参加支援について

（グループワークによる意見交換）

★随時型重層的支援会議（個別事例、プラン検討）

【対象事例】

若年性認知症の方の症状理解、症状悪化の取組、就労支援、地域との交流

【参加者】

本人、家族、宮崎県若年性認知症コーディネーター、地域包括支援センター、障がい者（児）基幹相談支援センター、生活自立相談センター、参加支援推進員、居宅介護支援事業所（介護保険）、相談支援事業所（障がい福祉サービス）、認知症疾患医療センター、多機関協働センターすくらむ

【内　容】

本人の目標・支援の方向性の共有、関係機関の役割分担

（２）支援会議

重層的支援体制整備事業において、相談者に係る個人情報等を支援関係機関等と共有する際には、その都度相談者本人の同意を得ながら行うことが基本となります。しかしながら、支援の現場では、本人の同意が得られずに、支援に当たって連携すべき支援関係機関等と情報が共有できない事案や、同一世帯の様々な人がそれぞれ異なる課題を抱え、別々の相談窓口や関係機関等に相談に来ているものの、それらが世帯全体の課題として把握・共有されていない事案など、本人の同意がない場合であっても支援関係機関等の間で情報の共有が必要と考えられる場面が少なくありません。

このような事案に対応するため、重層的支援体制整備事業においては、法第 106 条の６において支援会議を規定し、会議の構成員に対する守秘義務を設け、構成員同士が安心して複雑化・複合化した課題を抱える相談者に関する情報の共有等を行うことを可能としています。このことにより、地域において支援関係機関等がそれぞれ把握している複雑化・複合化した課題を抱える人やその世帯に関する情報の共有、地域における必要な支援体制の検討を円滑にすることができます。

本市においては、「都城市重層的支援体制整備事業における支援会議」として設置要綱を定めました。支援会議の構成員は主として下図のような関係機関を想定していますが、会議で共有・検討する事例や内容等に応じて構成員を変更するなど、柔軟な運用を可能としています。なお、この支援会議は先に記載した、重層的支援会議とはその目的や対象となる範囲等が異なるものです。

（参考）支援会議の構成員のイメージ

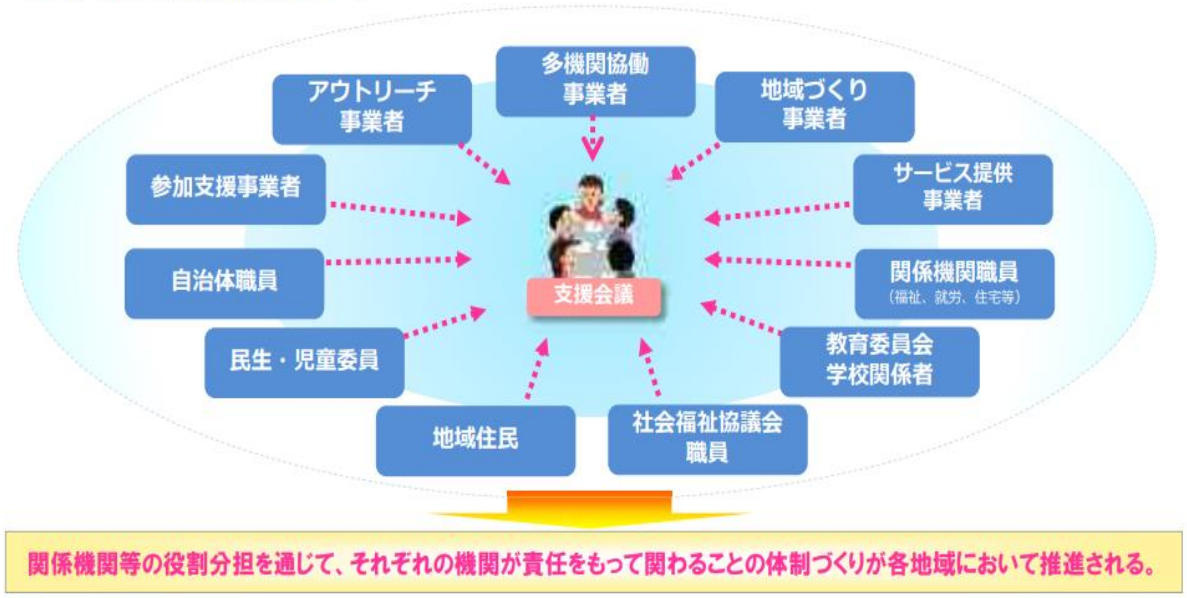

厚生労働省　社会・援護局　研修資料より

都城市における支援会議

【事　例】
　困窮状態にある子育て世帯、障がいのある子の学校生活、日常生活の課題
【参加者】
　障がい福祉サービス事業所、相談支援事業所、小学校、公共職業安定所、社会福祉協議会、生活自立相談センター、多機関協働センターすくらむ、市関係課
【内　容】
　対象世帯の情報・課題の共有、今後の関わり方について

◆支援会議の効果
①　支援につながっていない潜在的な相談者を早期に発見することができる。
②　各支援関係機関等が連携を取り合うことで情報の共有化が図られる。
③　情報の共有化を通じて、それぞれの支援関係機関等の間で、それぞれの役割について共通の理解を得ることができる。
④　支援関係機関等の役割分担を通じて、それぞれの機関が責任をもって関わることのできる体制づくりができ、支援を受ける人やその世帯にとって適切なタイミングでよりよい支援が受けやすくなる。
⑤　支援関係機関等が分担をしあって個別に事例に早期に関わることで、それぞれの機関の限界や大変さを分かちあうことができる。

◆重層的支援会議及び支援会議の開催回数（令和５年度実績）

会　議　名	開催回数
重層的支援会議（随時型：支援プラン等の検討等）	14
重層的支援会議（定例型：連携・ネットワークの強化等）	1
支援会議	8

（３）庁内連携の体制について

①　既存会議等の活用

重層的支援体制整備事業の実施に当たっては、庁内外のいずれも分野横断的な取組を推進していくことが必須となります。その手法として、先にも記載した重層的支援会議や支援会議はもちろんのこと、既存の各種会議やワーキンググループも活用しながら、連携体制を構築していきます。

◆本市の会議体、ワーキンググループ等

・地域福祉計画ワーキンググループ
・生活困窮者自立支援連絡調整会議
・地域ケア会議
・介護保険生活支援体制整備事業協議会
・成年後見ネットワーク会議
・障害者自立支援協議会
・要保護児童対策地域協議会　　等

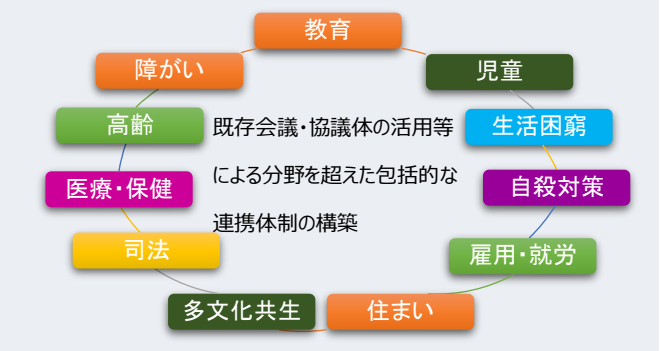

②　都城市職員社会福祉士ネットワーク会議の活用

本市では、令和２年度及び６年度に社会福祉士の有資格者を採用し、福祉関係各課への配属を行っています。社会福祉士は、人と人、機関と機関をつなぐコーディネート力、多様な課題を把握するアセスメント力、課題解決のために必要な社会資源を開発していくディベロップメント力など、いわゆる社会全体を支える仕組みをつくる「ソーシャルワーク」を担う人材として、その役割が期待されている専門職です。

本市においては、社会福祉士の採用初年度である令和２年度に、社会福祉士の有資格者で組織する「都城市職員社会福祉士ネットワーク会議」を発足し、それぞれが担っている業務についての情報交換や、社会福祉協議会の社会福祉士有資格者との意見交換会などを開催しています。

重層的な支援体制を推進していくためには、いわゆる縦割り行政と揶揄される状態をそのままにせず、風通しの良い関係を構築していくことが求められており、そのための庁内連携の仕組みづくりは重要であるといえます。本市では、この都城市職員社会福祉士ネットワーク会議の機能を十分に活用し、庁内連携の仕組みづくりについて検討すること、また、社会福祉士自身が庁内連携を円滑に行うためのハブになるなど、重層的な支援体制の推進に向けて取り組んでいきます。さらには、行政と社会福祉協議会の福祉専門職間の連携機会を増やし、互いのスキルアップを図りながら、社会福祉協議会とのパートナーシップをより強固なものにしていくために、本ネットワークを有効活用していきます。

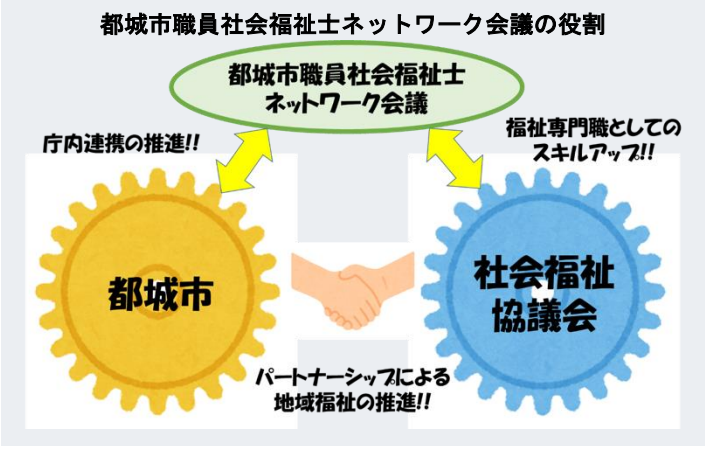

３　今後の重点的な取組

（１）アウトリーチ等を通じた継続的支援と参加支援の機能を発揮できる体制づくり

アウトリーチ等を通じた継続的支援と参加支援は、これまで制度の狭間にいる支援困難であった対象者等に対し、積極的なアプローチ手法として非常に重要な事業であるといえます。

本市では、平成 30 年度から令和２年度までモデル事業として実施していた「多機関の協働による包括的支援体制構築事業」を基礎に、現在の多機関協働事業を展開しており、複合的な課題を抱える世帯への支援、支援機関のコーディネート機能を果たしています。

一方、アウトリーチ等を通じた継続的支援事業及び参加支援事業については、もうひとつのモデル事業である「地域力強化推進事業」を前身として体制を構築してきた背景があり、いわゆる「地域づくり」に重きを置いた事業展開となっています。このことは、「継続的支援」や「参加支援」に直結する地域の取組を改めて把握し、見える化するなどの役割を果たしている一方で、多機関協働事業と連携して個別支援に対応することや、実際に「継続的支援」や「参加支援」を実行する「相談支援」の側面については、その機能を充分に発揮するため、更なる機能強化に向けた工夫とアイデアが必要になってきます。

今回、本計画における重層的支援体制の構築に係る重点的な取組として、多機関協働を主軸としながら、アウトリーチ等を通じた継続的支援及び参加支援における相談支援の機能を発揮できる体制を構築していけるよう検討を進めていきます。

まずは国の示す相談支援のフロー（下図参照）を実行しながら、個別課題への対応を充実させるとともに、地域課題に対応する社会資源の拡充につなげていけるよう体制を整えていきます。

◆アウトリーチ等を通じた継続的支援事業及び参加支援事業を交えた相談支援に係るフロー

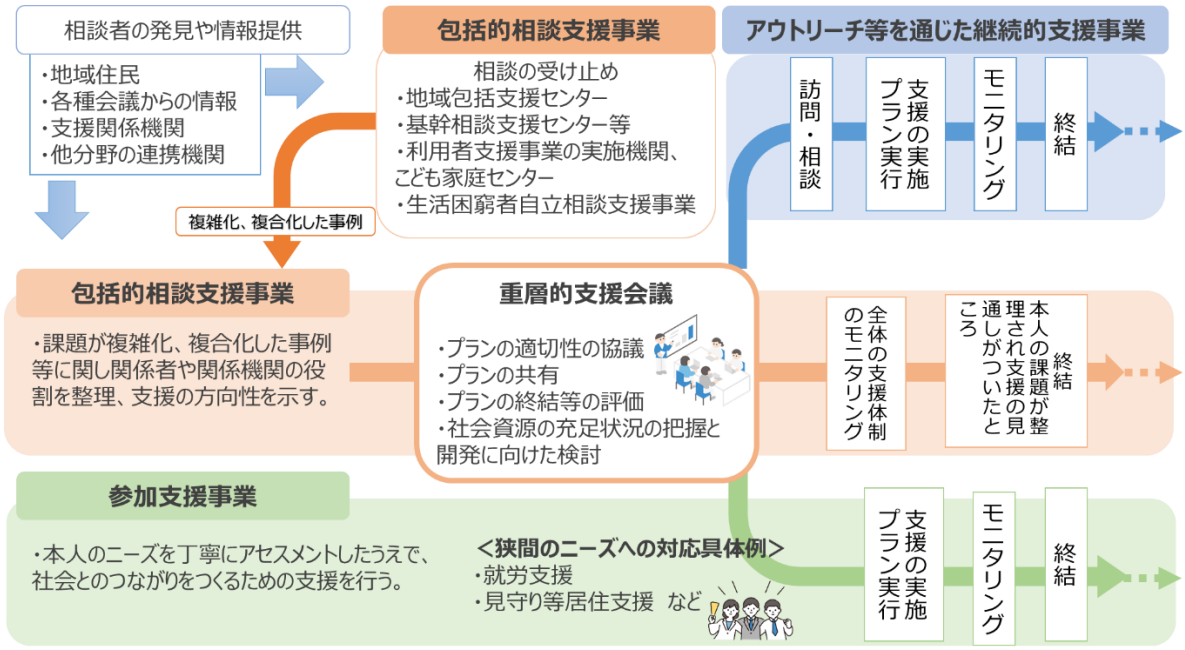

（２）分野を超えた地域づくり事業の展開

地域づくり事業については、各分野における既存事業を従来通り実施することで地域づくりに取り組む形としています。今後さらなる地域づくりの推進を図っていくためには、重層的支援体制整備事業の強みでもある、分野を超えた事業展開を検討していく必要があります。

例えば、高齢者の集いの場にこどもが参加する機会を作っていくことや、障がい者の社会参加を支援するために身近な地域の活動への参画を促すことなどが挙げられますが、これらは既に地域で行われている活動でもあります。一方で、このような活動を地域任せにすることなく、各分野の事業担当課、事業の委託先を含め、あらゆる関係機関が連携・協働する体制を構築し、持続可能な活動としていくことが重要です。

また、包括的相談支援事業や多機関協働事業等との連携も意識しつつ、「個別支援と地域支援」を一体的に進めていくことで、地域共生社会の実現に資する重層的支援体制の整備を進めていきます。

◆重層的支援体制整備事業における地域づくり事業に取り組む視点

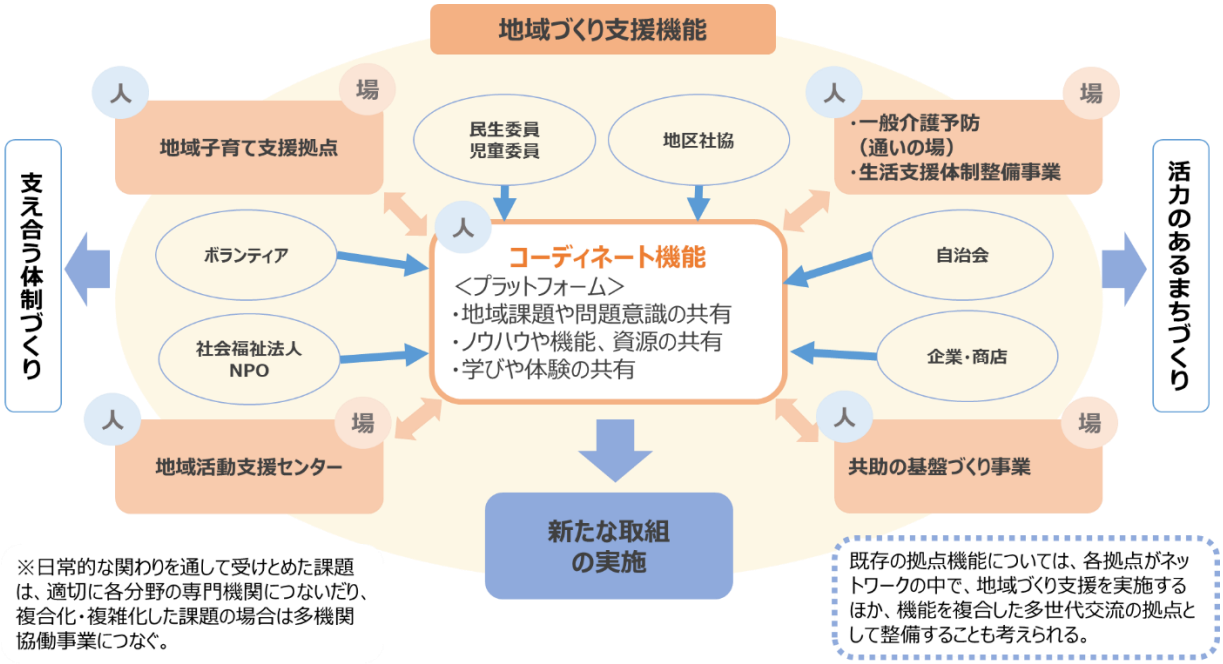

「重層的支援体制整備事業に係る自治体等における円滑な実施を支援するためのツール等についての調査研究」より
三菱 UFJ リサーチ＆コンサルティング（厚生労働省　社会福祉推進事業）

さらに、地域づくりの取組については、地域福祉を推進する社会福祉協議会の関与が必要不可欠であり、重層的支援体制整備に係る事業との連携・協働が求められます。

本市では、15 地区社会福祉協議会による地域づくりの取組を推進していますが、社会福祉協議会の職員を各地区に設ける「地区担当制」を採用し、地区社会福祉協議会の活動を支援する体制を構築しています。

本計画で掲げる、都城市と社会福祉協議会のパートナーシップの充実を図ることにより、分野を超えた地域づくり活動の推進を図っていきます。

“都城版 重層”の仕組み

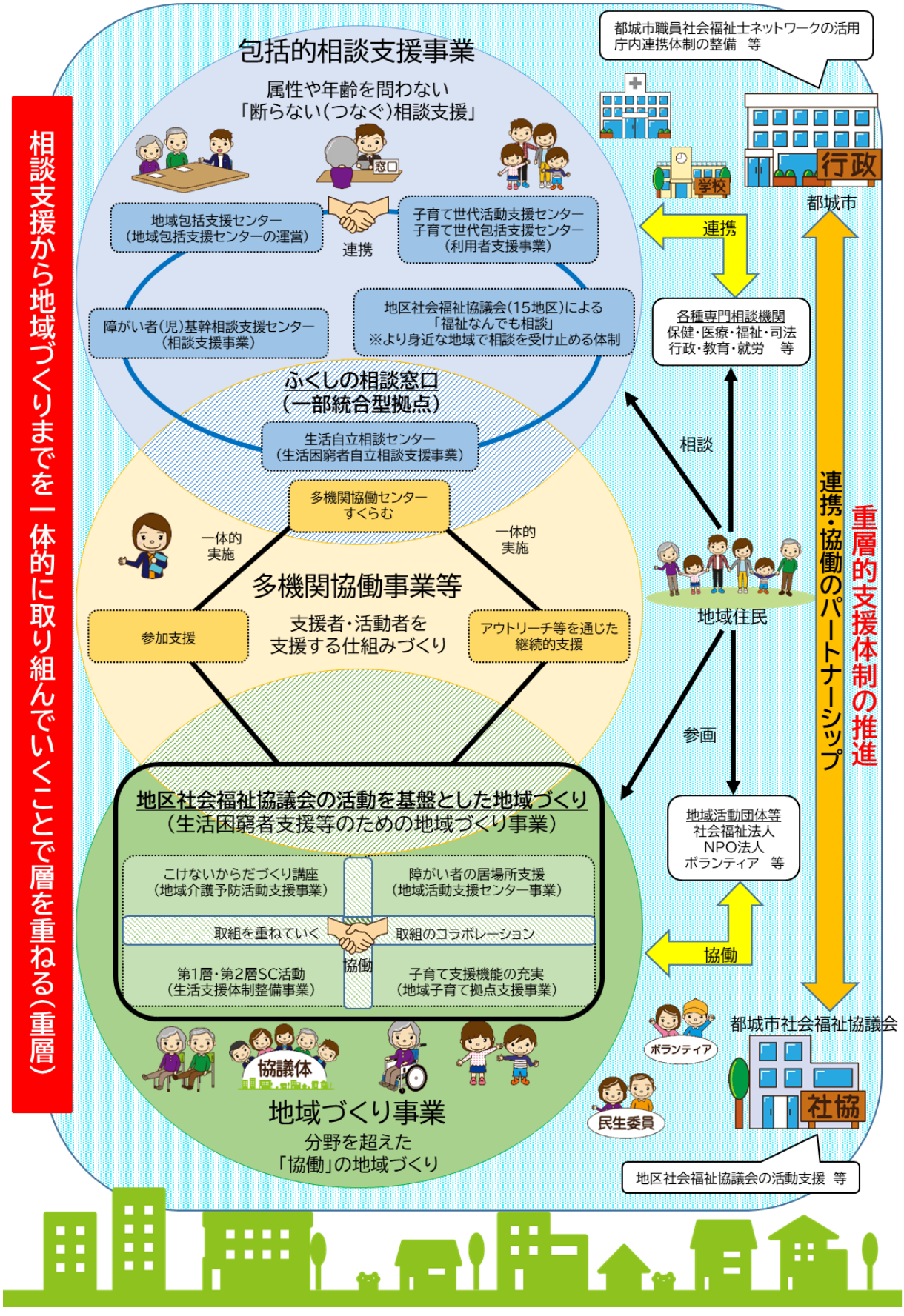
相談支援から地域づくりまでを一体的に取り組んでいくことで層を重ねる（重層）
包括的相談支援事業
属性や年齢を問わない
「断らない（つなぐ）相談支援」
地域包括支援センター
（地域包括支援センターの運営）
連携
子育て世代活動支援センター
子育て世代包括支援センター
（利用者支援事業）
障がい者（児）基幹相談支援センター
（相談支援事業）
地区社会福祉協議会（15地区）による
「福祉なんでも相談」
※より身近な地域で相談を受け止める体制
ふくしの相談窓口
（一部統合型拠点）
生活自立相談センター
（生活困窮者自立相談支援事業）
多機関協働センター
すくらむ
一体的
実施
一体的
実施
多機関協働事業等
支援者・活動者を
支援する仕組みづくり
参加支援
アウトリーチ等を通じた
継続的支援
地区社会福祉協議会の活動を基盤とした地域づくり
（生活困窮者支援等のための地域づくり事業）
こけないからだづくり講座
（地域介護予防活動支援事業）
障がい者の居場所支援
（地域活動支援センター事業）
取組を重ねていく
取組のコラボレーション
協働
第1層・第2層SC活動
（生活支援体制整備事業）
子育て支援機能の充実
（地域子育て拠点支援事業）
協議体
地域づくり事業
分野を超えた
「協働」の地域づくり
都城市職員社会福祉士ネットワークの活用
庁内連携体制の整備　等
行政
都城市
学校
連携
各種専門相談機関
保健・医療・福祉・司法
行政・教育・就労　等
相談
地域住民
参画
地域活動団体等
社会福祉法人
NPO法人
ボランティア　等
協働
連携・協働のパートナーシップ
重層的支援体制の推進
都城市社会福祉協議会
ボランティア
民生委員
社協
地区社会福祉協議会の活動支援　等

第５章　計画の進行管理

１　計画の進行管理

（１）進行管理の方法

本計画は、都城市地域福祉計画策定委員会において進行管理を行います。

各課題に対して掲げた取組状況の評価を、中間見直し時（令和９年度）及び次期計画策定時（令和 11 年度）に実施し、以後の計画に反映させます。

（２）評価方法

今回の計画策定に当たっては、第３期地域福祉計画の評価及び住民アンケートの結果等を踏まえ、各基本方針を具体化した取組のテーマを掲げています。

取組の評価は、基本方針における施策の柱ごとに重要業績評価指標（KPI）を掲げ、その取組状況によりテーマの達成状況を評価します。

なお、関連計画において評価される取組は、地域福祉計画では評価しないこととします。

※重要業績評価指標（KPI）に掲げた取組は、本計画の重点施策となります。

（３）計画の周知

地域福祉は、行政や社会福祉協議会だけではなく、住民の取組、地域の取組、事業者等の取組など様々な人たちの取組が連携することで推進されます。推進に向けて、市の広報やホームページ、研修会等を活用して、計画を広く周知していきます。

２　評価

テーマ	達成度
①　“つながる支援体制”の構築と人材の育成	

基本方針	施策の柱	施策の方向 重要業績評価指標（KPI）	基準値（R５）	目標値（R11）
１ 分野を超えてみんなで支える体制づくり	1.1 相談窓口の充実	1.1.1　地域生活課題の早期発見と把握 1.1.2　各種相談窓口機能の強化、連携		
		アウトリーチによる新規相談件数	**24 件**	**40 件**
	1.2 包括的な支援体制の仕組みづくり	1.2.1　包括的相談支援体制と支援機関の連携・協働		
		重層的支援会議開催数	**28 回**	**40 回**
	1.3 地域共生社会の実現に向けたデジタル化の推進	1.3.1　デジタル化の推進と情報提供・発信の充実		
		高齢者等に対するデジタル技術の講習会及び相談会の実施回数	**215 回**	**215 回**
	1.4 ソーシャルワークを担う人材の育成	1.4.1　ソーシャルワーカー等の育成・連携		
		庁内社会福祉士ネットワーク会議の開催数（情報共有・研修会）	**1 回**	**3 回**

テーマ	達成度
②　地域との連携	

基本方針	施策の柱	施策の方向 重要業績評価指標（KPI）	基準値（R５）	目標値（R11）
２ 共に支え合うお互い様の地域づくり	2.1 地域福祉の応援団づくり	2.1.1　地域福祉を推進する人材の発掘と育成 2.1.2　募金や基金等の活用 2.1.3　ボランティア・市民活動の活性化 2.1.4　社会福祉法人の公益的取組の推進		
		社会福祉施設等との避難支援協定に基づく個別避難計画の作成数	**－**	**10 件**
	2.2 地域でつながる機会の充実	2.2.1　地域交流を促進する「居場所づくり」の推進 2.2.2　住民や企業による支え合う生活支援 2.2.3　地域防災の体制づくり		
		孤立や孤独を抱えている地域住民を対象とした共生型サロンの開設数	**1 か所**	**6 か所**

	2.3 生活困窮者支援の充実	2.3.1　生活困窮者の孤立の予防と支援の充実 2.3.2　こどもの貧困対策、学習支援、生活支援の推進		
		自立支援計画作成における就労の割合	**29%**	**35%**

テーマ			**達成度**	
③　多様な人々への対応				
基本方針	**施策の柱**	**施策の方向** **重要業績評価指標（KPI）**	**基準値（R５）**	**目標値（R11）**
３ 一人ひとりを支える基盤づくり	3.1 社会参加の機会の確保・創出	3.1.1　社会参加に係る地域資源の充実 3.1.2　障がい者や高齢者の就労支援の充実 3.1.3　生活を支える移動手段の確保		
		参加支援事業におけるサロン等の地域資源の創出数	**１件**	**５件**
	3.2 こどもがいきいきと成長できる環境	3.2.1　こどもと家庭への支援 3.2.2　学校と地域の連携・協働及び福祉教育の推進		
		地域と連携した学校に対する福祉教育の実施回数	**27 回**	**32 回**
	3.3 「その人らしく」生きるための支援	3.3.1　権利擁護の充実と推進 (都城市後見制度利用促進基本計画) 3.3.2　終活に対する支援 3.3.3　ダイバーシティの推進		
		成年後見制度に関する相談会及び研修会の実施回数	**３回**	**３回**
	3.4 多様な地域生活課題への対応	3.4.1　再犯防止対策の推進と関係機関の連携 （都城市再犯防止推進計画） 3.4.2　自殺対策の推進 3.4.3　住居確保困難者への支援 3.4.4　虐待防止の取組と支援の充実 3.4.5　孤立防止やひきこもりへの対応		
		再犯防止にむけた関係機関との意見交換及び研修会の実施回数	**－**	**２回**
		ひきこもり支援に関する支援プラン（多機関・アウトリーチ・参加支援）の作成数	**３件**	**30 件**

2.1　社会福祉施設等との避難支援協定は、台風等の風水害時の対応に関するもので、避難支援等は、社会福祉施設等連絡会に加盟する事業者が実施し、「避難の受け入れ」、「避難先までの移送」を行う。

資料編

１　地域福祉計画策定までの経過

年　月	庁内体制／策定委員会	協議内容等
令和５年 ５月 31 日	第１回ワーキンググループ	・地域福祉の説明 ・各課における課題
８月 31 日	第２回ワーキンググループ	・地区社協の取組紹介 ・第３期計画の評価
11 月 28 日	第３回ワーキンググループ	・各課の取組修正について協議 ・次期計画の方針 ・骨子の方向性
令和６年１月	住民アンケート	・地域福祉に関するアンケート 3,000 人
２月 27 日	第１回策定委員会	・計画改訂の背景と意義 ・取組の進捗状況と評価 ・次期計画の改訂事項
	第４回ワーキンググループ	・策定委員会への出席
５月 22 日	第５回ワーキンググループ	・ワーキング委員の役割（委員変更有） ・骨子案
５月 30 日	第２回策定委員会	・住民アンケートの結果 ・第４期地域福祉計画骨子（案） ・包含計画の改訂の方向性
８月 16 日	第６回ワーキング（書面開催）	・第４期地域福祉計画素案途中経過
８月 23 日	第３回策定委員会	・第４期地域福祉計画素案途中経過
10 月	第７回ワーキング 第４回策定委員会 （書面開催）	・第４期地域福祉計画（案）
12 月	パブリックコメント	・第４期地域福祉計画（案）
令和７年３月	第８回ワーキング 第５回策定委員会	・パブリックコメント結果 ・今後の計画推進

ワーキンググループの様子

策定委員会の様子

２　都城市地域福祉計画策定委員会名簿（令和５年度、令和６年度）　　（敬称略）

No.	所　　属	職名	氏名	備考
1	同志社大学社会学部	教授	永田　祐	学識経験者
2	南九州大学人間発達学部	准教授	山之内　幹	
3	都城市自治公民館連絡協議会	会長	柿木原　康雄	市民関係団体
4	都城市地区社会福祉協議会連絡協議会	会長	石田　操	
5	宮崎県南部福祉こどもセンター	所長	福山　旭（R５） 児玉　珠美（R６）	関係官公署
6	宮崎県都城保健所	所長	坂元　昭裕	
7	都城警察署　生活安全課	課長	黒木　龍也	
8	都城市北諸県郡医師会	副会長	楢原　進一郎（R５） 高城　健司（R６）	保健・医療
9	都城市社会福祉普及推進校連絡会	副会長	満園　真由美	保育・教育関係
10	特定非営利活動法人らしく	理事長	甲斐　圭子	
11	こどもボランティアひまわり隊	会長	新穂　美代子	
12	都城市民生委員児童委員協議会	会長	坂元　京子	福祉活動者・団体
13	山之口･高城地区地域包括支援センター	所長	及川　達也（R５） 松永　照子（R６）	
14	都城市障害者自立支援協議会	会長	川口　貴博	
15	都城市社会福祉施設等連絡会	副会長	田中　聡司	
16	みやこんじょボランティアネットワーク	会長	新原　明義	
17	楠の会都城支部	代表	堀江　幸治	
18	都城市共同募金委員会	会長	佐々木　鴻昭	
19	都城地区保護司会	会長	佐々木　慈舟	
20	都城市成年後見ネットワーク会議	会長	大山　野拓	
21	都城商工会議所	事務局次長	河野　謙司	まちづくり関係
22	都城市社会福祉協議会	事務局長	大田　勝信	福祉団体
23	都城市福祉部	部長	満安　真由美	官公署

３　都城市地域福祉計画ワーキンググループ名簿

（令和５年度、令和６年度）

No.	所　　属	職　　名	氏　　名	備考
1	社会福祉協議会地域福祉課	課長	森山　慎悟	
2	社会福祉協議会生活支援課	課長	田村　真一郎	
3	総合政策課	主査 副主幹	猪飼　謙仁（R５） 清　慎一郎（R６）	地域交通、総合計画関係
4	人口減少対策課	副主幹	中島　美浩	空家関係
5	総務課	主事 副主幹	木上　湧大郎（R５） 田中　秀頼（R６）	地域安全関係
6	危機管理課	主幹 主事	黒原　敏彦（R５） 立元　優也（R６）	防災関係
7	地域振興課	主幹 副主幹	種子田　美保（R５） 幣次　加奈（R６）	NPO、まちづくり、公民館 男女共同参画
8	環境政策課	主査	山下　香代子	環境関係
9	障がい福祉課	主査 主幹	永吉　瑞代（R５） 川上　久美恵（R６）	障がい福祉
10	こども政策課	副主幹 主査	平田　弘志（R５） 安永　晃史（R６）	児童子育て支援
11	こども家庭課	副主幹 主任技師	岩本　真由美（R５） 稲用　加奈子（R６）	母子保健・こども家庭
12	保育課	副主幹 副主幹	松元　優弥（R５） 松尾　純子（R６）	保育・子育て支援
13	健康課	主査 主任技師	牧田　由紀子（R５） 吉迫　可奈（R６）	成人保険、 食生活改善関係
14	介護保険課 いきいき長寿課	主査 技師	新坂　友香（R５） 土井　絢乃（R６）	介護保険、 地域支援関係
15	農政課	副主幹 主査	久野　玉絵（R５） 山中　香織（R６）	農福連携 フードロス
16	商工政策課	主任主事	髙橋　卓	就労支援関係
17	住宅施設課	副主幹 主任主事	相良　晃弘（R５） 丸野　妃加莉（R６）	市営住宅
18	学校教育課	副主幹 副主幹	築地　洋子（R５） 濱山　望（R６）	学校・教育関係
19	生涯学習課	副主幹 副主幹	桑田　玲奈（R５） 福森　竜二（R６）	社会教育・生涯学習関係
20	福祉課　高齢福祉担当	主幹 副主幹	鴇　浩二（R５） 鈴木　聖也（R６）	高齢福祉

４　事務局（令和６年度）

No.	所　　属	職　　名	氏　　名	備考
1	福祉課	課長	瀬戸山　敏朗	
2	福祉課	主幹	冨吉　賢司	
3	福祉課	副主幹	新原　直樹	
4	福祉課	主査	内田　文子	社会福祉協議会研修員
5	福祉課	主査	森　佳奈	
6	福祉課	主任技師	細野　伸一	
7	福祉課	主任技師	植村　啓介	
8	福祉課	主事	平川　佳音	
9	社会福祉協議会地域福祉課	課長	森山　慎悟	
10	社会福祉協議会生活支援課	課長	田村　真一郎	
11	社会福祉協議会基幹相談支援センター	参事	白尾　清美	
12	社会福祉協議会地域福祉課	係長	及川　達也	
13	社会福祉協議会多機関協働センター	係長	永田　晃作	
14	社会福祉協議会ボランティアセンター	所長	川﨑　博志	
15	社会福祉協議会基幹相談支援センター	係長	中村　孝人	

第４期都城市地域福祉計画

2025（令和７）年４月

都城市福祉部福祉課
〒885-8555　宮崎県都城市姫城町６街区 21 号
電話　0986-23-0963（直通）FAX　0986-24-1188